

(仮称) 中能登ウインドファーム事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 (2021 年) 5 月

電源開発株式会社

目 次

第 1 章	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1)	公告の日	1
(2)	公告の方法	1
(3)	縦覧場所	1
(4)	縦覧期間	1
(5)	縦覧者数	1
2.	環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
3.	環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1)	意見書の提出期間	4
(2)	意見書の提出方法	4
(3)	意見書の提出状況	4
第 2 章	環境影響評価方法書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1.1 環境影響評価法に基づく公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して33日間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和3年1月14日（木）

(2) 公告の方法

令和3年1月14日（木）付の日刊新聞紙「北國新聞」及び「北陸中日新聞」に掲載した。

（別紙1参照）

また、下記において電子縦覧を実施した。なお、住民説明会の開催についても合わせて公告を行った。

- ・電源開発株式会社のホームページに令和3年1月14日（木）より掲載

<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

(3) 縦覧場所

関係地域を対象に以下に示す7箇所にて縦覧を実施した（参考資料参照）。また、電源開発株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。（別紙2参照）

- ・石川県庁 行政情報サービスセンター
- ・七尾市役所 情報公開コーナー
- ・田鶴浜コミュニティセンター
- ・羽咋市役所 環境安全課
- ・羽咋市 上甘田公民館
- ・志賀町役場 環境安全課
- ・中能登町役場 鳥屋庁舎

(4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：令和3年1月14日（木）から令和3年2月15日（月）まで
- ・縦覧時間：各所の開庁・開館時間に準じた。

なお、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記名数）は、17名であった。

1.2 代替説明会

「2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催」に記載の通り、環境影響方法書に係る住民説明会は新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み中止としていたが、その後の新型コロナウイルスを取り巻く状況を踏まえ、令和3年4月に代替の説明会を開催することとし、また、この開催と合わせて、環境の保全の見地からの意見を求めるため、代替説明会の開催および図書の縦覧についてのお知らせを行い、お知らせの日から起算して32日間縦覧に供した。

(1) お知らせの日

令和3年4月16日（金）

(2) お知らせの方法

令和3年4月16日（金）付の日刊新聞紙「北國新聞」及び「北陸中日新聞」に掲載した。

また、令和3年4月20日（火）付の日刊新聞紙「北國新聞」及び「北陸中日新聞」に、折込チラシを挟んだ。

（別紙1照）

また、下記において電子縦覧を実施した。なお、住民説明会の開催についても合わせてお知らせを行った。

・電源開発株式会社のホームページに令和3年4月16日（金）より掲載

<https://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

(3) 再縦覧場所

関係地域を対象に以下に示す7箇所にて再縦覧を実施した（参考資料参照）。また、電源開発株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。（別紙2参照）

- ・石川県庁 行政情報サービスセンター
- ・七尾市役所 情報公開コーナー
- ・田鶴浜コミュニティセンター
- ・羽咋市役所 環境安全課
- ・羽咋市 上甘田公民館
- ・志賀町役場 環境安全課
- ・中能登町役場 烏屋庁舎

(4) 再縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：令和3年4月16日（金）から令和3年5月17日（月）まで
- ・縦覧時間：各所の開庁・開館時間に準じた。

なお、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記名数）は、9名であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

2.1 環境影響評価法に基づく説明会

「環境影響評価法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 27 号) 第 7 条の 2 の規定に基づき、以下の通り方法書の記載事項を周知するための説明会を予定したが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした。

開催予定日時	開催予定場所	開催状況
令和 3 年 1 月 23 日 (土) 14 時 30 分～16 時 30 分	田鶴浜コミュニティセンター (サンビーム日和ヶ丘)	中止
令和 3 年 1 月 23 日 (土) 19 時 30 分～21 時 30 分	上甘田公民館	中止
令和 3 年 1 月 24 日 (日) 10 時 30 分～12 時 30 分	志賀町文化ホール	中止
令和 3 年 1 月 24 日 (日) 15 時 30 分～17 時 30 分	ふるさと創修館	中止

2.2 環境影響評価法に準じた代替説明会

「環境影響評価法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 27 号) 第 7 条の 2 の規定に基づき予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み中止とした方法書の記載事項を周知するための説明会について、その後の新型コロナウイルスを取り巻く状況を踏まえ、以下の日程で代替説明会を開催した。

開催予定日時	開催予定場所	開催状況
令和 3 年 4 月 23 日 (金) 19 時 00 分～20 時 30 分	田鶴浜コミュニティセンター (サンビーム日和ヶ丘)	開催 47 名
令和 3 年 4 月 24 日 (土) 10 時 00 分～11 時 30 分	上甘田公民館	開催 17 名
令和 3 年 4 月 24 日 (日) 14 時 00 分～15 時 30 分	志賀町文化ホール	開催 16 名
令和 3 年 4 月 24 日 (日) 19 時 00 分～20 時 30 分	ふるさと創修館	開催 28 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

3.1 環境影響評価法に基づく意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和3年1月14日（木）から令和3年3月1日（月）まで
（郵送の受付は、当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

方法書に対する環境の保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた（別紙3参照）

- ①電源開発株式会社への書面の郵送
- ②方法書縦覧場所に設置した意見書箱への投函

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は213通であった。

3.2 環境影響評価法に基づく意見の把握

代替説明会の開催に合わせ、「環境影響評価法」第8条の規定に準じ、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和3年4月16日（金）から令和3年5月17日（月）まで
（郵送の受付は、当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

方法書に対する環境の保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた（別紙3参照）

- ①電源開発株式会社への書面の郵送
- ②方法書縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ③住民説明会会場での提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は29通であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は213通202件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

No.	一般の意見の概要	事業者見解
環境影響評価手続き等について		
1	風力発電計画については、これまで全国各地でその問題が指摘され、地元の住民から反対の声があがってきました。主な指摘には健康被害（低周波による影響、騒音）、環境影響・被害（水質・生物多様性・近隣の海水・水質・地形）、災害（土砂、水害、落雷、風害）などがあります。 これら過去にみられた事例からも、赤蔵山から眉大山にかけて、高さ180メートルもの風車が最大15基も建設されるという本事業については、環境影響評価配慮書/方法書が公表されてきたが、数百ページにもわたるものである中で、後者については説明会が中止されたままであり、その中で閲覧期間もかぎられています。前者についてもすでに見ることができない中、住民が十分と考える周知がなされてきませんでした。住民が意見や懸念を表面し、それに基づきやりとりをする機会もありません。 ついては、本事業がこのまま実施された場合、周辺住民への心理・健康面における被害が大きくなる可能性は免れず、又規模の大きさ・立地からも環境への影響が不可逆のものであるなかで、このまま計画を進めることには無理があり、大いに懸念が残ります。 まずは、住民が納得できるプロセスと方法で事前に十分な情報共有と説明をした上で、懸念や意見をききとり、それらが解消されないならば手を止める、あるいは計画を白紙に戻す余地を残しながら進めるべきと考えます。 それができないならば本事業は重大な人権侵害をひきおこすものと言わざるを得ません。	新型コロナウイルス感染症拡大による説明会中止は、首都圏の緊急事態宣言及び石川県感染拡大警報の発令を鑑み、感染拡大防止の観点から石川県および関係市町のご意見も踏まえ、代替説明会の実施を前提に中止の判断をいたしました。事業者としても苦渋の決断であったことをご理解いただけますと幸いです。 また、今後も環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。 なお、今後、環境影響評価法に基づく説明会として、準備書段階の住民説明会がございます。この説明会において、調査、予測・評価結果の報告をさせていただくこととなります。
2	風力発電事業が広域への説明不十分のままにすすめられようとしていることについて疑問があります。 騒音や、低周波では川の向かいの山側の集落まで影響が及んだ例があると聞きます。保水力の低下による、土砂災害・洪水といった水害リスク、水の流れの変化についても心配です。野鳥をはじめとした生き物への影響、生態系バランス。自然が破壊されると、一度壊してしまった自然のサイクルは二度と戻らないと考えます。その他、里山里海の風景、生業である海や山での仕事への影響も心配です。 人的被害、環境への害など、長期的に考えるとさらにいろいろな影響を及ぼす可能性や、人間が計算しきれないところに長期的な悪影響もあると考えます。補償のこともわかりません。 また、このような風車が建つことにより、ますます若者は能登に住まなくなるのではないかと危惧します。 私達はここに風力発電なんて作ってほしくないです	環境影響評価法に基づき、騒音、水質、動物、植物及び生態系等について現地調査を実施するとともに、現地調査の結果及び、予測・評価の結果を踏まえ、その影響の回避及び低減に努める所存です。 なお、新型コロナウイルス感染症拡大による説明会中止は、首都圏の緊急事態宣言及び石川県感染拡大警報の発令を鑑み、感染拡大防止の観点から石川県および関係市町のご意見も踏まえ、代替説明会の実施を前提に中止の判断をいたしました。事業者としても苦渋の決断であったことをご理解いただけますと幸いです。 また、今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	し、本当に迷惑です。今一度、風力発電の設置について再考をお願いするとともに、しっかり調査を行うとともに、説明不十分のまま進めることなく、話し合いの場をしっかりとつことが必要だと考えます。 それができるまで、計画を止めてください。	
3	貴社が作成した方法書は Internet Explorer 以外のブラウザで閲覧可能ですが、配慮書を含め貴社が作成したアセス図書がダウンロードや印刷できないのは、著作権者である貴社の意向によるものです。しかし、パソコン上にダウンロード、および印刷して閲覧ができないのは非常に不便であることから、貴社は利用者から申請があれば、ダウンロードおよび印刷を可能にすべきです。	開示情報の陳腐化、それにより招く誤解、目的外使用の防止、著作権等の観点からアセス図書のダウンロードおよび印刷はお断りさせて頂いております。ご了承頂き、引き続きご意見等頂けましたら幸いです。
4	コロナ禍とはいえ 3 地区の地元説明会が中止となり、代わりにインターネット公開延長、貴社ホームページ公開だけで説明会を済ますのは地域住民の声を聴くことがなく貴社の手続きだけ済ませればどうにでもなるという姿勢がありありで貴社の誠意が伝わりません。別の手段で広く地域住民の意見を拾う必要があります。	新型コロナウイルス感染症拡大による説明会中止は、首都圏の緊急事態宣言及び石川県感染拡大警報の発令を鑑み、感染拡大防止の観点から石川県および関係市町のご意見も踏まえ、代替説明会の実施を前提に中止の判断をいたしました。事業者としても苦渋の決断であったことをご理解いただけますと幸いです。 また、今後も環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。 なお、今後、環境影響評価法に基づく説明会として、準備書段階の住民説明会がございます。この説明会において、調査、予測・評価結果の報告をさせていただくこととなります。
5	新型コロナウイルスへの感染拡大防止の観点から、方法書に関する住民説明会の中止は正解だったと思います。	説明会の中止にご理解をいただき、ありがとうございます。 なお、新型コロナウイルス感染症拡大による説明会中止は、事業者としても苦渋の決断でした。また、今後も環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
6	今回は、新型コロナウイルス感染症対応として貴社のアセス図書の縦覧期間が延ばされましたが、今後は通常の状況でも意見書の募集期間中はインターネットで閲覧できるようにしていただくことを要望いたします。	縦覧期間については新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら対応してまいります。基本的には環境影響評価法の規定に従って運用していく予定です。
7	特に私達の地域では、時々大洪水が起こりますが、風力発電によりそれがますます頻繁に起こり、大規模になるのは明らかではないでしょうか。	洪水の要因は気候変動による極端気象も要因の一つと考えられ、風力発電のみが要因に当たらないと考えます。少なくとも計画策定時には環境影響評価とは別途の設計に関する許認可がございますので、そちらで対応いたします。
8	風力発電の維持管理、メンテナンス、最終責任などについて、教えてください。資本金や工事予算は十分でしょうか。風車を撤去できますか。問題が発生したら山を元通りにできますか。災害が発生した際の責任はどうなりますか。 一度風車ができて、とり返しのつかないことになる前に、白紙に戻すべきです。麓に暮らす者は不安でいっぱいです。	風力発電所の運営の最終責任は弊社が担います。また、工事、維持管理、更新（建て替え）又は撤去、現状復旧にあたり発生する費用については予め事業計画の中で見込み、その資金を確保することとしており、事業者が責任をもって負担・対応いたします。
9	事業撤退後の発電機設備等の撤去にかかる手順、工期、環境影響の調査、予測及び評価も示して下さい。	事業期間を終えた後、旧風車を撤去し、新風車を設置する設備の更新（建て替え）を行う取り組みは、弊社として実績があり、撤去については工期を含めその手順を踏襲する予定です。 環境影響評価法第 2 条により「事業」とは「特定の目的のために行われる一連の土地の形状（これと併せて行うしゅんせつを含む。）の変更並びに工作物の新

No.	一般の意見の概要	事業者見解
		設及び増改築」と規定され、撤去は含まれておりません。更新（建て替え）事業の場合は、再設置に先立ち実施する撤去を含み、法令に従った環境影響評価を実施する場合があります。 そのため、将来的に更新（建て替え）を計画する場合は、既存設備の撤去工事の工程等を踏まえ、法令に従い、既存設備の撤去及び更新する設備の新設を対象に、環境影響評価を実施いたします。更新（建て替え）を行わず、撤去工事のみの場合にも、自主的な環境調査や環境配慮を検討いたします。
10	貴社が多数の風力発電施設を計画中の七尾市に住む人間として言わずにおれない事は、事業そのものの即時中止です。御存知のように能登半島は世界農業遺産として長く後世に伝え遺して行くべき地域であり、そこでは景観も重要な要素です。たとえ標高は低くとも能登の山々は地域の人が仰ぎ見、校歌にも歌われる大切な山であり決して巨大風車の土台ではありません。山々は治水や住民の心身の健康、野生動物の保護等と密接に関係していて一事業者、一地権者が自由に裁量して済むものではないのです。 一般住民は何も知らされずにいました。過疎化に拍車をかける行為はやめて下さい。 貴社の発電事業はもっと環境負担の少ない方法をとるべきだと考えます。	風力発電計画の検討にあたっては、地元への貢献策も検討し、また環境負荷についても環境影響評価を通じてより良い事業計画となるように努める所存です。
11	観光や人的交流の状況、移住者数、経済効果について、調査して下さい。	ご指摘の項目については、本風力発電計画以外の要素を含めた検討が必要であり、大変申し訳ないのですが、現状では正確な調査は困難と考えております。ご指摘の項目にも寄与できる事業計画となるように努めます。
12	雷や風雪について、調査して下さい。	雷や風雪は風力発電機の運転や強度にも影響する項目ですので、環境影響評価とは別に、適宜機器設計に考慮いたします。なお、弊社は重落雷地域である福井県や、本地点より明らかに風雪が過酷な北海道・東北において運転実績があります。
13	騒音や超低周波音を含め、人体への悪影響の有無を、調査して下さい。	環境影響評価法に基づき、騒音について現地調査を実施するとともに、現地調査の結果及び、予測・評価の結果を踏まえ、その影響の回避及び低減に努める所存です。なお、低周波音の人体への影響については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環水大大発第 1705261 号、平成 29 年 5 月 26 日）において、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とされています。また、超低周波音については、令和 2 年 8 月の改正を以って、「発電所アセス省令」第 21 条第 1 項第 6 号に定める「風力発電所 別表第 6」から除外されました。そのため、環境影響評価手続き上の調査、予測及び評価の対象外としておりますが、事業者の自主的な取り組みとして調査、予測及び評価を実施いたします。
14	未曾有の豪雨や強風なども考慮し、土砂災害や水害についても、調査して下さい。	土砂災害や水害等の防災の観点からは、環境影響評価とは別に石川県をはじめとする関係機関の指導を踏まえ、所要の許認可手続きおよび必要に応じた対策を実施させていただきます。
15	イノシシ等による獣害、農作物への被害や人への被害や危険性が増すと思いますので、調べて下さい。 温室効果削減のために二酸化炭素を排出しない風車を建てても、二酸化炭素の 300 倍の温室効果をもつと言われている肥料（亜酸化窒素）を使わない自然栽培農法をその土地ですることが出来なくなってしまう	獣害の発生の増減は、天候による餌の多寡や繁殖状況にも左右され、本事業との因果関係を証明することは非常に困難と想定されます。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	ら意味がありません。	
16	資料調査は、簡単に入手できるものでだけでなく、地元の人間の資料を借りたり、住民への聞き取りを行うなどして補完する必要があるのではないのでしょうか。	ご意見をいただき、ありがとうございます。文献等では足りない点については、必要に応じて、適切にヒアリングを実施するようにいたします。
17	調査庄と言う言葉があります。調査の際は希少猛禽類の繁殖に影響を及ぼさないよう、十分留意してください。	ご意見をいただき、ありがとうございます。鳥類(希少猛禽類)調査においては、希少猛禽類に影響を及ぼさないよう、十分に留意いたします。
18	調査の項目が住民の関心の心配に応えるものとなるよう、いろいろな面から、十分に時間をかけて、きちんと何が起こるのかがわかるよう、調査を実施してください。	環境影響評価法の参考項目を踏まえつつ、調査仕様については国等が定めたガイドラインに従い、適切に調査を実施いたします。
19	能登半島は世界農業遺産の地です。その大切な大地に農業、漁業、自然の生態系が破壊されることを危惧します。水田に引いている用水の質、そこでとれる米の収穫高や品質、牡蠣をはじめとする海産物の大きさや質など、しっかりと調査し被害のないようにして下さい。	事業計画検討にあたっては、周囲の河川や水田等の分布や距離を踏まえて環境影響を回避・低減した排水計画を立てるように努めてまいります。
20	大変貴重な、私たちの命にかかわる水に関わる場所ということで、懸念しています。住民が飲用している湧水や井戸水の質(にがりなどといった単純なものではなく、ミネラル量やバランスなども含む)、里海の水質(牡蠣の養殖や漁業への影響)について、調べて下さい。	風力発電事業そのものは、地層を面的に大きく改変するものではなく、地下水に著しい影響が及ぶものではないと考えております。一方で、水利用は重要な事項と認識しており、今後、必要に応じて水利用については聞き取り等の対応を行うように努めます。
21	能登地区にはほかの電力会社による複数の風力発電建設計画があり、現在稼働中の風力発電もあります。それらの累積による環境や健康への影響は、想定しきれないのではないのでしょうか？	累積的影響については、方法書記載の対象事業について現時点の最新知見に基づいて調査、予測及び評価を行うようにいたします。
22	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者(電源開発株式会社)及び委託先(アジア航測株式会社)の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。作為が入れば、環境保全上重要な論点が入り替わってしまう。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに同様の理由から本意見の内容について「順番を並び替えること」も絶対にしないで頂きたい。	環境影響評価方法書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、環境影響評価法第十四条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理しますが、要約しないことと明記されたご意見は、原文のまま記載することといたしました。ただし、わかりやすい図書とする観点から同様の意見をまとめるため、意見の掲載順は、一部変更しております。 なお、当該意見者からのご意見につきましては、いただいたご意見の表記のとおり文頭に「■」と数字を付記することで、意見の順番について追えるようにしております。
23	いろんな方が出してくれた意見書に書かれた意見は、まとめずに出来るだけ生の形で、首長にフィードバックするようにしてください。	環境影響評価方法書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、環境影響評価法第十四条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理しております。
24	■30. 「事後調査」は信用できない ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がいない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。	具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
25	「対象事業実施区域」とはどのような意味ですか。	対象事業実施区域とは、「発電所又は発電設備の設置に係る電気工作物全て、対象事業の実施に必要な工事前仮設道路・工事前資材等陸揚げ用仮設港湾施設等、土捨て場、工事前濁水処理施設、工事前ヤードの敷地及びこれらの間にある小規模な面積の空間地を含む区域。」とされております。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
26	■9.「予測の不確実性」の定義及び基準について これまでに事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。しかし、「予測の不確実性」の定義があいまいで意味がよくわからない。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。よって、仮に事業者らが本事業において、「予測の不確実性」について言及する場合は、「予測の不確実性」の定義及び出典を述べることを。 その上で、事業者がコウモリ類の追加的な環境保全措置を実施しない理由を述べよ。	環境影響評価法に基づき適切に対応するとともに、ご意見も参考としながら、分かりやすい図書の作成に努めます。 なお、「追加的な環境保全措置を実施しない理由」とのことですが、現在は方法書手続き中であり、環境保全措置の検討を行う段階にはありません。よって、追加的な環境保全措置の実施の有無についても図書には記載しておりません。具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
27	「事業実施想定区域の一部が、他事業者による事業計画と重複していることから、当該事業者間において、事業計画に係る協議・調整等を行った上で、風力発電機設置位置等事業計画について検討を行うこと。」という知事意見に対し、どのように対応したのか教えて下さい。	事業実施区域で計画される他の事業者には、面談を打診しておりますが、地元住民の方に混乱を招かないよう、引き続き、協議・調整に努めてまいります。
28	「方法書の作成にあたっては、位置・規模等を可能な限り具体化するとともに事業区域の絞り込み過程における環境の保全の配慮に係る検討経緯及び理由を具体的に記載すること。」という知事意見に対し、「配慮書」と同じ建設予定数のまま方法書を提出しているのは不誠実であると考えますが、どのように対応したのか教えて下さい。	対象事業実施区域の設定に際しては、事業実施想定区域より範囲を絞り込み、約 995.2ha から約 660.0ha としました。絞り込みにおいては、位置・規模等の検討を進め、改変の必要のない範囲を除外したほか、近傍住居からの離隔を確保するよう努めました。
29	住民への事業及び説明会の周知が不十分です。 利害関係者にしか、説明がされていないのではないかと疑います。 自分が住んでいる地域なのに、風力発電の事業の計画も知らずに過ごしていたことに正直、驚きました。七尾市民に周知されていないというのもすごく不信というか残念な気持ちでいっぱいです。低周波の影響など、「再生可能エネルギー」の生産のために、元々住んでいる人が健康を害する可能性があるとなると、すでに「持続可能」なエネルギー事業ではなくなってしまう。 アセスメントのプロセスをいったん中止し、住民への情報提供と合意形成をするよう強く求めます。 住民と共に考える方へシフト願います。	コロナ禍により、地元の町内会や地区においても、人の集まる恒例行事の実施を差し控えていた中、環境影響評価説明会をはじめとする風力事業計画の説明会を実施することは困難な状況でありました。今後も弊社としては、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。なお、法定説明会等の周知については、今後改善を検討いたします。
30	方法書においては、工事に伴う森林伐採の範囲や規模その影響についての調査項目が記載されていません。	「森林の伐採」は環境影響評価では「影響要因」に区分され、「造成等の施工による一時的な影響」又は「地形改変及び施設の存在」に含まれることとなります。 本事業では、「森林の伐採」による動物・植物及び生態系への影響のほか、地上改変と言う観点から景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響、森林の伐採量という観点からは産業廃棄物への影響を扱うこととしています。
31	こういった発電所を建設する計画を勝手にすすめるのではなく、その地域の人達にそういう計画があるという旨を何かしらで話し合ったりした方が良かったのではないかなと思いました。	コロナ禍の影響もあり、地元への情報提供や話し合いが思うように出来ておりません。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
32	懸念事項が一扫されない場合には、人や環境への悪影響は回避できないとみなさざるをえません。本事業計画には、ゼロオプションの設定をお願いします。	発電所事業におけるゼロオプションについては、「当初の計画では広めの範囲を設定し、その後の調査等を踏まえ、発電所の位置、規模を絞り込むプロセスを経ることもある。このような「区域を広めに設定する」ことは、計画段階配慮手続に係る技術ガイドにおいて「位置、規模の複数案の一種とみなすことができる」とされている。」とされており、本事業もこの流れに沿って進めています。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
		なお、ご懸念のような影響の程度の予測及び回避・低減を踏まえた評価は、環境影響評価手続きに基づいて、今後、進めていくものとなります。
33	プロセスを急がず、住民と、ていねいで十分な対話を求めます。	今後も環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。 なお、今後、環境影響評価法に基づく説明会として、準備書段階の住民説明会がございます。この説明会において、調査、予測・評価結果の報告をさせていただくこととなります。
34	知事の権限を監視できるようにする法案を至急策定すること、経済効果以上に社会・倫理面の議論を行うこと、先進国の事例から学び科学的データに基づく議論を行うこと、住民と活発な意見交換ができる場・環境を再度整えること、議論集約のプロセスを住民に再度説明することを求めます。	環境影響評価の現地調査で取得予定のデータに基づき科学的な議論を行ってまいります。ご意見交換等については住民説明会等の場において引き続き対応させていただくようにします。なお、法策定のご意見については弊社に対してではなく、行政への意見と理解しました。
35	風車騒音の聞こえ方は、風力発電施設からの距離や、その地域の地形や被覆状況、土地利用の状況等により影響される「これらの特性を踏まえ、全国一律の値ではなく、地域の状況に応じたものを定める必要がある」と考えます。	風車騒音の予測計算では、地形も考慮されており、地域の状況に応じた設定となっております。
36	環境省に提出する前に報告書の内容が地元の住民の意見が正確に反映されていることを確認する必要があると考えます。	一般からの環境の保全の見地に係るご意見への、事業者見解及び対応については、環境影響評価法に基づく審査の中で、ご確認いただくこととなっています。
37	名前と住所を知られたくない人もいます。公務員や教師や事業関係者など、自分の意見を言えない立場の人たちが多数います。無記名の意見書やアンケートを実施すべきです。事業者さんの行動はアンフェアです。	環境影響評価法の手続きに基づく環境の保全の見地からの意見の提出については、環境影響評価法施行規則第4条に定められており、その第1項で「意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とされています。 事業者が求めるか否かに関わらず、法により記載が義務付けられているものであること、ご理解ください。
38	住民に対する方法書説明会の省略は、環境アセスメントの基本精神からして、ありえません。新型コロナウイルス感染拡大を理由に方法書説明会が中止されたことは、周辺住民にとっては「十分な説明」の機会を失ったことになります。法的な瑕疵となる恐れがあります。 説明責任を放棄せず、地域住民との意見交換・対話・合意なしに事業が進まないことを期待します。周知を徹底した上で住民説明会を実施し、住民の合意形成がなされるまで、事業は中止してください。これらの重要なプロセスが今後簡略化されず、丁寧に実施されることを望みます。	新型コロナウイルス感染症拡大による説明会中止は、首都圏の緊急事態宣言及び石川県感染拡大警報の発令を鑑み、感染拡大防止の観点から石川県および関係市町のご意見も踏まえ、代替説明会の実施を前提に中止の判断をいたしました。事業者としても苦渋の決断であったことをご理解いただけますと幸いです。 また、今後も環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
39	周知が不十分で、説明も不十分だと考えます。 今後の事業者、自治体、地域同士の争いのもとになることも予想されます。単純に規定通りの進め方だけでは、住民の理解をえることができないとは思えません。再度、リスクも含め十分な説明の機会を求めます。	新型コロナウイルス感染症拡大による説明会中止は、首都圏の緊急事態宣言及び石川県感染拡大警報の発令を鑑み、感染拡大防止の観点から石川県および関係市町のご意見も踏まえ、代替説明会の実施を前提に中止の判断をいたしました。事業者としても苦渋の決断であったことをご理解いただけますと幸いです。 また、今後も環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
40	本計画では尾根の造成を計画しているが、尾根部分への工事は土砂災害のリスクを高める。近年の集中豪雨、松やナラ枯れによる土壌の悪化、急峻な山頂部への工事は、現行の規制では想定されておらず、事業終	土砂災害や水害等の防災の観点からは、環境影響評価とは別に石川県をはじめとする関係機関の指導を踏まえ、所要の許認可手続きおよび必要に応じた対策を実施させていただきます。また、周囲の河川や水田

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	了後にわたっても災害の危険に地域をさらすと考えられる。環境アセスメントで求められずとも、十分な調査と計画をし、住民との合意形成が求められる。また山間部の改編では湧き水の濁水や水質の悪化が懸念される。これらは予測が難しく、また影響が長時間をかけて現れる問題である。 チュウヒやサシバナなどの貴重な猛禽類や蝙蝠類の生息があり、またガンカモの渡りの経路や休息地となっている可能性が高い。半島の中心に建設される風車の影響は甚大と言わざるを得ない。 住民との合意形成は極めて重要であるはずだが、新型コロナウイルス感染症を理由に説明会を取りやめている。しかし同じような時期に他所では開催しており不誠実な態度と言わざるを得ない。 したがって、方法書の調査内容では十分でなく、地域をよく知る専門家の意見を参考にし、調査の再検討を求める。また十分に効果のある影響回避と事後調査を求める。 それらが十分に行われない場合は、本事業についての計画の大幅な見直し、もしくは中止を要望する。 なお本意見の要約は禁止する。	等への影響を考慮し河川の分布や距離を踏まえて環境影響の回避・低減した排水計画を立てるように努めてまいります。 猛禽類やコウモリ類を含む動物については、現地調査の結果及び、予測・評価の結果を踏まえ、その影響の回避及び低減に努める所存です。 新型コロナウイルス感染症拡大による説明会中止は、首都圏の緊急事態宣言及び石川県感染拡大警報の発令を鑑み、感染拡大防止の観点から石川県および関係市町のご意見も踏まえ、代替説明会の実施を前提に中止の判断をいたしました。事業者としても苦渋の決断であったことをご理解いただけますと幸いです。また、今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
事業計画等について		
41	里山里海世界農業遺産、能登の地。自然豊かなこの地における風力発電は反対です。この地の自然は世界に誇ることでできる真の遺産であると感じています。便利の良い土地では無いが、それ故に自然が残されている。その風土は生態系のバランスが整っており、豊かな大地がそこにはある。後世に残していきたいのは、風力発電などでは無く、そのような自然や風土、地の利を活かした文化や知恵です。 2015 年国連サミットにて採択された持続可能な開発目標 SDGs、2030 年までに達成するために掲げた目標があります。世界的にそのような動きがある中で、SDGs 開発目標項目 7 の示すクリーンなエネルギーと言えるものでしょうか？また項目 13、14、15、気候変動、海の豊かさ、陸の豊かさ、それらは守っていけるのでしょうか？一部の開発目標ではありますが、これらはすべて連動してきます。 目先よりもその先、後に生まれるものへ先を見据えた適切な資源が大切だと感じます。	SDGs 等の考え方については重要なものと認識しており、弊社としてもカーボンニュートラルの実現に向け再生可能エネルギーの普及を目指しております。本事業につきましても、環境影響評価の結果に基づき環境保全措置を検討し、この SDGs に極力合致したものとなるように事業計画を検討してまいります。
42	安全なもので、環境に影響はないのでしょうか？農家、子供、お年寄り、皆が健康で安心して暮らせる町。山を守り、大切に後ろの世代へバトンタッチする。それが望みです。	本事業が周辺地域にどのような影響を及ぼすのか適切に調査及び予測評価を行い、事業計画検討に当たっては、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。
43	能登のアピールポイントは「何もない」がある」こと。I ターンで能登を選んでくれた移住組の方々はそのメリットを感じてきてくれたのに、巨大人工物を並べてはその方々を裏切る。正直、国のお墨付で地方なら好き勝手やっても許される、という奢りが透けて見える。	事業計画検討に当たっては、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。
44	電源開発の概要、設立年、従業員数、資本金、売上高、本店・支店等を教えて下さい。	お手数ですが、弊社 HP 等で各種企業情報を確認できます。 今後の地元説明会等では、企業情報につきましても説明させていただきます。
45	山の木を切らないでください。	事業の実施に際しては、改変面積の最小化の検討を行うことで、伐採する樹林面積の低減に努めます。
46	事業者がやろうとしていることは、公害を引き起こ	電力を始めとするエネルギー需給は日本全体の問

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	し、水俣病と本質的には変わることが無く、住民の深い恨みを買う可能性が非常に高いことを忘れないでください。	題であり、脱炭素社会に向けた非効率石炭火力発電所廃止の方針が示されるなど再生可能エネルギーの導入は必要不可欠であると考えております。本事業が周辺地域にどのような影響を及ぼすのか適切に調査及び予測評価を行い、事業計画検討に当たっては、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。
47	風車が破損したりメンテナンスするコストを会社が支払いできなくなった際には、市や町が負担することにならないですか。	弊社はこれまで全国で多くの風力発電所を20年以上にわたり保守・運営してきた実績があり、ご指摘いただいたような地元行政にコストを負担いただいたことはありませんが、必要なメンテナンスや事業終了後の風力発電機の確実な撤去を含め、地域の皆様にご心配の事項が無いように事業運営を行ってまいります。
48	風力発電機が故障したり、羽根が折れた場合には、どうするのですか？	風力発電機の破損がないように設備のメンテナンスを適切に行ってまいります。万が一破損等発生した場合は、風車メーカー及び関係機関等と協議の上、適切な対応方針を検討し、安全な発電所運営に努めます。
49	子どもたちへの悪影響が心配です。	本事業が周辺地域にどのような影響を及ぼすのか適切に調査及び予測評価を行い、事業計画検討に当たっては、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。また、弊社の風力発電機を教育資料として活用していただいている実績もございます。今後は、どのような貢献ができるかは、地元の方のご要望をお聞きしつつ、弊社として可能な範囲含めて協議をさせていただければと考えております。
50	雇用は、現地調達としてください。	建設中・運転開始後(保守)の各段階において積極的に地元企業を活用してまいります。現時点におきましては、発電所運営の人員及び体制等は決まっておらず、雇用につきましては今後検討させていただきます。
51	平均風速は6~7m/h程度(NEDO)とはいえ、冬は季節風が卓越しているが、一番電気が必要そうな夏はそれほど稼働できるとは思えません。電力を補うほどの安定供給もできず、投資に見合う発電量は得られないと思います。 さらに、維持管理や修理費、撤去費用も高額になると聞きます。 地元の利益もみえず、それ以上に生態系への影響、人体、環境、農業、漁業へのリスクが大きいと感じます。 このような環境破壊や人々の暮らしの破壊は、株主や投資家の知るところとなり、さらなる株価の下落を招くと思います。 投資にみあうリターンはあるのでしょうか？	事業計画検討における事業性は重要な事項であり、風況実測の結果、事業性を確保できる見通しとなっております。周辺環境への影響については、適切に調査及び予測評価を行い、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。
52	風力発電についてはCO2排出を抑え取りかえしのつかない事故からも安全な風力を利用する発電の施策には賛成です。自然の景観を考えて生命多様性への配慮もされ最終的には地域住民の意向を汲んでの手順にも敬意を表します。 伝統ある有形文化財の多い能登の一部地域(羽咋市)においては風力発電の施設はそぐわない。 経済効率優先で歯止めのかからない施策の先例となるようなことは避けたい。 重文に指定されている建造物や国指定の天然記念物	ご指摘をいただきましたとおり、風力発電の普及は昨今の脱炭素の世界的潮流の中にあり、またエネルギーの安定供給は皆様の安全、安心な暮らしにも不可欠なものであると考えております。その上で、弊社としては法に規定された事項を順守し、よりよい事業計画となるように今後とも検討していく所存です。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	である氣多の社の杜が見える場所には設置すること反対です。	
53	強力な日本海風によって、羽がとんでくる可能性はないでしょうか？	風況実測や地形等の各種条件を考慮し、指針等に基づく十分安全な設計強度を確保するとともに必要な対策等を講じてまいります。
54	以前、突然壊れて落ちていた風車を目の前で見ました。壊れて放置されている風車も多くあります。今回の風車は、そのようにならないと言い切れるのでしょうか。	風力発電機の選定については、雷対策等の安全対策を施すとともに風況実測や地形等を考慮し、指針等に基づく十分安全な設計強度を確保した機種を導入を検討しております。万が一機器が破損した場合は、行政等関係機関と協議の上適切に補修等の対応を実施いたします。
55	能登半島にはこれまでに地震が起きており、今後の可能性と建造物の耐震性や周辺への影響はどのように検討されていますか。近隣住民の懸念に応えられるだけの科学的知見、客観的資料の開示が必要と考えます。	耐震性については環境影響評価とは別途地震を考慮した設計強度を確保するとともに必要な対策等検討してまいります。なお、設置にあたっては、耐震性を含め、国及び第三者機関の厳格な審査を経ることになっております。
56	付近の住民達が迷惑するような風車建設は反対である。老朽化の保証や、事故や故障、撤去などの責任は誰が持つのか。	風力発電所の運営の最終責任は弊社が担います。また、維持管理、更新（建て替え）又は撤去、現状復旧にあたり発生する費用については予め事業計画の中で見込み、その資金を確保することとしており、事業者が責任をもって負担・対応いたします。
57	風車1基を建設するのに必要な面積（伐採する森林の量）を、教えて下さい。また、造成した場所はコンクリートとなるのでしょうか。	風車1基建設に必要な面積について事例ではありますが、0.2～0.3ha程度です。伐採する森林の量はその場所ごとに異なります。造成した場所は、風車基礎部のみコンクリートとなりますが、それ以外は砂利敷き詰め、緑化等を予定しています。
58	メガソーラーで、送電線の埋設工事が大きな問題になっている例があります。本事業ではどのようなルートで送電するのでしょうか。また、住民に適切な形で説明する機会は設けるのでしょうか。	送電線ルート及び方式は現段階で未定です。今後の準備書以降の手続きにおいてその計画が決まった場合は住民説明会等の機会を通じて住民の皆様説明する予定です。
59	風車が建った地域では、土地や住宅は売れなくても売れなくなります。誰もそんなところに住みたくはありませんから。その責任は御社が負うべきだと考えますが、どのような責任の取り方をなさるのでしょうか。	地域の土地売買の状況や見込みについては、弊社が直接関与することが困難な事項と考えております。事業検討に当たっては、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。
60	事業終了時点で事業者が施設の撤去及び緑化復元が困難となった場合には他の事業者で作業が行われますか	風力発電所の運営の最終責任は弊社が担います。また、工事、維持管理、更新（建て替え）又は撤去、現状復旧にあたり発生する費用については予め事業計画の中で見込み、その資金を確保することとしており、事業者が責任をもって負担・対応いたします。
61	耐用年数は何年になりますか。	耐用年数は、おおむね20年となります。
62	風車は20年程度しか持たないと聞きます。耐用年数終了後の風力発電の撤去等、後始末の事が心配です。 能登は、古くからの遺跡も残る土地です。縄文時代から人が住んだ形跡があり、その後も人が住み続け、古墳等の遺跡も残っています。自然とともに暮らしてきたという長い歴史を思う時、これから先の未来のことも思わずにはいられません。風力発電は、稼働しなくなったあと撤去されず放置されているというケースもあると聞きます。 貴社が倒産した場合、誰が責任を持って風力発電を撤去するのですか？	行政等関係機関と調整を行うことで史跡や埋蔵文化財包蔵地等の場所を適切に把握し、事業計画を検討してまいります。また、事業終了後の風力発電機の確実な撤去を含め、地域の皆様にご心配の事項が無いように事業運営を行ってまいります。なお、維持管理、更新（建て替え）又は撤去、現状復旧にあたり発生する費用については予め事業計画の中で見込み、その資金を確保することとしており、事業者が責任をもって負担・対応いたします。
63	耐用年数終了後は、どこまでの原状復帰をするのですか。コンクリートなども撤去しますか。撤去しない場合は、コンクリートを残す影響についても調査をお願いします。	事業運営終了後は、風力発電設備・コンクリート等を確実に撤去するとともに、地権者の方の意向も踏まえながら地形普及し、森林法等の許認可条件に基づく緑化・植栽等を実施することとなると考えております。なお、事業20年間終了時の事業環境に応じ、風力発電機等の更新を行い、事業を継続する可能性もござ

No.	一般の意見の概要	事業者見解
		います。その際には、説明会等にて住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように事業検討してまいります。既に、弊社ではそのような前例もあります。
64	本事業で風力発電機 FRP 素材が含まれる発電機器を山間部への建設と言う事ですが、素材にプラスチック性の機器を使用し還元がリサイクルするとしても一部で全て回収し、土壌から海洋環境への影響を保全し得れない計画です。	事業全体の環境負荷を低減した計画となるように検討し進めていく予定です。
65	途中で撤退することもありますか。可能性があるのであれば、途中で撤退した場合の環境への影響も、調べて下さい。	風況実測の結果、事業性を確保できる見通しであり、発電所運営期間における途中撤退は想定しておりません。
66	能登地域は国連食糧農業機関（FAO）における世界農業遺産（GIAHS）に認定されている。本件（風力発電事業）はFAOのGIAHSの基本理念に著しく逸脱した事業であると考えられる。必ず自治体とFAOとの協議の上、事業を推進して頂きたい。	能登地方は世界農業遺産に認定されていることの重要性は認識しております。本事業が周辺地域にどのような影響を及ぼすのか適切に調査及び予測評価を行い、事業計画検討に当たっては、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。
67	風力発電について、良い、悪いという詳しいことはわかりませんが、今ある土地を切り開いて風車を建てることには反対です	事業計画検討に当たっては、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。
68	能登半島は自然豊かな環境です、「のと里山里海」としてブランド力を高めており、観光事業を軸として、若い世代の呼び込みに一定の効果をあげつつあります。そんな中、のと里山里海の大切な自然を破壊する建設事業は、のと里山里海のブランドを崩してしまう行為となります。 そもそも電力供給能力に安定性のない風力発電は、火力や原子力などの既存発電施設の代わりになるものでは決してありません。 落雷被害、鳥獣被害、睡眠障害も考えられます。騒音や睡眠障害の面から最低限の離隔距離が確保されているとは到底思えません。以上の事から、今回の風力発電事業に私は反対します。	電力を始めとするエネルギー需給は日本全体の問題であり、脱炭素社会に向けた非効率石炭火力発電所廃止の方針が示されるなど再生可能エネルギーの導入は必要不可欠であると考えております。本事業が周辺地域にどのような影響を及ぼすのか適切に予測評価を行い、事業計画検討に当たっては、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。
69	当時東京に住んでいた私は、自然の営みは朝から晩まで本当に繊細で微妙なバランスの中で成立しているのだなと感じました。特に里山の自然はある種の閉じた空間で、そこに長年存在してきたもの同士のバランスがとても重要なのだと思います。そのバランスを変える行為を加えた時、どんな変化が起こるのか。それを判断するのは容易なことではありません。そして、もし削ったものや加えたものが間違っていたら、そのバランスを元に戻すことは不可能に近いはずです。そのバランスの中でこれまで生きてきて、そしてこれからも生きていく人々の意見を聞き、その土地の動植物や自然の環境を第一に考えてください。宜しくお願いいたします。	事業計画検討に当たっては、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。
70	将来的な移住者への影響も調べて下さい。人が去り、町が消えていくという損害に対する補償について、教えて下さい。補償できないなら、計画を白紙に戻してください。	将来的な移住者への影響は弊社では把握し兼ねますが、事業計画検討に当たっては、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。
71	能登の里山里海、観光、海の幸、景観など地域資産、移住促進などへの影響から、事業に反対します。	事業計画検討に当たっては、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、ご懸念が生じないようにより良い計画となるように検討してまいります。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
72	風力発電機の建設にあたって、資材運搬用の林道の新設が不可欠と思いますが、道幅はどれくらいになりますか。2.5m以上の道幅の林道はのり面が高くなり崩壊のリスクが高まる、雨滴が直接地面にあたり土砂の流出が増え、山林の崩壊、河川の氾濫の懸念があります。2018年9月の豪雨による被害もありました。山の頂上の樹木を伐採し地面を掘り起こすことは、改悪です。 土壌保全、水源涵養の喪失による災害の拡大、土砂流出、斜面決壊、洪水の増大の懸念から、事業に反対します。	風力発電機の資材搬入路の設計については、現段階では詳細未定ですが、改変面積の最小化の検討を行うことで、伐採する樹林面積の低減に努めるとともに、災害防止に十分配慮し、関係機関からのご指導を仰ぎながら、防災面・安全面の許可基準等を満足する計画を検討いたします。
73	石川県は電力不足ではありませんよね。 あなたがたは山の人が苦しむのを知らんぷりをするんですか？ これだけ「やめてほしい」といっているのにやめないのはどうしてですか？ あなたはやめてほしくはないのですか？ お金のために、山や命や心や木や森、たくさんのお金のためにこのことを死なすのですか？ 風車を作るのをとめてください。 本当にお願いします。	電力を始めとするエネルギー需給は日本全体の問題であり、脱炭素社会に向けた非効率石炭火力発電所廃止の方針が示されるなど再生可能エネルギーの導入は必要不可欠であると考えております。本事業が周辺地域にどのような影響を及ぼすのか適切に予測評価を行い、事業計画検討に当たっては、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。
74	自然はいきもの、水、私達の食べもの、様々なものを守ってくれています。他の風力発電を見て、山が悪く変わると感じました。里山を犠牲にしてしまっは本末転倒です。 能登の里山里海文化への影響、水環境の悪化、田畑・水産資源への悪影響も心配です。風力発電事業については、健康被害や水害、風害、鳥獣被害、生体バランスが崩れたり、騒音が起こったり、プラスになる事は一切聞きません。自然を壊して、大きな音（不快な）を1日中聞いて、体を害してまで事業を実施する必要はないと思います。 低周波等の健康被害から初まり、治水・自然に対する配慮に欠けるこのような建造物は無用の長物にしかおもえません。今回の建設には反対の意見を表明します。 自然と向き合い仲良く暮らす人々の日常をそっとしておいてください。	事業計画検討に当たっては、本事業が周辺地域にどのような影響を及ぼすのか適切に調査及び予測評価を行い、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。
75	大々的な報告もせず十二分な説明もせずこのような風力発電設備を建ててもいいのでしょうか？	新型コロナウイルス感染症拡大による説明会中止は、首都圏の緊急事態宣言及び石川県感染拡大警報の発令を鑑み、感染拡大防止の観点から石川県および関係市町のご意見も踏まえ、代替説明会の実施を前提に中止の判断をいたしました。事業者としても苦渋の決断であったことをご理解いただけますと幸いです。 また、今後も環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
76	能登半島は世界的な保護鳥トキが日本の本土で最後まで生き延びて来た所です。水鳥の聖地です。豊かな農地、森林、動植物を破壊したり、また、奇形に追いやったりすると聞きました。 動物への影響から、事業に反対します。	環境影響評価法に基づき、動物、植物及び生態系について現地調査を実施するとともに、現地調査の結果及び、予測・評価の結果を踏まえ、その影響の回避及び低減に努める所存です。
77	建ててしまったら、後戻りは出来ないと思います。もう少し考えを改めてほしいと思います。原発に変わる電力の方法ではなく、1人ひとりの節電の方がずっと費用も掛かりません。	人口減少、省エネの普及等の背景がありながらも、エネルギーの電気依存度は向上する流れの中で電気の需要は大きく減少しないとの想定を国は示しています。地球温暖化対策の観点から、現在の電源を再生可能エネルギーに置き換えていくことが必要と考えます。事業計画検討に当たっては、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただ

No.	一般の意見の概要	事業者見解
		きながら、より良い計画となるように検討してまいります。
78	脱原発、脱炭素化、CO2 削減、脱炭素社会が求められ、自然エネルギーが計画されていますが、全国各地で、自然と暮らしを守ろうという住民の反対運動が起こっています。再エネ賦課金を原資とした高い電力買取価格で利益を上げようという事業者たちの金儲けのために、地方の豊かな自然と暮らしが破壊されることは、これ以上許されません。 CO2 排出を削減したいなら、無駄な消費と労働を減らして、不必要な電力消費をやめればいいだけです。この能登に本当に必要なのでしょうか？	ご意見のとおり、脱炭素社会とすべく国レベルで取り組まれており、弊社としては政府が掲げる 2030 年および 2050 年のエネルギーミックスの実現にも貢献してゆく考えです。事業計画検討に当たっては、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。
79	風が強い時には稼働できないと聞きました。建設に多額の費用が掛かるとも聞きます。動物にも影響が出中、本当に必要なのでしょうか。	ご指摘の風況については重要な事項と認識しており、風況実測の結果、本計画地は良好な風資源が得られると認識しております。事業計画検討に当たっては、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。
80	火力や原発による発電を減らし、環境にも健康にも万が一の事故に対するリスクマネジメントという視点からも、自然エネルギー、再生エネルギーには無知識のまま良いイメージがもたされています。しかし実際に風力発電が建設された町や地域には必ずといっていいほど環境被害や健康被害に対する切実な訴えがあるのはなぜでしょうか？感覚的被害に対して妄想だという理由で裁判に勝つという事例もありました。人間に対する被害は言葉や行動で示せますが、自然や動物たちは意見が言えません。しかし、世界的にみれば川や山など自然の構成要素 1 つ 1 つに人格と同等の権利を与え「人権」として主張を認める時代になっています。里山里海ひとつひとつに人権を認めたとしても、何の害もない、環境にとって良いことだと言えるのでしょうか？	電力を始めとするエネルギー需給は日本全体の問題であり、脱炭素社会に向けた非効率石炭火力発電所廃止の方針が示されるなど再生可能エネルギーの導入は必要不可欠であると考えております。今後の環境影響評価手続きにて、本事業が周辺地域にどのような影響を及ぼすのか適切に調査及び予測評価を行います。 また、事業計画検討に当たっては、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。
81	日本の人口が減少している状況で、この事業は必要ですか。	人口減少、省エネの普及等の背景がありながらも、エネルギーの電気依存度は向上する流れの中で電気の需要は大きく減少しないとの想定を国は示しています。地球温暖化対策の観点から、現在の電源を再生可能エネルギーに置き換えていくことが必要と考えます。
82	国民が望んで計画された事業ではなく、企業がエネルギーを活用する運用でしか発案されていない計画です。倒壊や破損、撤去、復旧などにも行き届いていません。本当に「持続可能」なのでしょうか。 お金儲けのために、私たちが犠牲になることは許せません。このようなエネルギー植民地みたいなことは止めて下さい。	電力を始めとするエネルギー需給は日本全体の問題であり、脱炭素社会に向けた非効率石炭火力発電所廃止の方針が示されるなど再生可能エネルギーの導入は必要不可欠であると考えており、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。また、運転開始後は、必要なメンテナンスや事業終了後の風力発電機の確実な撤去を含め、地域の皆様にご心配の事項が無いように事業運営を行ってまいります。なお、また、維持管理、更新（建て替え）又は撤去、現状復旧にあたり発生する費用については予め事業計画の中で見込み、その資金を確保することとしており、事業者が責任をもって負担・対応いたします。
83	現在の再生可能エネルギー普及促進は、政府が 2050 年を目標に打ち出す「脱炭素社会」が後押しするものですが、そもそも、脱炭素を担うのは、二酸化炭素を吸う健全で豊かな森林の育成にあります。それを破壊して建設される大規模な風力発電やメガソーラー発電は本末転倒です。また、風や太陽光のように天気によ	事業計画において、改変面積の最小化の検討を行うことで、伐採する樹林面積の低減に努めます。また、脱炭素社会に向けた非効率石炭火力発電所廃止の方針が示されるなど再生可能エネルギーの導入は必要不可欠であると考えており、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	右される発電が主力になることはあり得ません。需給バランスを調整するために出力コントロールが可能な火力発電が必要になります。風力発電や太陽光発電所は、脱炭素のためではなく、20年間の「固定価格買取制度」に保証された売電による投資目的で建設されます。 建設ありきの計画と説明ではなく、本当に地域と日本に有益か否かの議論を求めます。	ら、より良い計画となるように検討してまいります。
84	現在羽咋市以北の能登半島では、計73基もの風車が稼働中です。他にも志賀原発、七尾大田火力と2箇所の大規模発電所、100箇所以上の太陽光発電所があります。電力の供給だけなのであれば、今のままでも十分ですし、電力不足を感じられません。 これ以上、風車は必要でしょうか？	電力を始めとするエネルギー需給は日本全体の問題と認識しております。事業計画検討に当たっては、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。
85	風力発電施設の撤去後は、自然を元通りに戻すことは可能でしょうか。一時的な利益のために、何世代も先の子孫に残すべき自然環境や多様性ある豊かな生態系を破壊するのは不合理であり、その修復費用を考えた場合、損益が大き過ぎます。	事業終了後に風力発電機・コンクリート等を確実に撤去いたします。また、関係地権者の方の意向も踏まえながら地形復旧し、森林法等に基づいた緑化・植栽等を実施することとなると考えております。なお、維持管理、更新（建て替え）又は撤去、現状復旧にあたり発生する費用については予め事業計画の中で見込み、その資金を確保することとしており、事業者が責任をもって負担・対応いたします。
86	大型の風力発電建設はCO₂削減にもなりません。生態系、人体、環境などへのリスクのほうが高い、未来へ残す負債が多く、子供、孫への負の遺産を残すこととなります。自然を守って、その恵みを守っていくことが子ども達や未来への大切な送り物であり、未永く美しい自然の能登を後世に継ぐことこそ我々の使命です。小さな里山の自然を守ることで大きく大きく地球を守れることへ目を向けていただきたいと思います。 持続可能なエネルギー事業となる本当の行動はどうすることなのか関係者の皆様全員に考えて頂きたいです。 環境をいかに守っていくのか、長期的に考えを聞かせて下さい。全ては事業者の皆様とそこご家族様にも近い将来関わってくる大切な事だと思っています。 今一度本計画の見直しを求めます。お金もうけでなく、生きものすべてに役立つ事を進めてください。	電力中央研究所報告「日本における発電技術のライフサイクルCO₂排出量総合評価（平成28年7月）」にて、設備の製造～発電所建設～施設稼働～撤去・廃棄までの一連の流れの中で排出されるCO₂量（ライフサイクルCO₂）について、風力発電のライフサイクルCO₂は低く抑えられているとの見解が示されております。今後の環境影響評価手続きにて、本事業が周辺地域にどのような影響を及ぼすのか適切に調査及び予測評価を行い、事業計画検討に当たっては、地元の皆様のご意見等々をいただきながら事業計画検討を進めていく予定です。
87	能登は豊かな自然を観光資源としている地域、自然と共に暮らしてきた歴史があり、世界農業遺産として認定されている場所です。ここで事業を行うことによる住民のメリットは何でしょうか。 生き物や天然の生簀と言われる七尾湾への影響、地質や地盤の変化による水資源への影響や治水の悪化、低周波による健康被害、ストレスから害獣が凶暴化した例もあり農作物への被害なども深刻化が懸念されます。 たった20年のために能登の自然を回復不能なまでに破壊するような、利益第一の事業は許されません。これ以上地域にとって無駄な風力発電所は要りません。 後々住民同士で禍根を残すことが無いよう、大多数の同意を得るような安心とメリットを示してから着工を望みます。	本事業が周辺地域にどのような影響を及ぼすのか適切に調査及び予測評価を行います。また、今後も環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努め、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。
88	石川県は日本一雷の多い県です。碁石が峰の風力発電への落雷は、2005-2006だけで119回もあったそうです。 石川県では雷で止まったり、壊れて放置されている	ご指摘のとおり雷への対応は重要な事項と認識しており、風力発電機の選定については、雷対策等の安全対策を施すとともに風況実測や地形等を考慮した機種を導入を検討しております。機器の損傷等発生し

No	一般の意見の概要	事業者見解
	風車がたくさんあります。落雷で壊れて撤去されたものもあります。 落雷による修繕費が高額になることもあったと聞きます。予算を組めず長期間放置されて巨大な産廃に成り果てるのではないかと。また、採算は合うのでしょうか。 風車が壊れたりしたら、どのように対応するのでしょうか。 落雷の可能性と影響・被害の想定はどうなっているのか、避雷の対策と効果の程は如何なものか、住民に納得できるように開示すべきと考えます。	た場合は、行政等関係機関と協議の上適切に補修等の対応を実施いたします。
89	冬の能登は雷が非常に多く、巨大な風車は雷をさらに呼び込むこととなります。能登半島の里山に風力を設置することは、今まで海に置けていた雷までも土地に民家に誘導する事態となると考えます。 基石ヶ峰の風力発電施設では、落雷が風力発電のせいではないと説明されていましたが、撤去されてから落雷がなくなりました。 落雷は、山火事を起こす原因でもあり、地域住民の命と生活を無視した人災を計画していると言っても過言ではないと考えます。 能登の雷を、十分調査・分析すべきです。	落雷位置の変化に関するメカニズムについては、十分なデータや知見が揃っていないと認識しており、仮にそのような事象があったとしても、その要因は気候変動に伴う気象現象の変化も加味して考察が必要と考えております。
90	もっと高い山の方が風力に最適だと思うのですが、なぜこの場所なのでしょう。	ご指摘のとおり高い山のほうが一般的には風況が良くなりますが、地形、各種法規制および機材輸送等の別の側面も考慮する必要があります。本計画地は風況のみならず風力事業検討に必要な好条件を満たしているため選定しております。
91	なぜこの場所なのでしょう。人口が少ないから問題はないとの認識でしょうか。	事業計画地の選定は、風況、地形、各種法規制および機材輸送等の様々な条件から考慮する必要があり、人口の問題ではありません。事業計画の立案にあたっては周辺の住民の皆様の生活環境への配慮は必要と認識しており、環境影響評価手続を通じてより良い事業計画となるように検討していく予定です。
92	建設用地があまりにも近隣の集落に近すぎると思います。少ない平地に人口が密集する日本では、住民が暮らす地域から十分な距離を取ることは不可能だと思います。 一度作ってしまうと廃棄も簡単にはいかず、騒音を含む健康被害や土砂災害などがあっても地元民が我慢するしかなくなります。事業の中止をどうぞ、宜しくお願い致します。 事業を進めるのであれば、風力発電が建設された地域で健康調査、自然環境への影響調査を長期間行い、科学的に問題がないことを証明してください。また、巨大風車が間近に存在する生活がどんなものなのか経験してからにして下さい。	本事業が周辺地域にどのような影響を及ぼすのか適切に調査及び予測評価を行い、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。
93	「(仮称)能登中風力発電事業」も、ほぼ同じ対象地で、ほぼ同じ事業内容で、あわせて最大31基の風車が建つという可能性がありますので、環境アセスメントは31基の風車が建つ前提で進めないとなすまいではないでしょうか。地形的に31基は無理ということであれば、どのように事業のすみわけをするのかご教示ください。	事業のすみわけについては、現時点では決定していないためお示しできる情報はありませんが、今後の環境アセスをはじめ諸検討を進めるうえで、事業実施区域で計画される他社との調整が不可欠だと認識しております。事業実施区域で計画される他の事業者には、面談を打診しておりますが、引き続き、協議・調整に努めてまいります。
94	林野庁の林地開発許可制度では、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の観点から支障を及ぼす恐れがある場合などは、知事の許可が下りないはずですが。本事業を進めるというのであれば、これらのすべてに対して対策を講じた上で、補償についても明記してください。	ご指摘のとおり林地開発許可制度等の許認可手続きにおいて、災害の防止等について基準を満たした計画を検討してまいります。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
災害等について		
95	風車の設置による自然破壊、自然災害のデメリットは必ず出てくると考えます。	環境影響評価以外の許認可手続きにおいて災害に関する事項を扱いますので、その手続きを通じて行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、災害防止に十分注意し、より良い計画となるように検討してまいります。
96	近隣の川が氾濫することが多く、伊久留川、大津川、深見川、三引川などで氾濫が起きている。2018年には危険地帯に入っていなかった吉田川が、総雨量780mmで氾濫した。 風力発電施設と連絡道の造成のため山の木を切れば、土壌保全や水源涵養の機能が損なわれ、山の保水力は低下し、保水能力を失った山から大量の雨が連絡道を伝い川となり、治水が悪化、大雨や台風などによる二次的に大水や洪水による災害を拡大する恐れがある。 事業予定地は、川が短く水害に弱い地域である。 住民の生存権が侵されることにつながる事です。自然災害を考え、住民の被害を考え 風力発電の設置場所の再検討をするべきだと思います。	林地開発許可制度等の環境影響評価以外の許認可手続きにおいて災害に関する事項を扱いますので、その手続きを通じて行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、災害防止に十分注意し、より良い計画となるように検討してまいります。
97	事業地への想定以上の降雨などにより下流に災害による被害が生じた場合には、事業者や地権者にも復旧の連帯責任は発生しますか。	本事業による災害が発生しないよう林地開発許可制度等の許認可手続きにおいて沈砂地設置等の災害対策を検討するとともに造成及び機器設置については、行政が定める防災面・安全面の基準を満たした土木設計及び施工を行います。なお、本事業によって災害が発生したと認められた場合は、弊社の責任においてその解決にあたります。
98	災害により被害が生じた場合には、被害者への十分な補償、追加での治水工事など、責任を持って対応いただけるのでしょうか。	本事業による災害が発生しないよう林地開発許可制度等の許認可手続きにおいて沈砂地設置等の災害対策を検討するとともに造成及び機器設置については、行政が定める防災面・安全面の基準を満たした土木設計及び施工を行います。なお、本事業によって災害が発生したと認められた場合は、必要な修繕工事及び追加の災害対策を検討いたします。
99	災害及び防災機能の維持に対する、具体的な対策を教えてください。	本事業による災害が発生しないよう林地開発許可制度等の許認可手続きにおいて沈砂地設置等の災害対策を検討するとともに造成及び機器設置については、行政が定める防災面・安全面の基準を満たした土木設計及び施工を行います。
100	近年極地豪雨災害が多発しているため施設整備地や資材搬入道路整備の際には土砂災害ハザードマップ等を精査し、土砂災害が起きないように十分な配慮が必要です。	工事計画の策定の際は、土砂災害ハザードマップ等を精査するとともに、本事業による土砂災害が発生しないよう林地開発許可制度等の許認可手続きにおいて沈砂地設置等の災害対策を検討いたします。
101	この地域は昔から雨が多く、さらに長雨やゲリラ豪雨、予想がつかない豪雨や台風の巨大化などの激しい雨による、土砂崩れの可能性や、川などへの土砂等の体積が心配です。山の中で森を切り開き施工する事は、山の保水力を低下させ、土砂の流出や洪水などの災害の原因となります。近年頻発している地震の影響も心配です。 能登地域は赤土など、地盤が弱く土砂が流出しやすいことも懸念され、このような場所の斜面を切り開くことは災害を引き起こす可能性が非常に高いと思います。 また、方法書によりますと、土砂災害危険渓流に6か所もかぶっているところがあるようです。 災害が起きやすい環境を人間自ら作ることは、絶対にしてはいけないことです。建ててしまってから「こ	本事業による災害が発生しないよう林地開発許可制度等の許認可手続きにおいて、行政等関係機関（土木の専門家）のご意見及びご助言をいただきながら、沈砂地設置等の災害対策を検討するとともに造成及び機器設置については、行政が定める防災面・安全面の基準を満たした土木設計及び施工を行います。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	んなはずじゃなかった」「もっと環境に良いものだと思っていて」と言っても遅いのです。 一度崩れた、森林の再生は、数年ではできません。数十年、数百年かかることが予測できます。5年後10年後の短期的な視点での開発ではなく、100年後の能登の里山里海のことを考えて下さい。 災害の専門家を入れて、土砂災害のリスク調査を行ってください。 私達の命と直結する、森に風力発電を作らないで下さい。子供たちに、安心な未来を残していきたいです。暮らしている皆さんが、気持ちよく、安心して暮らしていける地域づくりを、一緒に考え、つくっていくことができると良いですね。今一度、ご検討を。	
102	もともと低い尾根を風車設置の為に削ると、風から里を守ってくれるものがなくなるのではないかと。	本事業の計画地の地形は比較的なだらかであり、風の流れが変わるほどの大規模な尾根の造成（切土）は予定していないため、風車設置に伴う風害は発生しないと考えております。
地域産業・水について		
103	能登の里山里海は、世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域であり、自然と人が共存しながら受け継がれてきた農林水産業のシステムや文化・伝統などが世界から評価されており、FAO（国際連合食糧農業機関）により世界農業遺産にも認定されています。この認定は、農業の土地利用、能登の景観そこに住む生物の多様性の保全、生物資源の持続的な利用を行い、次世代へ継承していくことを目的とした役割があります。 本事業による山林での大開発による森林の再造林を行わない皆伐は、山、畑、田、海への影響も計り知れず、土砂崩れの可能性も高まります。川が氾濫しやすくなり、農業用水の水質悪化も予想され、農業にも大きな影響を与えます。七尾西湾のカキ養殖にも悪影響が予想されます。一度崩れた、森林の再生は、数年ではできません。数十年、数百年かかることが予測できます。 世界農業遺産能登の里山里海にこの事業は合いません。事業を中止してください。	能登地方は世界農業遺産に認定されていることの重要性は認識しております。一方、電力を始めとするエネルギー需給は日本全体の問題であり、脱炭素社会に向けた非効率石炭火力発電所廃止の方針が示されるなど再生可能エネルギーの導入は必要不可欠であると考えております。本事業が周辺地域にどのような影響を及ぼすのか適切に調査、予測評価を行い、事業計画検討に当たっては、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。また、本事業における土砂災害等に対する対策につきましては、林地開発許可制度等の許認可に基づき適切に検討いたします。
104	鶏が卵を産まなくなるなど、家畜への影響をどう考えているか、また、対策についてお教えください。	弊社の他地点で家畜（牧場）と共存している事例があり、そこでは家畜へ特段の影響が出現したという報告や事例はありません。
105	七尾湾が良質な漁場です。 山と海は川によって繋がっています。里山の豊かな養分を運ぶ川に悪影響が出れば、おいしい魚が捕れなくなるなど、能登の海産物に悪い影響があるのではないのでしょうか。 七尾西湾はかき貝の養殖を行っている場所であり、かき貝を扱っている業者の存続も危うくなる、地場産業の破壊につながると考えます。漁協への説明はされているのでしょうか。 風力発電の施設の建設に、反対します。	七尾湾が良質な漁場であるとのご意見について、確かにご指摘のとおりと考えます。一方で、七尾湾周辺では既に道路、河川護岸工事、港湾施設、住居等の建設による平地や山の改変が行われ、これら既存改変量に対する本事業の改変量が占める比率という観点も含めて議論が必要と考えております。また、河川への影響については、環境影響評価項目として扱う以外に、森林法に係る許認可において排水施設の基準にしたがった設計を行いますので、河川への影響について低減を図る計画となるように検討してまいります。
106	能登は、日本で唯一良質の珪藻土が採れます。その珪藻土は、能登特有の自然の恵みから生まれたものです。 里山を切り崩し、自然を破壊する行為を認めるわけにはいきません。	事業の実施に際しては、改変面積を極力少なくするように検討を行います。
107	このたび計画の実施区域や界限には「自然栽培」に取り組まれている農家の方々が多数いらっしゃいます。自然栽培には肥料（亜酸化窒素は二酸化炭素の30	風力発電事業による自然栽培の影響要因として挙げいただいている項目のうち、水脈については、風力発電事業は空港のような面開発事業と異なり、地層全

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	0 倍の温室効果を持つ) を使用しない農法で、その方々の取り組みや存在は全国其自然栽培を目指す人々に大きな影響を与え、脱炭素化社会に向けても大きく貢献されています。 もし実施区域の風力発電により、実施区域や境界の水脈や風の通り道、野生動物の行動など生態系に変化が起きた場合、この地域の自然栽培の環境に悪影響が出るだけでなく、この地域をモデルに自然栽培に取り組まれている全国の方々、研修に来られている方々などに、大きな影響を与えと考えられます。 「実施区域や境界の自然栽培に悪影響を与えることがないか」も調査の対象に加えてください。 また影響がある場合「実施区域の変更や基数の削減」もご検討ください。	てを切土するような工事ではなく、一部の改変に留まる見込みです。一方で水は重要事項と理解していますので、地元の皆様のご意見やご助言をいただきながら、影響が及ばない事業とするために事業計画を検討してまいりたいと考えております。
108	過疎化が進む中、イノシシやクマが人家近辺に近づく傾向が強まっています。 風車建設による騒音や低周波の影響や、山及び森林の生態系がこれ以上悪化することで、さらに人家近くや田んぼに出没し、獣害はますます増え、住民に被害や不安を及ぼすのではないかと懸念があります。	獣害の発生の増減は、天候による餌の多寡や繁殖状況にも左右され、本事業との因果関係を証明することは非常に困難と想定されます。獣害の発生状況も把握しながら、何ができるか、地域の皆様ともよく相談していきたいと考えております。
109	事業予定地付近には「十劫坊の霊水」や「御手洗池」などの名水があり、水質悪化や、水量低下などが心配です。これらを含む既存の湧水地の場所は、マッピングし、湧水量を確認すべきです。湧水量は季節変動があるため、通年で記録することも必要です。 また、これらの場所に信仰上の価値を見出している方もおられます。その価値も含め、影響緩和に慎重な対応を取るべきです。	地元の住民の皆様からのご意見や情報をいただきながら、湧水への影響が無いように事業計画の検討を行ってまいります。
110	水源への影響はありませんか。 水は人が生きるために大切なものであり、地域の宝です。	地元の住民の皆様からのご意見や情報をいただきながら、水源への影響が無いように事業計画の検討を行ってまいります。
111	基礎のコンクリートを打設すると、雨水が地下深層に浸み込まず、表層に滞ることになり、雨水がコンクリートに接触して強アルカリとなります。これにより、周囲の土壌 pH が変性し、また、変性した水が里に流入して農作物に影響が出る等、水への汚染のことを懸念します。	風力発電機の基礎設置に伴うコンクリート打設面積は、周囲の山地等の全体面積に比べると僅かであり、水質への影響が及ぶものとは考えられず、また、弊社の他地点においてもご指摘の事象の発生は報告されておられません。
112	木の伐採にて山の栄養素・ミネラルが低下すれば、水の水質、そして海の生き物にも影響してきます。その水や海の生き物を頂いている人間にその影響が返ってくるのではないのでしょうか。現事点で日本人はミネラル不足です。健康被害についてもっと考える必要があると思います。	ご指摘のミネラル不足が、風力発電機設置と直に関係するものではなく、他の要因も考えられるという認識です。
113	里海の水質（特に牡蠣の養殖場付近）、十劫坊をはじめとする湧水の水質など、水質調査のポイントをもっと増やして調べて下さい。	水質については発電所アセス省令に示された項目について実施予定です。なお、事業計画検討に当たっては、地元の住民の皆様からのご意見や情報をいただきながら、湧水への影響が無いように事業計画の検討を行ってまいります。
114	水質がもし変わって体調が悪くなった場合は、どう対処するのか。	ご指摘いただいた事象が無いように、事業計画検討に当たっては、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。
115	地下水脈への影響が考慮されていないように感じます。 深く杭を打ち込むことで、地下水脈を分断するなど、影響が及ぶ可能性があります。 地下水への影響が予見・できない場合、少なくとも観測ポイントを複数設けて、工事前のベースラインデータを取る必要があります。工事中や工事後のデータ	風力発電機の具体の設置地点検討にあたっては、ボーリングを含む地質調査を必要に応じて実施予定です。風力発電機の設置工事自体は地層全体及び地下水脈全体を大きく改変するものではないですが、ご指摘を踏まえて事業計画検討に当たっては、住民の皆様、行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	と比較し、後日影響が出た場合、緩和策を取る、または地権者への補償を行う必要があります。できてから、被害があつてから「想定外」「因果関係がわからない」で済ませることにならないよう、誠実な調査とその結果の住民への順次公開（何年後かの準備書で報告は遅すぎます）を求めます。 自然は個々で存在するのではなく、相互につながっています。水脈の分断は、山と里の生命に大きな影響を与えます。その事により人間生活にもマイナスの被害が及ぶことが考えられます。そのマイナス面も考慮の上で計画を進めなければいけない理由があるのでしょうか？	また、環境影響評価準備書は事業実施前（工事着工前）の手続きであり、その内容は住民の皆様様に公開させていただきます。
116	計画地周辺の畑は、日本の農業を切り拓く、大切な畑です。里山の豊かな生活と自然の風景は、1日にして形づくられるものではありません。 事業により、生態系のバランスがくずれることで、田畑や、お米や野菜などすべての農作物へ悪影響が出る事が考えられます。 稲作農家への説明はされているのでしょうか。 風力発電所を建設し、農林漁業従事者の方々に、さらに人の手で苦勞を増やすようなことは、納得がいきません。 よって、今回の建設に反対します。	事業計画検討に当たっては、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。
117	保水能力が落ちるため、山の木を切らないでください。	事業の実施に際しては、改変面積の最小化の検討を行うことで、伐採する樹林面積の低減に努めます。
118	水の流れの変化などの影響が心配です。	改変区域には側溝を設けるなど、可能な限り集水域の面積が変化しない様に排水するよう、留意いたします。
119	湧き水への影響が考慮されていません。湧き出ている水を摂って、私たちは生活できているのではないですか。 建設予定地周辺には数ヶ所湧き水の出る所があります。 湧き水・井戸水・地下水が涸れる・水位が下がる・水質が変わることが予想されます。その点についての調査も加えて、きちんと影響を「想定」してください。 水質に影響が出た場合元に戻るのに数年～数万年かかると思われ取り返しがつきません。事業者が責任を負うとかの問題ではなく影響が少しでも出る可能性があるのなら計画を中止するべきです。	地元の住民の皆様からのご意見や情報をいただきながら、湧き水への影響が無いように事業計画の検討を行ってまいります。
騒音等について		
120	健康被害が出ると言われている範囲内に、民家があります。近隣住民への影響が大きすぎると考えます。住民の健康状態、人体への影響が心配です。その人々には「がまん」をさせるのでしょうか 住民の方は高齢者も多いです。近距離に住む高齢者への健康被害はどのようにお考えでしょうか。高齢者の方は、豊かな自然の中で穏やかに余生を過ごしてほしいと思います。 計画の中止又は再検討を求めます。	住民に健康影響が出ることは、事業者としてもあつてはならぬべきであると認識しています。 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえ、適切に影響の回避及び低減に努めます。
121	建設予定地は山間の集落であり、普段はとても静かなところであり、大型風力発電が設置されることにより24時間ずっと風車の音がしているということで、音による被害を懸念しています。 他の事業では、風車が建ってから「原因不明」の不眠や体調不良が報告されており、これらは「風力発電との因果関係はない（＝証明はできない）」として、被害を受けている人は補償もされずに個人的に苦しんで	騒音については方法書に記載のとおり、環境影響評価の性質上、環境省等が定める調査・予測手法にしたがって実施することとなります。事業者としても、住民に健康影響が出ることはあつてはならぬべきと認識しております。なお、事業計画検討に当たっては、住民の皆様、行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	いることがわかります。これは、国の基準で安全とされている基準を満たすことだけを想定している本方法書の手順では、実際の地区住民の健康被害を防ぎきれないことを表しています。 風力発電の騒音は測定器によって、ほとんどないという報告が多数ありますが、わずらわしさはともあります。測定器ではなく、住民一人一人への聞きとり調査が必要です。 方法書での騒音測定ポイントだけでなく、既に建設されている場所の聞き取り調査や、実際に被害のある地域でも調査を行い、机上だけでなく実態に即した誠実な「安全確認」のための調査と、それに対する対応などの公開を求めます。	
122	超低周波による健康被害を軽く考えるのは危険です。見えないものはないものとして、無視しないでください。人の耳で聞き取れる音を調査されているとの事ですが、うるさくなると不快なのはもちろんですが、深刻な健康被害は超低周波などの人の耳には聞こえない音ではないでしょうか。 超低周波による健康被害は、睡眠障害、頭痛、吐き気、食欲不振、脱毛、血圧の上昇などがあり、特に子供、赤ちゃんの健康被害が顕著と聞きます。また、高齢者の不眠や耳鳴り、難聴、頭痛などの不定愁訴の悪化により認知機能や QOL の低下に陥る可能性もあります。 子供の学習能力低下も言われており、こどもたちの学びに影響が出るのが心配です。また、感受性の強い音楽家や芸術家は超低周波に敏感です。 超低周波音は、障害物を回り込み想定以上の遠方まで到達すると聞きます。風車が建つと、特に小さなお子さんや敏感な方は普通に生活を送ることさえできなくなるのではないのでしょうか。	超低周波音については、これまで国及び研究機関等の調査結果より風力発電機による影響がほぼ無いことが示唆され、「発電所アセス省令」第 21 条第 1 項第 6 号に定める「風力発電所 別表第 6」から除外されております。しかしながら、住民の皆様のご懸念もございいますので、自主的な取り組みとして超低周波音についても調査及び予測評価を行います。その結果を踏まえ、適切に影響の回避及び低減に努めます。
123	風力発電施設による超低周波音や騒音による健康被害は、風車からの距離が 2000m 以上離れた距離に居住している人に対して、1500m 未満に居住している人は睡眠障害のオッズ比が約 2 倍という報告も（日本音響学会誌 74 巻 5 号（2018）PP280-285）あり、住居から十分なセットバック距離を確保することが必要である。 本事業では 1000m 以内にも居住があり騒音に対するシュミレーションが不十分である。	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。 騒音に対するシミュレーションは今後の準備書段階において数値計算モデルを用いて実施します。 また、超低周波音については、これまで国及び研究機関等の調査結果より風力発電機による影響がほぼ無いことが示唆され、「発電所アセス省令」第 21 条第 1 項第 6 号に定める「風力発電所 別表第 6」から除外されております。しかしながら、住民の皆様のご懸念もございいますので、自主的な取り組みとして超低周波音についても調査及び予測評価を行い、その結果を踏まえ、適切に影響の回避及び低減に努めます。
124	超低周波（0-20Hz）と、低周波（20-100Hz）の騒音の整理が必要です。 低周波を含む A 特性については騒音レベルと風発からの距離、およびわずらわしさ（アノイアンス）の発生との間に相関があるエビデンスが出ているのでセットバック距離をしっかりとれるよう再度調査を強く依頼します。 超低周波について適切に評価するために、A 特性だけでなく G 特性のモニタリングも要求します。 特定の周波数の突出などの影響がないかを知るために、周波数分析によって F 特性を把握することも必要であり、これらは各地の風力発電所で計測されている事例があるので、容易に計測は可能であると思います。	超低周波音については、これまで国及び研究機関等の調査結果より風力発電機による影響がほぼ無いことが示唆され、「発電所アセス省令」第 21 条第 1 項第 6 号に定める「風力発電所 別表第 6」から除外されております。しかしながら、住民の皆様のご懸念もございいますので、自主的な取り組みとして超低周波音についても調査及び予測評価を行い、その結果を踏まえ、適切に影響の回避及び低減に努めます。
125	超低周波の影響については、住民が納得するまで議論されるべきです。	超低周波音については、これまで国及び研究機関等の調査結果より風力発電機による影響がほぼ無いこ

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	基準設定があまいとおもわれるので、基準の再設定して調査し、しっかりと測定条件を明示し因果関係を明確にすべきである。健康被害が出てからでは遅すぎる。	とが示唆され、「発電所アセス省令」第21条第1項第6号に定める「風力発電所 別表第6」から除外されております。しかしながら、住民の皆様のご懸念もございまして、自主的な取り組みとして超低周波音についても調査及び予測評価を行い、その結果を踏まえ、適切に影響の回避及び低減に努めます。
126	超低周波音により健康被害が出た時に、完全な補償をする意思はありますか。	超低周波音については、これまで国及び研究機関等の調査結果より風力発電機による影響がほぼ無いことが示唆され、「発電所アセス省令」第21条第1項第6号に定める「風力発電所 別表第6」から除外されております。しかしながら、住民の皆様のご懸念もございまして、自主的な取り組みとして超低周波音についても調査及び予測評価を行います。
127	風力発電は、電磁波を出し周辺に影響を及ぼすと話を聞きました。電磁波で、頭痛になったり、耳が痛くなるというのは本当でしょうか。具体的に対策の案も提示をしてください。	風力発電機由来の電磁波による健康影響は無いと認識しております。生活環境における電磁波については、家庭内であれば携帯電話や家電製品由来のものも挙げられ、これらの身の回りの環境も考慮した上で影響有無の議論が必要ではないかと考えております。
128	健康被害が発生した際の補償責任を明確にし、事業を売却または譲渡した際には補償責任も売却・譲渡先に渡ることを明示していただきたい。	住民に健康影響が出ることは、事業者としてもあってはならず避けるべきであると認識しています。今後、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、適切に影響の回避及び低減に努めます。なお、事業売却等については現段階では全く想定しておらず、回答自体も持ち合わせておりません。
129	子供がいるので、睡眠障害によって学力低下などにつながった場合、どうしてくれるんですか。一生、騒音とつきあっていくことは嫌です。	住民に健康影響が出ることは、事業者としてもあってはならず避けるべきであると認識しています。今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえ、適切に影響の回避及び低減に努めます。
130	低周波及び超低周波被害について 近隣には住居があり、低周波被害についての懸念がある。環境省は低周波音を騒音として捉えているが、日本弁護士連合会などが指摘するように「長期間の曝露による健康被害」ととらえ、調査することが予防原則上の必須であり、住民との合意形成上重要な姿勢である。聴こえない音を前提としたA特性や1/3オクターブバンド法による測定ではなく、平坦特性およびFFT法による調査を行うべきである。 また御社は自事業では風車の健康被害の苦情はないとするが、医師による調査団を形成しヒアリングに出向き、まずは御社が風車を建設した地域での継続的な調査をし、内容を公開するべきである。また医師の公平性の担保に努め、必ず風車の低周波被害の存在を認める医師を加えることを求める。睡眠障害などは環境省も認め、参照値でも閾値を10%として一定数の音に敏感な人の存在を認めている。けっして低周波被害を「ないもの」として扱ってはならず、あるものとして調査し、予防原則を徹底の上住民の理解を求めなければならない。 したがって、方法書の調査内容では十分でなく、地域をよく知る専門家の意見を参考にし、調査の再検討を求める。また十分に効果のある影響回避と事後調査を求める。 それらが十分に行われない場合は、本事業についての計画の大幅な見直し、もしくは中止を要望する。 なお本意見の要約は禁止する。	超低周波音については、これまで国及び研究機関等の調査結果より風力発電機による影響がほぼ無いことが示唆され、「発電所アセス省令」第21条第1項第6号に定める「風力発電所 別表第6」から除外されております。しかしながら、住民の皆様のご懸念もございまして、自主的な取り組みとして超低周波音についても調査及び予測評価を行い、その結果を踏まえ、適切に影響の回避及び低減に努めます。
動物・植物等について		
131	海域に生息する動物について、「海域へ影響が生じる恐れがない」と断定し、計画段階配慮事項に選定した	本事業の対象事業実施区域はすべて陸域であり、「発電所アセス省令」第21条第4項第1号「参考項

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	いと説明しています。なぜ、影響がないと断定可能なのでしょう。 P. 369 に記されている「世界農業遺産の認定基準に掲げられる「生物多様性（動物、植物、生態系）」に十分配慮する」という見解を有言実行し、事業地周辺の里海への環境影響を調査すべきです。	目に関する環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合」に該当することから、海域に生息する動物については、非選定としました。 なお、河川を通じてその影響が海域に及ぶとのご懸念もあるかと存じますが、本事業においては対象事業実施区域の周囲における影響についても十分に回避・低減することが必要であると考えており、これを実施することで、海域に影響が及ぶことが無いようにする考えです。
132	自然環境への影響が心配です。自然環境は、一度失ったら壊れてしまう。大事な人々の暮らし、自然を大切にしてほしい。風車は作らないでください。	環境影響評価法に基づき、調査、予測及び評価を実施するとともに、その影響の回避及び低減に努めます。
133	風力発電機の建設により、人や環境が、100%より良く豊かになる保障あつてのことでしょうか。 風車により野鳥が減ることや、低周波による生き物への影響により、生態系のバランスが崩れます。猛禽類も生息しています。風力発電による低周波では、微細な変化（周波数）を生き物たちは人間以上に感じ取り、棲めない状況へと追ひこみます。生態系のバランスの崩れが、私達の命と直結する森の力の劣化、私達の暮らしへの悪影響を及ぼします。 再生可能エネルギーを使った発電のために山や海を開発し、生態系のバランスを崩しているといえます。これでは本末転倒です。 植物の生態系の事を考えると、人間はすでに悪いことをしているのかもしれませんが、これ以上生態系に影響が出ることをしない方がいいのではないのでしょうか。 短期間の調査で、どのような結果をだせるのか全く不透明で、ずさんな調査としかいえません。始まりは小さく見えたとしても、後にとめられないほど大きな問題になりかねません。どうかもっともっと里山全体へ及ぼす影響を調べ、細かく私達に示して下さい。	再生可能エネルギーの導入は、温室効果ガスの排出量の削減に寄与するとともに、純国産のエネルギーとして、エネルギーセキュリティの観点からも活用が期待されています。今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念が大変大きいものと理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
134	巨大な風車群を建設することは、野鳥や多種多様な生物、植物の生命を脅かすことに直接つながり、多大な被害を与えます。 事業地は、邑知潟から田鶴浜の野鳥公園へ抜ける渡り鳥のルートになっています。生物多様性は、希少の生き物だけではなく、多様性があって持続していくものだと思います。 風力発電の建設によってその多様性が変化する可能性があると考えます。 本事業は、これらに大きな影響を与えると考え、建設の中止を求めます。	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。 いただいた情報も踏まえ、適切に調査、予測及び評価を実施するとともに、その影響の回避及び低減に努めます。
135	風力発電のメリットと、土砂災害や自然への影響（デメリット）とのバランスがはっきりと示されないのが不安が大きいです。	ご指摘の事項のうち、土砂災害については環境影響評価以外の許認可手続きにて検討の対象となりますので、環境アセスとは別ですが国や自治体等の厳格な審査を受けます。自然への影響については、今後の準備書手続きにおいて適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置の検討を行うことで影響の低減を図ります。
136	動物に係る調査方法及び期間の哺乳類調査は、フィールドサイン調査は春夏秋冬各1回となっていますが調査回数は多ければ多いほど良く、補助調査としてセンサーカメラによる長時間ビデオカメラ調査を推奨します。 センサーカメラのSDカードを30GBに替え10secビデオ撮影にして1か月毎に回収して通年観察、記録可	調査手法をご提案いただき、ありがとうございます。 いただいたご意見も踏まえ、調査目的に応じ、センサーカメラの設置期間についても再度検討させていただきます。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	能です。 貴社はセンサーカメラ調査はフィールドサイン調査と同時に調査することになっていますが同時にセンサーカメラの SD カードを交換にすると周年調査も可能となります。	
137	バードストライクについては、どのようにお考えでしょうか。 石川県は全国でも渡り鳥の多い県であり、鳥達も風を利用して移動しています。山の山頂に更に 100m 以上の高度の風車が建てば、鳥達がぶつかる（バードストライク）も考えられます。また、鳥類の飛行コースも変更を余儀なくされます。 山階鳥類研究所 HP の記事によれば、2000 年からの 10 年間で合計 102 件の事例が確認されており、捕食者に持ち去りや見落しもあるため実際のバードストライク発生数はさらに多いと言われている、そのうちのおよそ 1/3 を絶滅危惧種が占めておりわずかな死亡率の上昇で種や個体群の絶滅リスクが増大してしまうため、バードストライクの防止は喫緊の課題、とされています。 風車の羽根の先端部は 300km/h で高速の為、近距離では不可視となって大型鳥類が避けることは難しく、また羽根の色は日本海側の冬の曇天に同化しやすく、さらに不可視化を助長すると思います。また、大型になればなるほど、負荷も大きいものになります。 バードストライクについては環境省が防止策を提案しているが未だに有効性が確認されていません。 どうか、今一度ご一考をよろしくお願いいたします。	風力発電事業において、バードストライクは発生する可能性があるものと認識しており、本事業においても、上空を飛翔する鳥類の飛翔ルートや高さを記録することで、バードストライクに係る予測及び評価を実施し、必要に応じて回避及び低減措置を講ずる予定です。 調査、予測及び評価の結果は、準備書にて掲載させていただきます。
138	今般計画されている標記建設計画にかかる「方法書」について閲覧しましたが、下記により著しく不適切な場所での計画であり、設置場所の再検討もしくは中止するよう要望します。 ・本県の最新の自然史資料「いしかわレッドデータブック（動物版）（2020）」においても多数の希少鳥類の生息分布が再確認されており、当該事業はこれら鳥類に甚大な影響を与え、絶滅に導くことが十分に予測されること。 ・本地域はガン・ハクチョウなどの水鳥類や猛禽類、小型鳥類などの能登半島における移動経路として貴重な地域であることが既に判明し、国際自然保護連合（ICUN）によっても重要地域（KBA）として認知されていることを再認識し、当地域は建設計画地としては不適切な場所であることを十分理解すること。 ・また、環境省による「環境アセスメントデータベース センシティブティ マップ」により当該地域の能登半島は、「注意喚起レベル A3」の重要地域で鳥類等生物の重要種の生息が確認されている貴重な場所として広く認知されていること。	ご指摘の通り、対象事業実施区域及びその周囲は、多数の希少鳥類の生息分布が知られている地域であり、また、希少種の生息情報により重要地域（KBA）および「環境アセスメントデータベース センシティブティ マップ」により「注意喚起レベル A3」に指定されております。 本事業においても、これらの希少種について調査を実施するとともに、予測及び評価の結果を踏まえて、必要に応じて回避及び低減措置を講ずる予定です。調査、予測及び評価の結果は、準備書にて掲載させていただきます。
139	環境調査（野鳥）については、もう始まっていると見受けられますが、令和 3 年 2 月 15 日～17 日の調査にいては、暴風雪の 3 日間でした。以前説明会にて調査日程は決まっているとの事でしたが、地域住民・野鳥達からの理解を得る為には、この 3 日間は実績無効であると考えます。どう判断しますか？	ご指摘の通り、環境影響評価手続きの迅速化の考え方にに基づき、鳥類（希少猛禽類）調査の一部を開始しています。希少猛禽類調査は、天候不慮であることも考慮して 1 月あたり 3 日間の調査を設定しております。また、その調査の中で必要なデータが得られなかった場合には、別の日程で調査を再度実施するなど、適宜対応しております。
140	動物に係る調査方法及び期間の鳥類調査は、ルートセンサス（夜間も、春夏秋冬各 1 回）、ポイントセンサス（13 地点、春夏秋冬各 1 回）、となっていますが調査	本事業では、ルートセンサス及びポイントセンサスを実施する予定はありません。 また、鳥類（小鳥類の渡り）調査において日没後及

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	精度を上げるために繁殖期に月 3 回の調査が必要です。夜間音調査(4 地点、3~5 月)となっていますが IC レコーダーを使用して 24 時間録音にすれば繁殖期は囀り、他は地鳴きで識別でき鳥類センサスの補助資料として使用できると思います。	び日の出前の鳴き声の確認を行う計画としていますが、専門家等のヒアリング結果を踏まえ、IC レコーダーは用いず、調査員の耳で確認する計画としています。
141	動物に係る調査方法及び期間の渡り鳥調査は、定点調査(4 地点、3~5 月、9~11 月各 1 回)、レーダー調査(2 地点、3~5 月、9~11 月各 1 回)となっていますが渡りは天候に左右されることが多く渡りシーズンに月 3 回の調査が必要です。	本事業における、鳥類(小鳥類の渡り)調査は、定点調査法により、5 地点、春季:3~5 月・秋季:8~10 月、各季 3 回を予定しています。
142	計画地全体は KBA (Key Biodiversity Area) に含まれています。そのため、貴社は風車の建設により発生する土砂の扱いには十分留意し、土砂流出等により、KBA の指定根拠となっている動物とその生息地をはじめ、地域の生態系や生物多様性に影響を与えることのないよう、事業を計画、実施すべきです。	事業の実施に際しては、ご指摘を踏まえ、土砂の扱いに十分に留意するようにいたします。
143	希少猛禽類調査では「繁殖期については 2 回実施する」とありますが、鳥類の繁殖状況や渡り鳥の渡来・通過・渡去の状況は年変動が大きいことは既知のことです。貴社はこの年変動も考慮して、鳥類調査全般の実施期間は少なくとも 2 年間実施する必要があります。	渡りを含む鳥類の調査は、まず 1 年間の調査を実施し、影響の予測に耐えられないと判断された場合には、必要に応じて、複数年の調査を検討いたします。
144	一般鳥類調査のうち定点観察法による調査と任意観察調査は、春・夏・秋・冬の 4 季に実施するとあります。しかし、方法書には多くの夏鳥が観察され始める 4 月が春季に含まれていません。また、調査頻度は数ヶ月ある各季に 1 回では少なすぎます。そのため貴社は、各季の見直しと各季の中でどのくらいの回数で調査を実施する予定なのかを記載し、それが適切であるかどうか専門家等の意見を聞くべきです。 現地の鳥類の状況を詳しく把握するために、繁殖期(5~6 月)は調査地において出現種数が飽和するまで実施し、それ以外の時期は毎月 1~2 回程度の調査が必要と考えます。	定点観察法による空間利用調査は、単位時間あたりの上空を利用する鳥類の飛翔状況を把握することで、バードストライクに係る影響を予測することを目的としており、4 季を対象としたサンプル調査としています。 任意観察調査は、鳥類相の把握のために行うものですが、実際には、定点観察法による空間利用調査、鳥類(小鳥類の渡り)及び鳥類(希少猛禽類)における確認種も鳥類相の把握に利用することから、調査量としては問題ないものと考えます。
145	小鳥類の渡り調査については春季 3 回及び秋季 3 回(春季:3 月~5 月、秋季:8 月~10 月)とありますが、天候等の気象条件により渡り鳥の個体数も大きく増減するため、渡り鳥の調査には毎月 3 回(上旬、中旬、下旬)の調査を実施し、各回の調査日数は 2 日間とすべきです。また、秋季は冬鳥の遅めに渡る種を考慮し、11 月も調査実施月に含むべきです。	調査手法につきましては、方法書審査の結果およびいただきましたご意見も踏まえ、適切に検討させていただきます。
146	貴社は、希少猛禽類調査および渡り鳥調査のための観察地点からの視野を示す視野図を作成し、観察地点の設置位置の妥当性を検討すべきです。希少猛禽類調査および渡り鳥調査においては、各観察地点からの視野が重なって計画地全体を覆うようになっている状態で調査を実施し、影響を評価すべきです。	鳥類(希少猛禽類)調査については、風力発電機設置想定範囲上空を中心に、上空を網羅するように調査地点を設定しています。 また、鳥類(小鳥類の渡り)については、本事業地は樹林であるため全域の上空における小鳥類を観察することは不可能であることから、エリアごとの代表点に設けています。 実際の視野については、準備書に掲載させていただきます。
147	渡り鳥の夜間調査において、「日没後は調査員が鳴き声を確認すること」とあるが春季には夜間(22 時から翌朝 4 時頃)に多く見られるとの報告もあり、夜間録音による調査も検討すべきです。ただし、録音機材で確認できる鳥類の飛翔状況は距離が短いため、レーダー調査を実施するなどして、計画地における渡り鳥の利用状況等を詳細に把握したうえで影響を評価すべきです。	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。 いただいた情報は、影響予測手法等の検討において用いられた、本事業とは別の地域における調査結果であると推察します。 本事業の調査時間については、地域に詳しい専門家からのご助言を踏まえて設定いたしました。また、船舶レーダーを用いた鳥類調査は様々な制約もあるため、調査目的・調査場所を明確にした上で、その使用を検討する必要があるものであると認識しております。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	*鳥類調査結果を用いた影響予測手法等について(参考) https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/tyouruityouusa2.pdf	
148	希少猛禽類調査および渡り鳥調査では、鳥類の飛翔位置を正確に把握するため、レーザーレンジファインダー等の機器を使用すべきです。	ご意見をいただき、ありがとうございます。 レーザーレンジファインダー等の使用も検討し、鳥類の飛翔位置を正確に把握するよう、留意いたします。
149	鳥類(希少猛禽類)の項に「猛禽類・水鳥類をはじめとした顕著な渡りを確認した場合にも、記録を行う」と記されていますが、希少猛禽類および水鳥類(ガンカモ類、ハクチョウ類)の渡りについても別途に調査項目を設け、「調査・予測・評価」を実施すべきです。	まず1年間の調査を実施し、その結果及び専門家のご意見を踏まえて、適切に対応させていただきます。
150	鳥類、特にタカ類に対し時間の取り方(調査)時間の設定が短かすぎる	鳥類(希少猛禽類)調査については、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年、環境省)に基づいて、設定しています。
151	能登半島の自然環境は、世界的にも貴重な野鳥の聖域として注目されています。絶滅危惧種も生息しています。また、日本でも有数の渡り鳥の聖地でもあり、赤蔵山風力発電建設計画地付近を通してハクチョウ、マガンの群が埒の池へ飛び、計画地一体にコハクチョウと国の天然記念物マガンの大群が越冬しています。 野鳥への被害をどのようにお考えでしょうか。鳥類、特に渡り鳥・猛禽類の飛行ルートを調査して、そのコースははずされているのでしょうか。	現地における調査はこれから実施するものであり、専門家等のご指導・ご意見を伺いながら現地調査の結果及び、予測・評価の結果を踏まえ、その影響の回避及び低減に努める所存です。 調査、予測及び評価の結果は、準備書にて掲載させていただきます。
152	今般計画されている標記建設計画にかかる「方法書」について閲覧しましたが、下記により著しく不適切な場所での計画であり、設置場所の再検討もしくは中止するよう要望します。 ・希少猛禽類に多大な影響があると推察され、貴社はその対応策として環境影響の「回避」もしくは「低減」を図るとしているがその処置は困難であること。	現地における調査はこれから実施するものであり、専門家等のご指導・ご意見を伺いながら現地調査の結果及び、予測・評価の結果を踏まえ、その影響の回避及び低減に努める所存です。 調査、予測及び評価の結果は、準備書にて掲載させていただきます。
153	他社による(仮称)能登中風力発電事業(以下、重複他事業という)の方法書に示されている対象事業実施区域(以下、計画地という)と本事業の計画地は大きく重複しています。ほぼ同じ場所に違う事業者の風力発電施設(以下、風車という)が建設されることは一般的には想定し難いですが、しかし、現段階で計画地が重複している以上、貴社は重複他事業の事業者と協力、または情報の共有を図りながら累積的環境影響評価を実施し、影響の回避・低減策を講じなければ、輻輳する風車の存在やその設置工事により、生態系の破壊や鳥類のバードストライク、および障壁影響を含む生息地放棄などの重大な影響が生じる可能性があります。 しかし、方法書には累積的環境影響評価に関する具体的な方針や評価手法は記載されておらず、不十分な内容となっています。計画地が重複することにより生じる鳥類をはじめとする自然環境への重大な影響を回避するための方法等が示されない限り、本事業は実施すべきではありません。	ご指摘の他事業については、現時点では環境影響評価手続き中であり、今後の手続きにおいて事業計画も大きく変更される可能性があるものと認識しています。そのため、現段階で、どのような累積的な影響が生じるかを特定することは困難です。 一方でご指摘の通り、ご指摘の他事業と本事業の計画地は大きく重複していることから、本事業の影響範囲について現地調査を実施しておくことで、今後、ご指摘の他事業の詳細が判明すれば、累積的な影響の予測も可能であると考えます。
154	計画地の周辺には(仮称)能登中風力発電事業以外にも、既設、建設中、計画中の事業(以下、他事業という)が多く存在します。貴社は他事業の事業者と協力、または情報の共有を図りながら累積的環境影響評価を実施し、能登半島中部全体における鳥類や自然環境への影響の回避・低減策を講じなければ、輻輳する風車の存在やその設置工事により、生態系の破壊や鳥	既設の風力発電所については、その風力発電機が存在する状況の中で本事業の現地調査が実施されることから、適切に予測及び評価の結果に反映されるものと考えます。 建設中及び計画中の風力発電所につきましても、その詳細の把握に努め、必要に応じて累積的な影響の予測及び評価を実施いたします。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	類のバードストライクおよび障壁影響を含む生息地放棄などの重大な影響が能登半島中部全体で生じる可能性があります。 しかし、方法書には累積的影響評価に関する具体的な方針や考え方、評価手法等が記載されておらず、不十分な内容となっています。貴社は海外事例を参考にするなどして累積的影響の予測および評価を行い、計画地の周辺に他事業が多く存在することにより生じる鳥類をはじめ、自然環境への重大な影響を回避するための方針や方法を示すべきです。また、風車の運転開始後は事後調査を行い、その結果を示すべきです。それらを実施すること、また、具体的な手法等を記載できない限り、本事業の規模を縮小するか、計画を撤回すべきです。	また、その予測・評価の結果を踏まえ、必要に応じて影響の回避及び低減に努めます。
155	■2. 事業者（電源開発）及び委託先（アジア航測）の図書は信用できない 事業者及び委託先は「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業評価書」において、調査で確認されたコヤマコウモリ死体（鳥獣保護法の希少動物・環境レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類）を準備書では不明種として公表し、一般・環境大臣意見を聴取する手続きがない評価書でコヤマコウモリと明らかにした。国内のコウモリ類では同定の検索表が整理されており、標本があれば同定可能であり準備書段階の未同定は一般的に考えて理解しがたい。 法手続きに対する事業者の姿勢が疑われるようなことがあると、住民等としては事業に厳しい姿勢を持たざるを得ない。本事業の方法書においても環境保全や一般意見に対する不誠実さが目立ち、強い不信感を抱いている。	上ノ国第二風力発電事業で確認されたコヤマコウモリについては、死骸発見当時は北海道内に記録の無い種であったことから、同定に慎重を期し、ヒナコウモリ科の一種として準備書に記載しました。評価書の作成にあたっては、その後北海道内にも生息が知られ、当該種であることが確認できたため、コヤマコウモリとして記載しました。 結果として疑いを招く事態となってしまったことは大変残念ではありますが、科学的知見に照らし、今後も適切な環境影響評価の実施に努めてまいります。
156	■3. コウモリ類の保全措置について 『新たな知見(2020年に出版された文献)』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）が記載されている（※）。 事業者は『最新の知見を踏まえて保全措置を検討する』という。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの環境保全措置として実施して頂きたい。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229(2020年8月、船越公威)	環境保全措置は予測結果に基づく環境影響の程度に応じて検討するものです。具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、いただいたご意見も参考に、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
157	■4. 本事業で採用する風力発電機はカットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードが回転する（空回りする）ようだ。ならば、バットストライクの予測は、「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行っていただきたい。	準備書以降における予測及び評価に際しては、いただいたご意見についても参考とさせていただきます。
158	■5. 回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあった。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これら現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を実施しない理由を述べよ。 ※45個体(4種、1~32個体)、2015.07までに調べた6事業「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌22(1)、9-11, 2017)	ライトアップはバードストライク防止対策として過去に推奨されていたものであり、事業として必ずしも必要なものではなく、また昨今はバードストライクを誘発する危険性も指摘されているものと認識しています。よって、本事業においては、ライトアップを実施する予定はありません。 また、上記の状況であることからライトアップを実施しないことを回避措置や低減措置として位置付ける考えはありません。具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌 (11)、2018) 静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド) 青森県 ※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユピナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県) ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 8 個体、「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道 ※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社) 青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体、合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社) 北海道 ※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」(令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業 事後調査報告書」(令和 2 年 10 月、コスモエコパワー株式会社) 岩手県	
159	■6. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)すること」がパットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。「科学的根拠のある保全措置」について、本事業者はなぜ実施しないのだろうか。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	現在は方法書手続き中であり、環境保全措置の検討を行う段階にはありません。 具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、いただいたご意見も参考に、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
160	■7. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」 上記のコウモリの保全措置(「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」)については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である※。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「試運転開始日から」必ず実施して頂きたい。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229(2020 年 8 月、船越公威)	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
161	■ 8. 環境保全措置の実施時期について 保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施しないと意味がないと思うが、これについて、事業者が事後調査前から追加的保全措置を検討・実施しない理由を述べよ。	現在は方法書手続き中であり、環境保全措置の検討を行う段階にはありません。 風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
162	■ 10. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設においてバットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風力発電事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
163	■ 11. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」 2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風力発電事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 よって本業者らの課題は「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。	方法書審査の結果も踏まえ、適切に調査及び予測を実施いたします。
164	■ 12. 事業者（電源開発）及び委託先（アジア航測）の図書は信用できない 2 ライトアップをしなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップをしないことを環境保全措置とはしていない」などと主張をしている。しかし、つい昨年末に縦覧された事業者の準備書には、『ライトアップをしないのでコウモリ類の影響はない』との予測をしている※。事業者（電源開発株式会社）及び委託先（アジア航測株式会社）の図書は誤謬（詭弁）が多く信用できない。 ※『（仮称）北鹿児島（西地区東地区）風力発電事業環境影響評価準備書』（令和2年11月、電源開発株式会社）p1109	ライトアップはバットストライク防止対策として過去に推奨されていたものであり、事業として必ずしも必要なものではなく、また昨今はバットストライクを誘発する危険性も指摘されているものと認識しています。よって、本事業においては、ライトアップを実施する予定はありません。 また、上記の通りライトアップを実施しないことを回避措置や低減措置として位置付ける考えはありません。具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
165	■ 13. 回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「事業者として不本意」などと主張しているが、いくら「不本意」であっても「追加的保全措置をした実績」はひとつもないようだ。つまり、偽善である。よって、事業者らが本事業におい	具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	て「環境を適切に保全する」などの主張をしても、その言葉は信用に値しない。	
166	■14.「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげること、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明しているが、事業者は本事業において、なぜ行わないのだろうか。 (Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut - in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010)	具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
167	■15. コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※。事業者は『風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置して欲しい』という住民等からの具体的要望を無視し、コピペ回答により論点をすりかえた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。 ※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）	具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
168	■16. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 保全措置は「コウモリを殺してから」実施しても手遅れである。	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
169	■17. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
170	■21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
171	■19. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始	具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では 2010 年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	
172	■ 20. バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。バットストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行うこと。	予測、評価の実施及び環境保全措置の検討にあたり参考とさせていただきます。
173	■ 21. 自動録音バットディテクターを使用した調査について ①自動録音バットディテクターは、ナセル高で長期間（冬眠期を除く年間）のモニタリングが必要である。 ②地上からの調査については、すべての風力発電機設置位置において、日没前から日の出まで自動録音調査が必要である。 ③自動録音バットディテクターは、日没 1 時間前から、日の出 1 時間後まで録音すること。 理由：以下のガイドラインに記載がある ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2 014” EUROBATSPublication Series No. 6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	方法書にも記載しております通り、上空におけるコウモリ類の録音を実施する計画としています。 なお、紹介いただきました情報も参考に、適切に調査を実施いたします。
174	■ 22. 自動録音バットディテクターを使用した解析について 事業者の調査結果が適切なのかを判断するため、準備書には以下の情報を記載していただきたい。仮に記載しない（できない）ならば、委託先の調査結果は信用に値しない。 ・バットディテクターの種類及び分析ソフト名 ・バットディテクターの感度範囲（m） ・バットディテクターの位置（高さ） ・バットディテクターの稼働時間及び欠測時間 ・自動録音システムの設定	ご意見も踏まえ、適切に図書を作成いたします。
175	■ 23. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 1 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家に	方法書審査の結果も踏まえ、適切に対応いたします。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	ついて、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関して、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。 よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	
176	■24. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている※。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 ※平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDO, 2018.	具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
177	■25. コウモリ類の死骸探索調査について コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている※。よって、 ①コウモリ類の死骸探索は、1基あたり連続3日間の調査を月2回以上（もしくは週1回の調査を月4回以上）実施すること。 ②死骸探索調査は日の出より開始すること。 ③個々の発電機にうちて、探索可能面積の割合を記録すること。 ※平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDO, 2018.	具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
178	■26. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べる。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6Japanese.pdf)	具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
179	欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確	方法書に記載のとおり、コウモリ類について、今後の方法書以降の手続きにおいて、調査、予測及び評価を行います。 なお、環境影響評価方法書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、環境影響評価法第十四条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理しますが、

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	実際に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。なお、本意見は要約しないこと。	要約しないことと明記されたご意見は、原文のまま記載することといたしました。
180	1. 方法書の段階においてコウモリ類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。	今後の手続きにおいても、コウモリ類の専門家等にヒアリングを行い、地域のコウモリ類の状況や調査手法等についてご助言を頂きながら、調査、予測及び評価、保全措置の検討を行います。
181	2. シャーマントラップの調査において「捕獲した種については、種の判定根拠となるよう、種名、性別、体長、個体数等を記録する」と記載されているが、種名が記録されているにもかかわらず、なぜ性別や個体数が「種の判定根拠」になるか意味がわからない。調査方法の説明になっていない。さらに体長が種の根拠となる理由も記載すること。	ネズミ類については頭胴長と尾長の割合などが種の判定根拠となることがあります。また、性別についても雌個体であれば乳頭数や妊娠の有無による体重への影響なども種の判定根拠となる可能性があることから、必要に応じて、確認・記録することとしています。
182	3. コウモリ類の捕獲調査地点が2地点では改変面積や植生に対して少なすぎる。また1晩しか調査を実施しないことは1晩で2地点同時に実施するというところか。	コウモリ類については、方法書 P6-12 (312) の記載の通り、専門家等へのヒアリング結果に記載の通り、生息するコウモリ類の全ての種を捕獲や目視により確認することは不可能であるため、既存文献やヒアリングにおいて生息するとされた種を全て予測対象候補種とすることとしています。そのため、コウモリ類の捕獲調査については、文献や既存資料で知られていない種が生息していないかを念のために確認する目的で実施するため、事業が行われる尾根部を中心に捕獲調査を実施する計画としており、そのため、2地点としています。 なお、2地点を同時に実施するか否かは、調査の班体制によりしますので、現時点では決まっていません。
183	4. 夜間調査で使用するバットディテクターの機種を記載すること。	コウモリ類の夜間調査において使用したバットディテクターについては、準備書において機種を記載いたします。
184	5. 音声調査は客観的な記録を残すことが重要であることから、すべてフルスペクトラム方式を使用すること。	方法書に記載のとおり、コウモリ類の夜間調査及び音声モニタリング調査においては、フルスペクトラム方式のバットディテクターを使用いたします。
185	6. P399の「音声モニタリング調査」に記載された設定根拠「高空域でのコウモリ類の飛翔状況を把握するために」について確実な調査結果を示し、その調査結果に基づいた予測評価を行うこと。	ご意見のとおり、準備書におきまして音声モニタリング調査結果を記載し、その調査結果に基づき適切に予測、評価を行います。
186	7. 今後はコウモリ類の専門家の具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査について十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があるだろう。	ご意見のとおり、今後の手続きにおいても、コウモリ類の専門家等にヒアリングを行い、地域のコウモリ類の状況や調査手法等についてご助言を頂きながら、調査、予測及び評価、保全措置の検討を行います。 なお、方法書作成に当たっては、コウモリ類の専門家等からのご助言を頂き、第6章の調査、予測及び評価の手法に反映いたしました。
187	ホテルの里なのにホテルがいなくなる様な事は止めてほしい。	現地調査においてはホテル類にも留意し、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、適切に影響の回避及び低減に努めます。
188	植物現地調査は、施設整備地や資材搬入道路整備の際に影響を受けそうなレッドデータブック 2020 掲載種は保全することが大切です。	現地調査の結果を踏まえ、植物の重要種に配慮した工事計画を策定するよう努めます。
文化・景観等について		
189	他県から旅にのどへ来てくださる人々は昔のような風景や、能登の自然を見に来ています。能登の観光名所にも緑が綺麗だったり四季によって色々な顔を見せてくれる場所があります。発電所を建てるとその分、そういった土地が減ってしまうということです。	事業計画検討に当たっては、住民の皆様、行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。また、ご懸念のようなことが生じないよう、地元貢献策も検討してまいります。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	観光地としての景観、地域資産である、古里の景観を風力発電によって駄目にされては困ります。単なるノスタルジアでなく、全国各地から来る観光客のためにもなりません。 また、里山の風景や野鳥の写真を撮りにくる人たちも多く、観光業にとっては機会損失であり、地元の人たちの楽しみを奪うことにもなります。 観光客の減少につながるなど、観光産業へ大きなダメージにもなると思います。観光への負荷は、想像以上に大きいのではないのでしょうか。	
190	能登に生まれ育った人間として、昔は大好きな基石が峰からの景色は、春の「鏡」のような水々しい田園、秋には、収穫を待つ「はぞがけ」の造形美がそれこそ立ちならんでおりました。しかし…今は、原発から送られる無数の「鉄塔」と「電線」で埋めつくされていて、あの美しい日本の「原風景」はどこに行ったのでしょうか。 世界に誇れる世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」、それは生活文化を大切にしてきたことであります。 景観条例に添っていれば何を開発しても良いとは考えません。景観そのものは、地域、いや日本・世界の財産です。文化を大切にすることの意味を後世に残すべきであります。 高さ 180m の風車が、貴社の計画だけとって 15 基も集落のわきに建ってしまったら、それを見て暮らす住民の方々の心は、その先ずっと痛み続けるのではないのでしょうか。心が痛むのを無視すれば、慣れと共に感覚を麻痺させてさらに自然と乖離した生き方をするようになります。 自然や、自身のルーツと乖離しがちな現代人にとって、ふるさとの風景はこれからも大切にすべき日本の財産です。自然景観は先人たちが遺してくれたものです。我々の世代も引継いでいきましょう。	事業計画検討に当たっては、住民の皆様、行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。ご懸念に関しましては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえ、適切に影響の回避及び低減に努めます。
191	能登は美しい景観が守られています。能登に住む人とそのご先祖の方々が大切に紡いできた、暮らしと共にある自然風景であり、財産です。 その豊かな自然の景観、のと里山～世界農業遺産の地に最大 15 基もの風力発電（180m の高さ）がズラリと並ぶことは、里山の風景が損われ、里山の景観が悪化します。 自然豊かな山に大きな風車はあきらかな違和感です。 今の風景を次の世代まで残したいです。	事業計画検討に当たっては、住民の皆様、行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。ご懸念に関しましては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえ、適切に影響の回避及び低減に努めます。
192	建設予定地は、景観総合計画特別エリアには入っていませんが、景観形成重要エリアの指定になっており、可視領域も市町をまたいで広く、世界農業遺産の重要視する景観を損ねる恐れがあります。街の道路沿いの道でさえ、能登の景観を損ねないよう看板の設置の制限があり景観を守るよう小さな努力を重ねています。 七尾市の景観計画では建築物や工作物は「山稜の近傍にあっては、主要な視点場からすると稜線を乱さないように、尾根からできる限り低い位置に配置するよう配慮する」と書かれていますので、尾根を削り、その上に巨大な風車を建てるようなことはなさらないでください。	景観への配慮は重要事項と認識しております。風力発電機は高さ 100m 超の大きな施設であり、周辺地域から全く不可視とすることは困難であることから、事業計画検討に当たっては極力影響を低減するように風車配置の検討を行い、周辺の風景に馴染む塗装とする等の可能な対策を実施してまいります。また、日本国内で陸上風力発電所を建設する場合、好風況を得られる地形は尾根上であることが多く、事業の性質上、尾根上の改変は避けられない見込ですが、遠景からの稜線形状を大きく変えない計画となるように可能な範囲で検討してまいります。
193	重要な眺望点からの景観や圧迫感について影響がないと評価されていますが、重要な眺望点とはその地に住む者にとっての視点ではないと考えます。圧迫感も	「計画段階環境配慮書」における評価結果のことをご指摘いただいていると思われます。「計画段階環境配慮書」では、ご指摘の通り、文献等から把握された

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	主観的なものであり、生活するものにとっては非常に不快に感じることも考えられます。	「不特定かつ多数の者が利用している眺望点」からの眺望について、今後の事業において回避及び低減が可能であるかを評価いたしました。 一方で、今後は、実際に現地にお邪魔して、景観の状況の確認をさせていただきます。その際、ご指摘いただきました「その地に住む者にとっての視点」は環境影響評価の中では「地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる眺望点」と呼ばれており、本事業においても、対象事業実施区域の周囲の集落を中心に、計 13 箇所において、調査を実施させていただく予定です。
194	登山をします。好きな山が壊されるのは大変こまります。それでなくても近頃は災害も多く土砂崩れで行けない所も多数出ています。	林地開発許可制度等の環境影響評価以外の許認可手続きにおいて災害に関する事項を扱いますので、その手続きを通じて行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、災害防止に十分配慮し、より良い計画となるように検討してまいります。
195	県は能登を「観光立国」と位置付けています。選定景観及び玄関アプローチである「のと里山海道」、「能越自動車道」の風車の見えそうな場所のフォトモンタージュを作成し、風車が見えない場所への移動または廃止して欲しいです。	方法書に示した調査地点においてフォトモンタージュを作成し、影響の予測を行います。その上で、事業計画検討に当たっては、住民の皆様、行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。
196	歴史遺跡である我山道は、トレイルランやグリーンツーリズムで脚光を浴び「人と自然とのふれあいの場」となり、近年脚光を浴びている場所です。我山道周辺にはまだ発見されていない歴史遺産が埋没している可能性もあります。景観に風車が見えないように移動、廃止が必要です。	事業計画検討に当たっては、住民の皆様、行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。
197	今般計画されている標記建設計画にかかる「方法書」について閲覧しましたが、下記により著しく不適切な場所での計画であり、設置場所の再検討もしくは中止するよう要望します。 ・貴社計画地域には眉丈山や赤倉山など当該市町のリクリエーション地区あるいは自然百景の地域として利活用されている地域であり、本建設計画によって中能登地区から七尾地区にかけての稜線景観は極めて悪い影響があることが予測されること。特に七尾市徳田地区、中能登町鹿島地区などからの眺望は当該方法書に記載している「影響回避」は極めて困難であること。	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。 今後の現地調査においては、「地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる眺望点」として、対象事業実施区域の周囲の集落を中心に、七尾市三引町地区を含め計 13 箇所において、調査を実施させていただく予定です。調査、予測及び評価の結果は、準備書にて掲載させていただきます。
198	ふるさとの風は使ってもらっても良いが、けしき、風景まであげる訳にはゆきません。したがってけしき、風景貸り代を払って頂きたいです。	風景貸り代とは異なるかもしれませんが、風力発電所の建設、運営に当たっては、地域への貢献が今後の事業運営でも重要と認識しております。 どのような貢献が出来るかは、地元の方のご要望をお聞きしつつ、協議をさせていただければと考えております。
199	埋蔵文化財や遺跡が、事業計画地を取り囲むように点在しています。埋蔵文化財に対する考え方や、有識者等への対応など、教えて下さい。 計画地からも今後重要な埋蔵物が発掘される可能性もあり、建設すべきではないと考えます。	埋蔵文化財につきましては、今後、関係機関とも協議の上、関係機関の指示に従い適切に対応させていただく所存です。
200	赤倉山、瀬戸あたりは霊的にも地元、あるいは県外の方々からも訪問の多い場所です。そのような霊的に重要な場所に、大型の風力発電が建設されることは、景観にも問題があり、水場、自然への影響が大きく、経済を優先するだけの建設には地元住民の理解を得られるとは思えません。建設に関し再度検討、撤回を求めます。	事業計画検討に当たっては、住民の皆様、行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。ご懸念にしましては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえ、適切に影響の回避及び低減に努めます。
201	今般計画されている標記建設計画にかかる「方法書」について閲覧しましたが、下記により著しく不適切な場所での計画であり、設置場所の再検討もしくは中止	事業計画検討に当たっては、住民の皆様、行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、峨山道へ配慮し、より良い計画となるように検討してまいり

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	するよう要望します。 ・本計画は中能登地域における歴史遺跡「峨山道」の経路上にあり、本計画は歴史遺跡の損壊が免れられず、本方法書に記載されている対応策としての「回避」「低減」は不可能と予測されること。	ます。ご懸念に関しましては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえ、適切に影響の回避及び低減に努めます。
202	「滝谷妙成寺」の五重の塔は寺のシンボルであり江戸時代の雰囲気を残しており大事な空間です。また、現在、国宝化を目指して文化庁に働きを掛けを行っており、本事業は保全すべきで景観に大きな支障を与える恐れがあります。 そのため、妙成寺の五重塔を見る時にバックに映らないように配慮するとともに、主要な眺望地点として環境評価をしていただき、フォトモンタージュでお示し願いたい。 眺望地点選定は、地形的に高い位置とし、観光客が通る道路からの眺望を示して欲しいです。	妙成寺からの眺望についての重要性はご指摘のとおりと認識しております。 妙成寺周辺からの景観につきましても、調査地点に加え、予測を行いたいと考えております。

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に準じて、代替説明会の開催に合わせ、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は29通110件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

No.	一般の意見の概要	事業者見解
手続き		
1	県知事意見、経済産業大臣意見をいただいたとありますが、意見の内容はどのようなものですか。	計画段階配慮書に対する石川県知事の意見は方法書7-5(369)ページ以降に、経済産業大臣の意見は5-1(293)ページ以降に記載の通りです。 石川県知事の意見では、「全体的事項」として、・調査及び予測の結果を総合的に評価して事業計画に反映すること、・回避及び低減に係ること、・周辺住民等への十分な説明や意見の聴取に関すること、・方法書作成に関する事、・他の風力発電所との複合的な影響に関することのほか、「個別的事項」として、「騒音・超低周波音、振動」「風車の回転による影」「動物、植物、生態系」及び「景観」について、「その他」として環境影響評価項目について、ご意見を頂きました。 経済産業大臣の意見では、「対象事業実施区域等の設定」「累積的な影響」「事業計画の見直し」「関係機関等との連携及び地域住民等への説明」「環境保全措置の検討」「騒音に係る影響」「風車の影に係る影響」「鳥類に対する影響」「植物及び生態系に対する影響」及び「人と自然との触れ合いの活動に対する影響」について、ご意見を頂きました。
2	環境影響評価とは「あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行う」とあるが、ここにどうしても事業者により進めがちな部分があり得る。すべてが事業を遂行しやすいように組み立てられるのであり危険な要素が潜む。	法に則ったものであり、一事業者として対応できるものではありませんが、ご意見のようなご懸念があることも踏まえ、調査、予測及び評価の結果を準備書以降の図書において公開するとともに、住民説明会等を通じて皆様のご理解をいただくことができるよう、努めて参る所存です。
3	方法書の縦覧や説明会についての周知が十分でなく、図書も厚く難解である。説明会も時間延長の希望を無視するなど、説明者側の態度には誠意が見られず、十分であったとは言い難い。 ホームページに掲載があるとの説明だが、高齢者も多数おり、現実認識が甘いように思える。	方法書の縦覧や説明会の周知につきましては、1月の縦覧・法定説明会は新聞への公告掲載のみでしたが、4月の代替説明会では皆様のご意見を踏まえ、新聞の折込チラシによる周知も実施させていただきました。準備書以降の手続きにおきましても、引き続き、より良い周知方法を検討させていただきます。 環境影響評価図書は行政図書であり、ご指摘の通り、厚く、難解な点もあったかと存じます。そのため、説明会においては、できる限り平易な表現で、図書の内容をお伝えさせていただくよう努めました。至らぬ点もあったかと存じますが、引き続き、分かり易い説明となるよう努めてまいります。 代替説明会にご参加いただき、ありがとうございます。代替説明会においては、ご参加いただきました皆様からの時間延長の希望に即し、全ての回において、当初予定より1時間以上の延長をさせていただきました。しかしながら、それでも皆さまからのご質問を全てお受けすることができなかったことは事実です。準備書における説明会等においては、今回の反省を踏まえ、適宜、改善を行いたいと考えます。 ホームページにつきましては、縦覧場所に設置しましたものと同じものを掲載いたしました。様々なご事情の方がいらっしゃるかと存じますので、よりご利用いただきやすいものをご活用いただければと考え、ご

No.	一般の意見の概要	事業者見解
		用意させていただいた次第です。いただきましたご意見も踏まえ、今後の縦覧についてもさらに検討をさせていただきます。
4	4月23日・24日のすべての説明会において、時間を延長していただいたにも関わらず、希望者すべての質問に答えることはできていませんでした。十分な説明を行ったとは言えない状態ですので、オープンな場での質疑応答の続きをお願いします。	代替説明会にご参加いただき、ありがとうございます。ご指摘の通り、会場の事情等が許す限り時間の延長をさせていただきましたが、希望者全てのご質問をお受けできなかったこと、認識しております。 当日いただきましたご質問から、皆様におかれましては、より具体的な事業計画や影響の程度について大きな関心を持たれているものと認識しております。環境影響評価法では、次の住民説明会の機会として、調査、予測及び評価の結果を示しました準備書段階での実施が定められております。事業者としましては、今後もそのような場も活用し、より具体的な事業計画や影響の程度についてお示ししつつ、ご説明を尽くしてまいりたいと考えております。
5	当該地域は世界農業遺産「能登里山里海」として登録されている、自然豊かな地域である。環境影響評価法にて要求されるレベル以上に厳しい調査を行い、環境を守るよう配慮することが必要である。	ご意見も念頭に入れつつ、事業計画を検討するうえで、適切に調査・予測評価を行い、環境影響を回避又は低減できるよう努めてまいります。
6	環境影響評価の実施にあたっては、制度に規定された手続きを機械的に履行し、「環境影響は小さい」という表現で締めくくるのではなく、環境影響の減少度合いを定量化するとともに、可能な限り複数案を提示し、住民や自治体が比較検討できるようにすること。	環境影響評価手続きにつきましては、環境影響評価法に則り実施をさせていただきます。 その実施に際しては、ご意見の通り、可能な限りその影響について定量的な予測となるよう努めるとともに、安易に「環境影響は小さい」との予測はせず、必要に応じて環境保全措置を講ずることによりその影響の回避及び低減に努める所存です。 なお、様々な環境影響評価項目がある中、事業者として最も影響の程度が小さいと考える事業計画を検討することとなりますので、ご意見のような住民や自治体が比較検討できる複数案を提示できるかは現時点では分かりませんが、そのようなお示しの仕方も一つの選択肢として、検討を進めたいと考えます。
7	環境への影響が回避できない場合には、代償処置によりノーネットロスを達成するとともに、「ベスト追求型」の姿勢に立って調査、予測及び評価を実施すること。	事業者といたしましては、環境影響評価法に基づき、実行可能なより良い対策を取っているかどうかの検討などを通じ、環境影響を可能な限り回避及び低減するといった視点からの「ベスト追求型」の環境アセスメントを進めてまいります。
8	方法書では、暫定的な事業区域が示されているが、風力発電機の配置など具体的な事業計画は示されていない。そのため、環境影響評価手続きを進める場合は、具体的な事業計画を複数策定した上で、定量的な環境影響評価を行い、住民や自治体に評価結果を公表し、住民・自治体の意見を聞き、合意形成を行うこと。 その上で環境影響を回避又は十分に低減できる根拠を明らかにするとともに、それらが出来ない場合には、対象事業実施区域の位置及び事業規模の変更などについて検討すること。	風力発電機の配置など、より具体的な事業計画については、準備書以降の図書において掲載いたします。また、お示しする事業計画は、様々な環境影響評価項目に対する環境影響の調査及び予測の結果や、環境保全措置の検討結果も踏まえた、より良い事業計画としたいと考えます。また、環境影響評価法に基づき、調査、予測及び評価の結果については、準備書手続きにおいて公表し、皆様からの環境の保全の見地からのご意見をいただきたいと考えております。 なお、環境影響の程度に応じて、適切に環境保全措置を検討し、回避及び低減に努める所存です。
9	環境影響評価を行う際には、(仮称)能登中風力発電事業との複合影響についても十分に評価を行い、その上で環境影響の回避・十分な低減ができない場合には、(仮称)能登中風力発電事業との協議の上、事業計画の見直しを行うこと。	他の風力発電事業との累積的な影響については、その情報の収集に努めるとともに、適切に予測を行い、環境影響の回避及び低減に努める所存です。
10	主務省令別表第6に記載される項目以外にも土砂災害、水質への影響、獣害、農業に対する影響、漁業に対する影響、海藻に対する影響など、周辺住民の生活に大きくかわかる項目を取り上げること。	ご意見いただきました項目については環境影響評価の項目として取り上げませんが、今後、事業計画を具体化するに当たってはそのような懸念があるということ踏まえ、各種許認可手続きや関係機関との協議などを通じ、適切に対応させていただきます。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
11	海域に生息する動物・海域に生息する植物の項目において、本事業の実施により海域への影響が生じるおそれがないとの記載がある。 しかしながら、表土流出などによる腐食減少により山から供給される水溶性栄養塩が低下すること、流出した土砂が七尾西湾に流入することなどにより、生物多様性への影響、漁業への影響、海藻への影響などが懸念される。従って、二宮川・七尾西湾において栄養塩・土砂流出に関する調査・予測・評価を定量的に行うこと。	ご意見いただきました項目については環境影響評価の項目として取り上げませんが、今後、事業計画を具体化するに当たってはそのような懸念があるということ踏まえ、各種許認可手続きや関係機関との協議などを通じ、適切に対応させていただきます。 なお、土砂の流出については、本事業においても水の濁りとして調査及び予測の対象としており、海域へ到達する以前の河川においてもその影響の程度が小さくなるよう、環境影響の低減に努める所存です。
12	「田畑の利水」「洪水」「土砂崩れ」に関しては将来的に不安を覚えます。 風車そのものも大きく威圧感をもって景観の上で快いとは思えません。 「落雷リスク」「バードストライク」「バットストライク」など現状解決していない問題について憂慮することは多数あります。	ご意見をいただきました「景観」「バードストライク」及び「バットストライク」につきましては、環境影響評価法における調査及び予測の対象となっており、本事業においてもこれらに対する影響を予測し、その影響の程度をお示しするとともに、必要に応じて環境保全措置の実施による影響の回避及び低減に努める所存です。 また、「田畑の利水」「洪水」「土砂崩れ」及び「落雷リスク」につきましては、環境影響評価法以外での対応となりますが、各種許認可手続きに基づき適切に対応させていただきます。
13	説明会は、広報や回覧板などを用いた周知の方法があったのではないのでしょうか。町会長や区長を通じての住民への周知は機能していません。影響を受ける地域の住民に対しては、個人に確実に周知されるような方法を取っていただければと存じます。 時節柄多人数、長時間の話し合いができないのであれば時節を踏まえた計画自体の延期等も視野に入れるべきではないのでしょうか。	周知の方法につきましては、新聞への公告掲載のほか、皆様の目に留まりやすいよう、折込チラシについても活用いたしました。いただきました案につきましては、今後の説明会の周知において、検討させていただきます。 また、今回の代替説明会については新型コロナウイルスへの対策を実施した上で実施させていただき、また、ご来場いただきました皆様のご要望も踏まえ、時間を延長して実施いたしました。 当日いただきましたご質問から、皆様におかれましては、より具体的な事業計画や影響の程度について大きな関心を持たれているものと認識しております。環境影響評価法では、次の住民説明会の機会として、調査、予測及び評価の結果を示しました準備書段階での実施が定められております。事業者としましては、今後もそのような場も活用し、より具体的な事業計画や影響の程度についてお示ししつつ、ご説明を尽くしてまいりたいと考えております。
14	国の政策、方針ということで私たちのこれまでの生活や自然環境を手放せと言われるのであれば国には私たちを守る義務もあるはずです。貴社も経済理念に基づいた悪意をもって私たちと話をしたいわけではないと信じてこれからの話し合いをしていけば紋切型の発電施設よりよりよい道をとともに見つけられると願っています意見とさせていただきます。	事業者としましては、皆様の生活や自然環境を手放させるという考えはなく、環境影響評価法に基づき適切に調査、予測及び評価を実施するとともに、影響の程度に応じて環境保全措置による影響の回避及び低減を行う所存です。 皆様から頂きました環境の保全の見地からのご意見も参考とさせていただき、より良い事業計画の策定に努めてまいります。
15	事業者が作った資料は、事業をやる為の伏線を作っているだけ、事業をやる意味があるように作られているだけ、参考にならない。 批判される事は重々わかって説明会を開いていると思われるので、一見、誠意のあるように話されているが、住民との話し合いで事業を取り止めることもあるという感じはせず、どうやって風車を建てて発電事業をするかという観点でしか捉えてない感じが伝わって来ない。	代替説明会にご参加いただき、ありがとうございます。環境影響評価は、事業の実施にあたりあらかじめその事業による環境への影響について事業者自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を検討することなどにより、その事業計画を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。 そのため、事業者としましては環境保全上より望ましい事業計画を策定することを目的として各種資料を作成しております。
16	環境影響調査について、ここまでいいいに調査するのかと感心しました。時代の流れで風力を中心とし	事業にご理解いただき、ありがとうございます。 事業者といたしましても、再生可能エネルギーの導

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	た再生エネルギーへの流れには賛成します。	入は、温室効果ガスの排出量の削減に寄与するとともに、純国産のエネルギーとして、エネルギーセキュリティの観点からも活用が期待されています。中でも風力発電は、国内の導入ポテンシャルが高く、将来的に大型電源としての活用が見込まれるものであると認識しています。 一方で、事業の実施による影響は、可能な限り回避及び低減することも必要であると認識しております。今後は、方法書審査の結果も踏まえ適切に調査を実施するとともに、その影響について予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を実施することで、影響の回避及び低減に努めてまいります。 引き続き、ご関心をお寄せいただけますと幸いです。
17	説明会を傍聴させていただきました。「事業者」のたて札がなく、会社名を隠蔽していました。社名くらい明らかにするのが常識です。	代替説明会にご参加いただき、ありがとうございます。 ご指摘の看板は「事業者席」であることを示すために掲示したものであり、会社名を明記した説明資料および事業案内パンフレットを配布させて頂いており、会社名を隠蔽する意図はございません。
18	「事業者」の最高責任者が直接来て説明するのが、あたりまえです。屁理屈を並べる若い連中や女の答弁者のみの配置で、聞くに値しませんでした。	代替説明会にご参加いただき、ありがとうございます。 さまざまなご意見があるかと存じますが、事業者において本事業について皆様にご説明をさせていただくために最も相応しいと考える人員を配置させていただきました。 年齢が若いことや女性であることがお気になられたようですが、事業者としては上記の通り考えての配置であったこと、ご理解いただけますと幸いです。
19	環境影響評価法に則った事業展開手順とは言っても、手順が過去の巨大事業の場合と全く違うことが受け入れられません。 火力発電所、原子力発電所の建設では事業者→県→市町の順に計画の開示がなされ、自治体が事業者と地元の調整をしながら地元計画に計画が下りて来たのに、この法律によって逆に、事業者と地元地権者との直接交渉が始まり、結果事業の推進ありきで地盤が固まってしまう。それを意図しての、名前だけでもっともらしい法律と考えます。 土地買収が見えない形で進められ、全てが整った時点で初めて周辺町民や市民に周知されるため、哑然として受け止めるという事態になっています。 県、市町が後になって意見を言うという法体系一構造は、明らかに地方自治体の行政指導力をないがしろにするものであり、地方分権等、聞こえのいい、「地方を大切にする」という言説に反するものです。 国土をわがもの顔に荒らしかねない結果を招く当法律と、これに基く事業展開は認めがたいものです。 規制緩和、自由主義経済ムードのなかで成った当法律の見直し、廃止を望む」ものです。	環境影響評価は、事業の実施にあたりあらかじめその事業による環境への影響について事業者自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を検討することなどにより、その事業計画を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。 誤解が生じているものと思われませんが、事業計画を策定していくことがその目的であり、風力発電事業において最も重要な風力発電機の位置についても環境影響評価手続きの中でこれから検討するものであり、現段階で詳細な事業計画が存在するわけではないこと、お伝えさせていただきます。 なお、環境影響評価法につきましては国が定めるものですので、その見直しにつきましては、コメントは控えさせていただきます。
20	地元の方の健康被害、自然環境・住環境の変更損壊は測り知れず、そこに事業所を置いて定住するわけでもなく、利潤だけ吸い上げて行く方々の、地方蹂躞はそろそろ止めにしてほしいと思います。 人口減、人手減の地方はそれに対応したあり方があるのであって、「土地が要らないだろうから、良いように使ってやる」という話には全くなりません。 人口が少ない地方を、ゴミ処分場や、エネルギーや利潤のための都市部への奉公地と考えることは許され	風力発電所を建設させていただく場合には、20年間にわたって事業を実施させていただくこととなります。そのため、事業者としましては、地元の方に健康影響を及ぼしたり、測り知れない自然環境や住環境の破壊を及ぼすような事業の実施はできないものと考えています。そのためにも、環境影響評価法による手続き等を通じて、環境の保全の見地からより良い事業計画を策定したいと考える次第です。 また、事業の実施に際しましては、地元事務所を

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	ない発想法です。	設け、弊社の駐在員が常駐し、保守・点検に当たるとともに、地域の皆様からの身近なお問い合わせ先等として、地域に根差していきたいと考えております。
21	自治体と相談した上で、説明会の議事録を住民に共有して下さるとのことでしたが、進捗はどのような状態でしょうか。また、どのような形で共有して下さるかについても情報をいただければ幸いです。	現時点でご提示できておらず申し訳ございません。議事録につきましては現在準備中であり、準備ができ次第、各自治体と共有の方法を調整させていただきます。
22	説明会の質疑において、「主催社（主催者）側として公の場で「記録」の提示をします」と公言されましたが、まだ、その記録の提示がまだ公開（案内）されたと聞いておりません。	現時点でご提示できておらず申し訳ございません。議事録につきましては現在準備中であり、準備ができ次第、各自治体と共有の方法を調整させていただきます。
23	まだ方法書の段階にも関わらず、鳥類などの現地調査が行われています。これはルール違反なのではないでしょうか。	ご意見をいただきました通り、方法書の審査段階ではありますが、既に希少猛禽類に係る定点調査について、調査を実施させていただいております。 これは、通常的环境影響評価手続きが4年程度を要することを鑑み、風力発電等の更なる導入普及のためにアセスメントの質を落とさずに手続期間を短縮することを目的として「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）」が検討した、「環境アセスメント迅速化手法のガイド ー前倒環境調査の方法論を中心にー」に則った調査となります。 ご不信感を与えてしまったところがあるかと存じますが、決して環境影響評価法を軽んじたり、法を逸脱するものではないこと、ご理解いただけますと幸いです。
24	送電線による環境破壊や健康被害についても心配しています。詳細なルートが決まっていなくても、確定している部分については、環境への影響を調べて下さい。	電気事業法により、「発電事業」と「送電事業」は明確に区別されており、本風力発電計画は「発電事業」であることから、本事業の環境影響評価においては送電事業に係る影響の調査、予測及び評価は実施いたしません。 なお、風力発電機間を繋ぐ送電や、場内変電所等までの送電については、本事業の環境影響評価において扱います。
25	このような大規模な事業について、環境影響評価は到底納得いくものではございません。なぜなら自然環境が不自然な事業によって壊され、生態系や人々の生活や健康にどのような影響を及ぼすかは、事業を行う前に人間の勝手な物差しで測れるような事ではございません。後で土砂災害などのしっぺ返しが来てからでは遅いです。 そもそも、能登の里山里海は人間だけの勝手に壊れてよいものではありません。動植物の住みかを壊してよいはずはありません。 この事業が環境に悪影響はないと自信をもって説明できないようでしたら事業の中止を求めます。住民にきちんと是非を問うべきです。こっそり説明会を開いて「説明しました」と言われて納得できる事ではありません。	再生可能エネルギーの導入は、温室効果ガスの排出量の削減に寄与するとともに、純国産のエネルギーとして、エネルギーセキュリティの観点からも活用が期待されています。中でも風力発電は、国内の導入ポテンシャルが高く、将来的に大型電源としての活用が見込まれるものであると認識しています。 しかしながら、事業者としましては、事業を実施するにあたり懸念される影響については、環境保全措置等の実施により回避及び低減等を実施することが重要であると認識しています。そのため、環境影響評価手続きにおける審査や、図書の縦覧や住民説明会を通して皆様から環境の保全の見地に係るご意見をいただきながら、環境の保全の見地からより良い事業計画の策定に努める所存です。 なお、方法書の代替説明会に関する周知において、新聞公告のほか折込チラシも入れさせていただきました通り、皆様にわからないように説明会を開催するような考えはないこと、ご理解いただけますと幸いです。
事業・雷		
26	都会の人間の生活のために、能登の環境や自然を壊す権利は、どこから来るのか。電力消費を促す生活、エネルギーを消費する生活を増やす考え方では、結果的に環境破壊を進めているだけである。 省エネルギーの家電開発、または、出来るだけ電力を必要としない生活、最小限の電力で生活する事を進	本事業で生み出された電気が都市部には送電されないというわけではありませんが、電気は身近な地域から消費されるものであり、決して本事業で発電される電気が都会の人間の生活のためのみに使用されることはありません。 再生可能エネルギーの導入は、温室効果ガスの排出

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	める事が大事で、今後、人口が増えても、エネルギー需要は増えないくらいの事でなかったら、SDGs などでは無い。	量の削減に寄与するとともに、純国産のエネルギーとして、エネルギーセキュリティの観点からも活用が期待されており、中でも風力発電は、国内の導入ポテンシャルが高く、将来的に大型電源としての活用が見込まれるものであると認識しています。本事業は電力消費を促す生活やエネルギーを消費する生活を増やすことを見据えたものではなく、現在の火力発電所などの温室効果ガスの排出量の削減や、確実に枯渇する化石燃料などに頼らないエネルギーの自給自足のために必要とされているものです。 この点において、SDGs とも合致している事業であると考えております。
27	豊富な埋蔵資源である石炭を使った発電を発展させられるよう技術投入を願います。 1970年代以降、「不可能」と言われた「公害」の数々を防止技術で抑え、問題解決してきました。これまで、なぜ、石炭火力の環境適合策（火力発電所が排出するCO₂を採取または循環使用に戻すこと）が怠られ、具体化できなかったのか。	当社においては石炭火力発電も手掛けており、蒸気タービンの圧力や温度を超々臨界圧という極限まで上昇させる方法で高い発電効率を実現することで、発電量に対するCO₂排出量を抑えています。また、石炭ガス化やCO₂を分離・回収する技術開発についても取り組んでおり、現在、商用化に向け尽力しております。 一方で、日本はエネルギー資源の乏しい国であり、エネルギーセキュリティ及び脱炭素社会の観点から、風力発電は純国産のエネルギーとして将来的に大型電源としての活用が見込まれるものであると認識しており、本事業もこのような期待に応えるものとして、検討しているものとなります。
28	これ以上、自然・風土・現地の人たちの住環境を、企業と都市部の利益と利便に捧げさせる方策は止めてください。 佐久間ダム以来、日本国民の生活向上に役立ってきたという自負があるなら、極力、自然・住民を大切にするJ-Powerであっていただきたい。業界、財界のなかで先陣をきってこの方針を打ち出されてはどうか。	再生可能エネルギーの導入は、温室効果ガスの排出量の削減に寄与するとともに、純国産のエネルギーとして、エネルギーセキュリティの観点からも活用が期待されており、中でも風力発電は、国内の導入ポテンシャルが高く、将来的に大型電源としての活用が見込まれるものであると認識しています。 本事業は決して企業や都市部の利益と利便のために実施するものではなく、現在の火力発電所などからの温室効果ガスの排出量の削減や、確実に枯渇する化石燃料などに頼らないエネルギーの自給自足等を目的とし、日本における持続可能な発展に寄与するものとして、その実施を検討しているものです。
29	メガ風力発電は、世界農業遺産である能登半島にふさわしいものではありません。生きもの多様性や人間の暮らしを犠牲にするからです。 御社とは、里山里海を整え、豊かにするような、真の意味での再生可能エネルギーと一緒に探っていけないかと思っています。それが御社にしかできない、これからの電源の開発なのではないでしょうか。 メガ風力は遅かれ早かれ、ダーティなエネルギーという扱いになり、石炭火力と同じ道をたどると思われるます。 環境を破壊するメガ風力発電をエコなクリーンエネルギーだと思わせる戦略はやめていただきたいです。メガ風力発電は、どう取り繕っても公害です。事実を伝えてください。	再生可能エネルギーの導入は、温室効果ガスの排出量の削減に寄与するとともに、純国産のエネルギーとして、エネルギーセキュリティの観点からも活用が期待されており、中でも風力発電は、国内の導入ポテンシャルが高く、将来的に大型電源としての活用が見込まれるものであると認識しています。当社は、人々の求めるエネルギーを不断に提供し、日本と世界の持続可能な発展に貢献することを使命と考えており、本事業の計画も、この考えのもとで実施するものとなります。 なお、風力発電所を建設させていただく場合には、20年間にわたって事業を実施させていただくこととなります。そのため、事業者としましては、生きもの多様性や人間の暮らしを犠牲を強いるような事業の実施はできないものと考えています。 そのためにも、環境影響評価による手続き等を通じて、環境の保全の見地からより良い事業計画を策定したいと考える次第です。
30	能登の里山、里海、人工物が無い自然が好き、無機質な人工建造物は景観を損ねる、自然では無くなる、能登の自然が見たくて観光しているのであって、巨大風車の並ぶ里山を見ても一時的な興味で終わるだけ。建造物の維持、管理の費用、壊れた場合の撤去も簡単	当社は、人々の求めるエネルギーを不断に提供し、日本と世界の持続可能な発展に貢献することを使命と考えており、本事業の計画も、この考えのもとで実施するものとなります。 既に全国において20カ所以上の風力発電事業を手

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	でなく、無駄なお金がかかる。自然を謳っておきながら、やっている事はエコで無い。今の政治、政府が関わる事は、自然、環境等をカモフラージュして、エコで無い、お金目当ての事業を行い、その後始末は地元で丸投げして逃げるパターン、国民を騙して、事業を行なっているようなもの。	掛けており、中には20年間の事業期間を終え、建替えに着手している事業もございますが、お金目当てで事業を行い、後始末を地元で押し付けるようなものは一つとしてありません。 本事業の実施に際し様々な不安があるかと存じますが、環境影響評価法による手続き等を通じて、皆様から環境の保全の見地からのご意見をいただき、ご理解をいただきながら、より良い事業計画を策定したいと考えております。
31	雷に対する問題は無いのか。 北陸地方、特に能登地方では冬期の雷が頻発する。風力発電機には当然、避雷装置がついていると思うが、これだけ多数の風力発電機が乱立すると触雷率が大きくなると思う。過去のデータから雷の発生率・強度等、調査されたのか、又、その記載は本書にあるのか。発電機に雷が落ちた場合、風車タワーを伝わってアースへ流れる。多数の風車があると相互の風車の距離をどれだけ離すことにより回避できるかとか、地下ケーブルへの影響等、調査されたか。 気象庁でも今後想定外の規模の気象災害が起これるといっている通り、今までの概念では処理しがたいことが起こり得る。この異常気象に伴う落雷の発生にはどう対処されるのか。	ご指摘のとおり雷への対応は重要な事項と認識しており、今後の事業計画の策定のために検討を行う予定です。風力発電機の選定については、雷対策等の安全対策を施すとともに風況実測や地形等を考慮した機種を導入を検討しております。機器の損傷等した場合は、行政等関係機関と協議の上適切に補修等の対応を実施いたします。
32	風車が建っている地域では、実際に落雷が増えていきます。風車に避雷設備があったとしても、風車自体が雷を呼び込むので、住民の生活の質に大きな影響が出ると考えられます。	ご指摘のとおり雷への対応は重要な事項と認識しており、今後の事業計画の策定のために検討を行う予定です。風力発電機につきましては雷対策や設備保護等の安全対策を検討し、落雷時は安全に雷電流を接地に流す等対策いたします。
33	能登では今のところ、感染者は目立ってはいませんが、現地調査や工事を始める事で、人の出入りも増えます。 落ち着いている能登も、感染者が増えることを危惧します。	人の出入りの際には感染予防対策並びに健康管理に万全を期します。
34	方法書には、「土捨て場等の設置について現時点では未定」とあるが、植生や河川の分布状況にも配慮して、複数案の提示をし、計量的な評価を行うこと。	現段階では土捨て場を設けるか否かも決まっておりますませんが、まずは土量変量が可能な限り小さくなるよう造成計画を検討するとともに、残土が生じる場合には、可能な限り影響が低減されるよう、その処理方法を検討いたします。 また、その結果、土捨て場を設けることとなった場合には、当該土捨て場による影響についても予測し、影響の低減に努めます。
35	旧田鶴浜町の上水道は地下水を用いており風車の設置により施設管理のため除草剤を用いた管理をされるなら大変心配なことではないかと考えます。	現時点では除草剤を用いた管理を予定しておりますませんが、事業実施の際は住民の皆様や関係行政等と協議を行いながら事業運営させていただきます。
36	能登は里山、里海を謳っており、脱炭素社会はわかるが、できれば海に建設すればどうかと提案する。	洋上風力発電の導入は脱炭素社会において重要だと認識しており、弊社としても取り組んでゆく考えですが、陸上風力発電は技術的にも実現性が高く、再生可能エネルギーの中では発電効率の高い電源と捉えております。ですので、将来に向けてこれら再生可能エネルギー電源を主力化する中では、陸上風力発電の積極的な導入も期待されているものと考えております。
37	メガ風車ではなく、もっと小さく出来ませんか	日本はエネルギー資源の乏しい国であり、エネルギーセキュリティ及び脱炭素社会の観点から、風力発電は純国産のエネルギーとして将来的に大型電源としての活用が見込まれるものであると認識しており、本事業もこのような期待に応えるものとして、検討しているものとなります。
38	ここ数年でも、本来、里にいない鳥が住み着いてい	地球の温暖化が進む中、再生可能エネルギーの導入

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	ます。全国の風車建設の影響が大きいと思われます。 能登は、世界農業遺産に認定していただき、里山、里海を守っていく事は価値があると思いますが、風車は、里山、里海を守っていく為、どんな役割をする建造物でしょうか。都会の人間の生活の事しか考えていない道具であり、将来は、能登の住民が風車の扱いで、生活を悩ませるものでしかない。 大した事では無いと思っていても、環境に変化をもたらしていることは、住んでいてわかる。今の地球環境を見ても自然開発した事が影響している事がほとんど。ちゃんとした研究成果がないものを仮定で判断して、急いでやるべき事業ではない。	は、温室効果ガスの排出量の削減に寄与するものであり、中でも風力発電は、国内の導入ポテンシャルが高く、将来的に大型電源としての活用が見込まれるものであると認識しています。また、地球温暖化という地球全体の環境の変化に対する対策として、風力発電事業は重要なものであると考えます。 本事業の実施に際し様々なご不安があろうかと存じますが、環境影響評価法による手続き等を通じて、皆様から環境の保全の見地からのご意見をいただき、ご理解をいただきながら、より良い事業計画を策定したいと考えております。
39	撤退時は、きれいにしていただけるのでしょうか。	事業終了後に風力発電機・コンクリート等を確実に撤去いたします。また、関係地権者の方の意向も踏まえながら地形復旧し、森林法に基づいた緑化を実施することとなると考えます。なお、工事、維持管理、更新（建て替え）又は撤去、現状復旧にあたり発生する費用については予め事業計画の中で見込み、その資金を確保することとしており、事業者が責任をもって負担・対応いたします。
40	風力発電の稼働期間は 20 年だという理解でございましたが、説明会での説明によると、地権者が了解すればさらに稼働期間が延びるとのことでした。20 年間我慢すれば、去ってくれると思っている人も多いので、その点についても周知をお願いします。	ご指摘の通り、事業 20 年間終了時の事業環境に応じ、風力発電機等の更新を行い事業を継続する可能性もございます。その際には、説明会等にて住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように事業検討してまいります。
41	故障したとき、風力だけが残し、撤退するのでしょうか。	弊社はこれまで全国で多くの風力発電所を 20 年以上にわたり保守・運営してきた実績があり、ご指摘いただいたような途中撤退等の事態はこれまでございませんし、今後も無いものとお考えいただければと思います。事業実施の際は、必要なメンテナンスや事業終了後の風力発電機等の確実な撤去を含め、地域の皆様にご心配の事項が無いように事業運営を行ってまいります。
42	別の事業地で、今年度から本事業と同様のタイプの風車の設置が始まると説明会でおっしゃっていましたが、被害が出た場合は、本事業についても見直しや撤退を考えていただけるのでしょうか。	弊社他事業で周辺環境に被害が生じた場合は、必要な対策を講じるとともに本計画にも水平展開することと考えております。
43	世界農業遺産の地、海山の恵み豊かに守り手渡して来た能登に、巨大な風車は景観からいっても、どうしてもそぐわないものに思えます。再生可能エネルギーは原発に不安をもつ今の日本では是非開発を進めてゆかねばならぬことですが、小さな狭い半島、民家に近い場所に 12 事業所が押し寄せる状態は異常そのものです。都会の為に地方が犠牲になり、又、他のエネルギーが必要な風力は、能登にそぐわない 里山里海を破壊するものと思えず是非白紙に戻り、もっと良いエネルギーを時間をかけて探してゆきたいことと思えます。	再生可能エネルギーの導入にご理解をいただき、ありがとうございます。 本事業は決して都会のために地方を犠牲にすることにより実施するものではなく、現在の火力発電所などからの温室効果ガスの排出量の削減や、確実に枯渇する化石燃料などに頼らないエネルギーの自給自足を目的とし、日本における持続可能な発展に寄与するものとして、その実施を検討しているものです。 本事業の実施に際し様々なご不安があろうかと存じますが、環境影響評価法による手続き等を通じて、皆様から環境の保全の見地からのご意見をいただき、ご理解をいただきながら、より良い事業計画を策定したいと考えております。また、他事業との累積的な影響につきましても、他事業の事業計画について入手可能な情報を踏まえながら適切に予測等を行い、影響の低減に努めて参る所存です。
44	はじめて身近に風車が建った時は、確かに田舎の自然が役立つことに、地球の温暖化防止や再生可能エネルギーの面でもうれしく思ったものです。方法書をあらあらと読んだり、説明会の話を聞いたりして、沢山文献調査し、いろんな面から計画立案してることを知	代替説明会にご参加いただき、ありがとうございます。本事業の実施に際し様々なご不安があろうかと存じますが、環境影響評価法による手続き等を通じて、皆様から環境の保全の見地からのご意見をいただき、ご理解をいただきながら、より良い事業計画を策定し

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	りました。すごいです。しかし、現在、能登にはあちこちに風車がすでに多く建てられています。ちょっと異様です。加えて、2020 年の中日新聞記事に、今後の風力発電計画や予定が出ていました。驚きの数でした。 “電源開発株式会社”さんの風車のみならず、能登全体の自然や景観を大切に思うと、風力発電は本当に必要かと疑問です。	たいと考えております。また、他事業との累積的な影響につきましても、他事業の事業計画について入手可能な情報を踏まえながら適切に予測等を行い、影響の低減に努めて参る所存です。
45	貴事業は、山林を大規模に改変し、自然環境を広範囲に消失させる事業であるにもかかわらず、対象事業実施区域の選定理由が風況以外、特に記載されていない。そのため、対象事業の必要性、自然的・社会的条件などの観点から本事業の適地性について再検討を行うこと。	本事業の対象事業実施区域につきましては、風況条件のほか、「法令等の規制を受ける区域」「地形状況・既存道路の整備状況」「学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設等」等を考慮し、設定いたしました。 本事業の実施に際し様々な不安があろうかと存じますが、今後は環境影響評価法による手続き等を通じて、事業による影響の程度の把握に努めるとともに、予測結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を講じることにより、より良い事業計画を策定したいと考えております。
46	山に囲まれたこの地域、見あげる程の高さがあるわけではないが、四季折々の姿がある。春には山菜が採れ、十劫防の水がこの地域の田畑に恵を与える。野鳥が囀が聞こえ、田植え頃からかえるが鳴き、なにひとつ人の都合が入らない環境に喜び過ごしている私たちの生活に貴社の突然の計画。 ここに住む年配の方々も、ここが良いこのまま先の代より守られてきたこの土地をなにひとつ変えることなく渡してあげたいと強く思っております。 すぐに見直してください。	本事業の実施に際し様々な不安があろうかと存じますが、環境影響評価法による手続き等を通じて、皆様から環境の保全の見地からのご意見をいただき、ご理解をいただきながら、より良い事業計画を策定したいと考えております。
47	里山と里海は決して分離してあるものではありません、世界農業遺産である能登の里山里海は一体のものであり山の事業だから関係性は低い、ないと言わず下流域やそこから続く七尾西湾の環境を考えて事業を計画していただきたい。	環境影響評価法による手続きを通じて環境の保全の見地からより良い事業計画とすることで、事業地周辺の河川への影響を可能な限り回避及び低減を図り、その下流域や海域への影響についても配慮をしていきたいと考えております。
48	能登半島、中能登～穴水にかけての眉丈山山系は、野生下での朱鷺、最後の1羽が生息していた場所であり、それだけ人間の手で管理され、自然が残されていた場所です。 そこの尾根伝いに風車建設、頻繁に工事車両が出入りすれば、生物が居なくなる、寄り付かなくなる。いしかわ動物園などで朱鷺の繁殖や放鳥が、石川県内で実行する事は難しくなる。佐渡の朱鷺も含め、遠距離の飛べない朱鷺が、日本海の里山伝いを移動する際も危険になる。そもそも、能登の里山で、朱鷺の繁殖や生息を復活させる事は、永遠に無理であり、自然を取り戻す事はできなくなる。 数十年に渡り、中国との交流に尽力し、朱鷺を頂き、時間をかけて繁殖させて来たのに、その努力を一瞬でぶち壊し水の泡にしてしまう事業。 また、コウノトリも来ており、170 基以上の風車の数は、多すぎる。	本事業の実施に際し様々な不安があろうかと存じますが、環境影響評価法による手続き等を通じて、皆様から環境の保全の見地からのご意見をいただき、ご理解をいただきながら、より良い事業計画を策定したいと考えております。また、他事業との累積的な影響につきましても、他事業の事業計画について入手可能な情報を踏まえながら適切に予測等を行い、影響の低減に努めて参る所存です。
49	能登の人を考えている、理解している事業なら、そもそも風車を建てようとする発想は出ない。能登を理解していない人間が持ってきた話を理解する気にならない。事業ありきで、説明会を開き、批判される事など想定して来ている人間の話など、信用できるわけではない。	環境影響評価は、事業の実施にあたりあらかじめその事業による環境への影響について事業者自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を検討することなどにより、その事業計画を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。 そのため、事業者としましては環境保全上より望ましい事業計画を策定することを目的として手続きを進めております。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
		本事業の実施に際し様々なご不安があろうかと存じますが、環境影響評価法による手続き等を通じて、皆様から環境の保全の見地からのご意見をいただき、ご理解をいただきながら、より良い事業計画を策定したいと考えております。
50	能登をエネルギー植民地にしたくありません。風発向きの風が吹いているというだけで、なぜこんな目に合わされないといけなののでしょうか。地元の人たちの多くが建てないでほしいと懇願しているものを、外部の人たちが建てるのは、どう考えてもおかしいです。	日本はエネルギー資源の乏しい国であり、エネルギーセキュリティ及び脱炭素社会の観点から、風力発電は純国産のエネルギーとして将来的に大型電源としての活用が見込まれるものであると認識しており、本事業もこのような期待に応えるものとして、検討しているものとなります。事業計画検討に当たっては、住民の皆様、行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。ご懸念に関しましては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえ、適切に影響の回避及び低減に努めます。
51	説明会に参加しました結果、主催社（主催者）の言う風車による風力発電には疑問の域を超えている事、造ってはいけないことがわかりました。自然（世界農業遺産）と共に生活すると考えた時、デメリットが大きすぎる。なぜ、世界農業遺産の指定を受けたのでしょうか考えて見て下さい。	代替説明会にご参加いただき、ありがとうございます。事業計画検討に当たっては、住民の皆様、行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。また、ご懸念に関しましては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえ、適切に影響の回避及び低減に努めます。
52	風車の維持、管理で電気代が高くなる。能登の自然の中で、不必要な電力は要らない。ほぼ都会の人間の為に、能登の人間が犠牲になって電気代を負担、馬鹿馬鹿しい。	電力を始めとするエネルギー需給は日本全体の問題であり、脱炭素社会に向けた非効率石炭火力発電所廃止の方針が示されるなど再生可能エネルギーの導入は必要不可欠であると考えております。 また、事業計画検討に当たっては、住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。
53	原子力の場合、地域住民に原子力立地交付金という形で見返りがありますが、風力にはありません。立地市町村に払う固定資産税を減額して地元へ交付する制度を設ければ皆さんに前向きに取組めると思います。	住民の皆様、行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、地域貢献策等を検討させていただき、本事業におけるメリットを感じていただけるような事業を検討してまいります。
54	風車を設置してもメンテナンスが行き届いていない状態を、目にします。動かずそのまま放置状態。せっかくの能登の素晴らしい景観が台無しです。観光客も減るでしょう。自然は破壊され、山の自然の循環が壊されて、山からの栄養を含んだ水にも影響が出て、やがて、海にも影響していきます。カキへの影響は計り知れません。巨大な風力発電を設置して、夏はほとんど風がない能登で、メリットがあるとは思えません。	事業実施の際は、必要なメンテナンスや事業終了後の風力発電機等の確実な撤去を含め、地域の皆様にご心配の事項が無いように事業運営を行ってまいります。また、水質を含む環境影響へのご懸念に関しましては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえ、適切に影響の回避及び低減に努めます。
55	法律に反していなければ、地域住民が反対しても事業を続行すると感じられました。地域により添った計画ではないと判断し、反対致します。	今後の環境影響評価法の手続きにおける調査、予測及び評価の結果を踏まえ、適切に影響の回避及び低減に努めるとともに、事業計画検討に当たっては、説明会の実施等にて住民の皆様、有識者及び行政等関係機関のご意見及びご助言をいただきながら、より良い計画となるように検討してまいります。
56	本事業に対して、地域住民は生活環境や自然環境への影響、洪水や土砂災害の発生、農業への影響、騒音・ストロボ効果などによる健康被害、水道をはじめとする地下水資源の水量低下・水質への影響、吉田川流域のホテルへの影響、景観の悪化、漁業への影響などを危惧する意見が多数寄せられている。事業者としての説明責任を果たすとともに、積極的な地域との対話に努めること。	今後の環境影響評価法の手続きにおける調査、予測及び評価の結果を踏まえ、適切に影響の回避及び低減に努めてまいります。また、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
57	低周波、騒音、建設工事、風車設置による環境への影響、バードストライク、生態系の変化など、今回の一度の説明会だけでは納得できるものではありません。	今後の準備書手続きにおいて、現地調査結果および予測及び評価の結果をお示しさせて頂くとともに、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	ん。 能登の自然資源は能登だけのものではなく、石川県、日本にとっても大事な資源です。その資源を削ってまで行う必要がある事業であるか疑問です。 今後も、地域の声をないがしろにせず、意見に耳を傾け、説明会を開催していただきますようお願いいたします。	のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
58	地域一件一件の意思確認ができないならば計画は伸ばすべきだと思います。	コロナ禍により、地域の町会や地区会においても、人の集まる恒例行事の実施を差し控えていた中、環境影響評価説明会をはじめとする風力事業計画の説明会を実施することは困難な状況でありました。弊社としては、今後も環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
災害・水害		
59	風車建設に伴う道路等の新設により、最近の特に強い雨等により、土砂の流出が懸念される。	土砂の流出につきましては環境影響評価の対象外とはなりますが、その他の各種許認可手続き等を通じて、ご指摘のような事象が生じることが無いよう、沈砂池設置等の対策を検討させていただきます。
60	対象事業実施区域の一部は、「砂防指定地」、「土砂災害危険渓流」、「地滑り危険箇所」に指定されている。防災に対する対策は建設時のみの記載であるが、風力発電機設置に伴う伐採、整地等が行われた場合、以下の可能性が考えられる。 ア降雨量に対して地表を流下する雨水の割合を表す流出係数が増大する事により、土砂災害警戒区域設定に関わる力の計算に用いられる土質定数に影響を及ぼし、基礎調査を再度実施する必要がある可能性が懸念される。 イ伐採等によって流出係数が大きくなるということは、雨水が地中へ浸透する量が減少し、地表面を流れる量が増加して表面浸食に起因する流出土砂量も多くなるものと懸念される。 ウ流出した土砂は、凹地、緩勾配配置は渓流部に堆積層を形成することになり、新たに形成された堆積層は、元々の表層土よりも細かい成分（砂質、粘性土）で構成されるため、土質定数の1つである土の内部摩擦角は小さくなり、滑り破壊に対する抵抗力が弱くなる。結果、土砂災害危険発生基準線に到達するより少ない降雨量で土石流等が発生する可能性が懸念される。 エ流出した土砂は最終的に七尾西湾に流入し、海底のヘドロ化が進行し、生物多様性への影響、漁業への影響などが懸念される。 以上のことから、建設時のみならず、風力発電機稼働後の影響についても調査・予測・評価を定量的に行うこと。また、工事終了後も継続して調査が必要である。	風力発電所をさせていただく建設場合には、20年間にわたって事業を実施させていただくこととなります。そのため、事業者としましては、土砂の流出などにより周辺環境に影響を及ぼすような事業の実施はできないものと考えています。 土砂の流出につきましては環境影響評価の対象外とはなりますが、その他の各種許認可手続き等を通じて、ご指摘のような事象が生じることが無いよう、沈砂池設置等の対策を検討させていただきます。
産業・水		
61	稼働後の水量、水質、水の濁りなどの調査、予測および評価を定量的に行うこと。	風力発電所を建設させていただく場合には、20年間にわたって事業を実施させていただくこととなります。そのため、事業者としましては、周辺の住民の方々が利用されている水に影響を及ぼすような事業の実施はできないものと考えています。 地形改変及び施設の存在に係る水の濁り、及び水量、水質については、環境影響評価の対象外とはなりますが、その他の各種許認可手続き等を通じて、適切に対応させていただきます。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
62	水質・水量の調査が少ないように思います。農業をしている為、水質・水量の変化は生活へ大きく影響します。 また、旧田鶴浜町の上水道は赤蔵山麓の地下水を使用していること、また付近に「十劫坊観音の水」など地下水を汲むことのできる設備があり、住民にとって地下水は生活必需のものとして扱われていています。 事業によって水量の低下、水質の悪化、水の濁りなどが起こりうるか調査、予測、評価を行って下さい。	風力発電所を建設させていただく場合には、20年間にわたって事業を実施させていただくこととなります。そのため、事業者としましては、周辺の住民の方々が利用されている地下水に影響を及ぼすような事業の実施はできないものと考えています。 地下水については環境影響評価の対象外とはなりますが、その他の各種許認可手続き等を通じて、適切に対応させていただきます。
63	立地予定地より半径 10 キロメートルの水質・水量の変化の通年での定点観測をお願いします。	水質（水の濁り）に関する調査地点につきましては、その流域等を踏まえ、事業の影響が及ぶ可能性があると考えられる範囲で、適切に設定させていただいております。
64	赤蔵地区には名水百選の御手洗池があり、その水源上部に風車があることを懸念します。	風力発電所を建設させていただく場合には、20年間にわたって事業を実施させていただくこととなります。そのため、事業者としましては、周辺の住民の方々が利用されている地下水に影響を及ぼすような事業の実施はできないものと考えています。 地下水については環境影響評価の対象外とはなりますが、その他の各種許認可手続き等を通じて、適切に対応させていただきます。
65	設置予定地の周辺には、湧き水が多くあります。風車の設置により水脈が断たれたり、水質の低下につながることはないように十分調べていただき、水質や水量の低下につながる場合は設置場所を検討していただきたい。水源は貴重な資源です。	風力発電所を建設させていただく場合には、20年間にわたって事業を実施させていただくこととなります。そのため、事業者としましては、周辺の住民の方々が利用されている地下水に影響を及ぼすような事業の実施はできないものと考えています。 地下水については環境影響評価の対象外とはなりますが、その他の各種許認可手続き等を通じて、適切に対応させていただきます。
66	説明会で、住民からの要望があれば調査ポイントを増やすという返答をしていただきました。 以下の地点について、追加をお願いします。 ・十劫坊の霊水（瀬戸の霊水） ・赤倉山の御手洗池 ・七尾市七原町の用水路（3ヶ所の農業用水取水口付近等。地点については現地で住民と協議。）	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。 説明会でご説明させていただきました通り、いただきましたご意見を踏まえ、調査地点の検討をさせていただきます。
67	方法書では、対象事業区域周辺の具体的な利水状況などについてほとんど把握されていないので、地元へのヒアリング等の調査により正確に把握し、予測評価を行い準備書に記載すること。	水質の調査地点につきましては、利水状況の更なる確認を実施し、適切に見直しを行うようにいたします。
騒音・健康		
68	低周波音で眠れないということが無いように、十分な離隔を確保してください。	環境影響評価手続きを通じて、調査、予測及び評価を適切に行い、事業による影響が適切に低減されるよう、事業計画の検討を進めてまいります。
69	本計画においてまず気になるのは生活空間との距離です。2000件あまりの住居が近隣にあるということは健康被害においても騒音被害においてもこの静かな場所に新たに音源が発生するということは生活の質に対してあまりに心配なことです。ましてや風車症候群といわれる諸症状に悩まされればより風車というものに対して悪感情を抱かざるを得ないのではと考えます。 七原町をはじめに反響音の起こりやすい場所が予定地にあるように思われ事前の調査、予測などは現地に合った方法でお願いしたいです。 「影響は小さい」という言葉で実態としてあることをたいしたことでないと錯覚させる言い回しで取り繕わず、つまびらかに定量、数値化、回避、代償など規定を超えた地域に寄り添う姿勢を見せていただきたいと思います。	風力発電所を建設させていただく場合には、20年間にわたって事業を実施させていただくこととなります。そのため、事業者としましては、周辺の住民の方々に健康影響を及ぼすような事業の実施はできないものと考えています。 今後は、環境影響評価手続きを通じて、調査、予測及び評価適切に行い、事業による影響が適切に低減されるよう、事業計画の検討を進めてまいります。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
70	低周波による人体への影響が心配です。	風力発電所を建設させていただく場合には、20 年間にわたって事業を実施させていただくこととなります。そのため、事業者としましては、周辺の住民の方々に健康影響を及ぼすような事業の実施はできないものと考えています。 今後は、環境影響評価手続きを通じて、調査、予測及び評価を適切に行い、事業による影響が適切に低減されるよう、事業計画の検討を進めてまいります。
71	既設の風力発電所を見に行きました。実際真下に立ってみると、その大きさとブレードの回転の速さ、そして大きな音に圧倒されました。と同時に、何とも言葉に表しにくい、身体に感じる気持ち悪さも感じました。平行感覚を揺さぶられるような、体の芯に響くもので、これが低周波なのか？と思いました。 説明会の資料には、風力発電による騒音は、街中で発生する生活音や車の音などと比較すると、大した騒音には値しない、とありましたが、実際風力発電機から発生する音は、私達が普段聞く音とは全く異質のものであると感じました。 質疑応答で、沢山の住民の方が騒音や低周波音について質問しており、事業者の方々は、多少音は出るが生活に全く支障をきたすものではない。我々は、実際に工事や定期点検などで風力発電機と接しているが、まったく問題はない。と説明していました。 私は風力発電機の根元に降り立って数分で気持ち悪さを感じました。私だけが、過敏に反応した訳ではないと思います。 事業者の方は何を隠しているのでしょうか？ 能登の豊かな自然の中で、心身ともに健やかに静かに生活を営んでいる住民に対して、これほど暴力的な酷い仕打ちはありませんし、国の政策だと言って、反対の意を示している沢山の住民の方を蔑ろにして、風力発電を建ててよい権利などあなた方にはありません。	代替説明会にご参加いただき、ありがとうございます。 説明会では、環境省から公表されている資料を基に、「風力発電施設から発生する音は、通常著しく大きいものではない」ことや、しかしながら「風車騒音に含まれる音成分等は、わずらわしさ（アノイアンス）を増加させる傾向がある」ことなど、また、低周波音の音圧レベルや風力発電機にのみ特有な低周波数領域などは見られないこと等をご紹介させていただきました。 風力発電所を建設させていただく場合には、20 年間にわたって事業を実施させていただくこととなります。そのため、事業者としましては、周辺の住民の方々に健康影響を及ぼすような事業の実施はできないものと考えています。 今後は、環境影響評価手続きを通じて、調査、予測及び評価を適切に行い、事業による影響が適切に低減されるよう、事業計画の検討を進めてまいります。
72	過去の風力発電事業においては、健康被害の苦情や事例が多数報告されている。 環境保全や化学物質の安全性などに関して「予防原則」という考え方がある。これは、原因と被害の科学的立証がなされていない状況でも、環境や人への深刻なあるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、事後対応より費用対効果の大きい事前防止を行うべきであるという考え方である。 環境省からは「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」が出されているが、風力発電施設からの騒音・超低周波音による多くの健康被害の訴えがあるにもかかわらず、予防原則に則ったものとは言えない。 2013 年 12 月 20 日には、日本弁護士連合会より「低周波音被害について、医学的な調査・研究と十分な規制基準を求める意見書」が提出されるなど、低周波音に関する健康被害について「予防原則」に基づいた規制を求める動きもある。 本事業においては、平穏に暮らしている周辺住民に対し健康に生活する権利を犯すことにならないように、「予防原則」に則って対応する必要がある。	一般財団法人環境イノベーション情報機構の HP (https://www.eic.or.jp/) における「環境用語」によれば、1992 年の国連環境開発会議（UNCED）リオ宣言における「予防原則」とは、「環境を保護するため、予防的方策（Precautionary Approach）は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として使われてはならない」とされています。これには様々な解釈がありますが、「地球温暖化対策などで、科学的な不確実性を口実に対策を拒否または遅らせる動きの牽制とする意味合いもある。」とされています。本事業は、前述しました記述に則れば、「深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれ」がある「地球温暖化」に対する「対策」を目的として実施するものとなります。 風力発電所を建設させていただく場合には、20 年間にわたって事業を実施させていただくこととなります。そのため、事業者としましては、周辺の住民の方々に健康影響を及ぼすような事業の実施はできないものと考えています。 今後は、環境影響評価手続きを通じて、調査、予測及び評価を適切に行い、事業による影響が適切に低減されるよう、事業計画の検討を進めてまいります。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
73	事業者は、「予防原則」に則って、風力発電機稼動に伴う騒音及び超低周波音の影響が生じる可能性がない事業計画を立てなければならない。	風力発電所を建設させていただく場合には、20年間にわたって事業を実施させていただくこととなります。そのため、事業者としましては、周辺の住民の方々に健康影響を及ぼすような事業の実施はできないものと考えています。 今後は、環境影響評価手続きを通じて、調査、予測及び評価を適切に行い、事業による影響が適切に低減されるよう、事業計画の検討を進めてまいります。
74	「風力発電施設による超低周波音・騒音の健康影響に関する疫学調査」(日本音響学会誌 74巻5号(2018)、pp280-285)において、健康影響(睡眠障害)のリスクファクターとして、風車から住居までの距離が近い場合(1500m以内)が挙げられている。このような論文が存在する以上「予防原則」に則って、住居や学校から1500m以内に風力発電機を設置することは不適切である。	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。 風力発電所を建設させていただく場合には、20年間にわたって事業を実施させていただくこととなります。そのため、事業者としましては、周辺の住民の方々に健康影響を及ぼすような事業の実施はできないものと考えています。 今後は、環境影響評価手続きを通じて、調査、予測及び評価を適切に行い、事業による影響が適切に低減されるよう、事業計画の検討を進めてまいります。
75	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年(2017年)5月、環水大大発 第1705261号)を踏まえて得られた調査結果等をもとに適切に環境影響の予測を行う。」との記載があるが、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」は「予防原則」に則った適切な指針ではない。 また、測定方法に関して、環境省から「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」が出されているが、このマニュアルは超低周波音は聞こえないので健康被害に関連しないという「予防原則」に反した建前を元に作られたものである。従って超低周波音の測定には不向きな測定法となっている。実際に独自に既存の風力発電機の騒音を計測したところ、貴社の説明会の資料で示された風力発電機の騒音データと比較して、周波数が小さくなるほど音圧が高くなる傾向が見られた。 今回の環境アセスメントにおいては、低周波音・超低周波音が健康被害の原因となっている可能性を否定せず、調査の際には低周波音の評価に適したF特性、また純音性騒音を適切に評価するため高速フーリエ変換分析法を用いた検査を行うこと。また、低周波音を評価するために適した機材を用いて評価を行うこと。施設稼動後の騒音予測には、能登中風力発電事業と合わせて最大31基の風力発電機が建った場合の複合的な影響、山間部での反響についても予測・評価を行い、健康被害の発生の可能性を回避すること。 回避ができない場合には、事業の撤退も含めた見直しをすること。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年(2017年)5月、環水大大発 第1705261号)及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に関するご意見については、風力発電事業者に対するものではなく環境省に対するご意見と理解しました。騒音の測定及び評価の方法については、本事業に限らずこれら指針及びマニュアルに沿った方法で行うことが通例となりますので、本事業においてもこれら指針及びマニュアルに従って実施いたします。超低周波音については、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」(環境省、平成22～24年度)において、風力発電所から発生する超低周波音領域(～20Hz)における音圧レベルは、聴覚閾値を下回っていることが現地調査及び聴覚実験で明らかになっており、この成果に基づき発電所アセス省令(2020年8月改正)において参考項目から削除されたと認識しており、本事業においては非選定とさせていただきます。しかしながら、住民の皆様のご懸念もでございますので、自主的な取り組みとして超低周波音についても調査及び予測評価を行い、その結果を踏まえ、適切に影響の回避及び低減に努めます。また、能登中風力発電事業との騒音の累積的影響については、対象事業実施区域が重複していることから双方の事業計画について入手可能な情報を踏まえながら、事業者として可能な対応を行います。
76	方法書では騒音について、「今後の手続きにおいて以上を着実に実施することにより、事業による重大な影響を低減できる可能性が高いものと評価する」との記載がある。しかしながら、なぜ重大な影響を低減できる可能性が高いのかを示す根拠が何も示されていない。	ご指摘の記載は、「計画段階配慮書」における記載を再掲載したものととなります。今後の環境影響評価手続きを通じて適切に対応することにより、事業による重大な影響を低減できる可能性があるかを判断し、記載したものです。 実際の調査は方法書審査の結果を踏まえ実施し、予測及び評価の結果については、その根拠も含め、準備書に記載させていただきます。
77	特に七原町や吉田町の住民からは、風力発電機の稼働に伴う騒音・超低周波音による健康被害への不安が多く聞かれる。予防原則に則ることなく、周辺住民の意見を無視して、住民への影響を低減できる根拠を示すことなく、不適切な事業計画を立て、実行することにより、住民の健康に生活する権利を犯した場合、住	風力発電所を建設させていただく場合には、20年間にわたって事業を実施させていただくこととなります。そのため、事業者としましては、周辺の住民の方々に健康影響を及ぼすような事業の実施はできないものと考えています。 今後は、環境影響評価手続きを通じて、調査、予測

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	民とのトラブルは免れないものと思われる。	及び評価を適切に行い、事業による影響が適切に低減されるよう、事業計画の検討を進めてまいります。
78	七尾市七原町では、三方を風車に囲まれてしまう可能性があります。盆地のようになっているので、騒音などが反響しあって、被害が大きくなることも考えられます。七原だけではなく、似たような地形のところでの建設は絶対にやめていただきたいです。また、七原は全世帯が反対していますので、そのような場所の近くに風車を建てることは控えていただきたく、よろしく願いいたします。	風力発電所を建設させていただく場合には、20年間にわたって事業を実施させていただくこととなります。そのため、事業者としましては、周辺の住民の方々に健康影響を及ぼすような事業の実施はできないものと考えています。 今後は、環境影響評価手続きを通じて、調査、予測及び評価を適切に行い、事業による影響が適切に低減されるよう、事業計画の検討を進めてまいります。
79	風車の騒音、低周波が気になります。音がうるさいのではないのでしょうか。	風力発電所を建設させていただく場合には、20年間にわたって事業を実施させていただくこととなります。そのため、事業者としましては、周辺の住民の方々に健康影響を及ぼすような事業の実施はできないものと考えています。 今後は、環境影響評価手続きを通じて、調査、予測及び評価を適切に行い、事業による影響が適切に低減されるよう、事業計画の検討を進めてまいります。
80	自然豊かなところで、生まれ育った能登の静かな所に暮らそうと戻って来たのに、そこに、人工的な音を発生させる建造物が作られようとしている。そう考えただけで、もうストレスになっている。	本事業の実施に際し様々な不安があらうかと存じますが、環境影響評価法による手続き等を通じて、皆様から環境の保全の見地からのご意見をいただき、ご理解をいただきながら、より良い事業計画を策定したいと考えております。
81	脱炭素化とのいうことだが、火力発電や原子力発電においてもその効能ばかりが強調され、想定外の被害や悪影響に対する準備や対策が不十分である。可能な限りそういった面での対策の強化を求める。	弊社においては石炭火力発電も手掛けており、高効率発電に取り組むことで発電量に対するCO2排出量の低減を図っております。また、石炭ガス化やCO2を分離・回収する技術開発についても取り組んでおり、現在、商用化に向け尽力しております。 一方で、日本はエネルギー資源の乏しい国であり、エネルギーセキュリティ及び脱炭素社会の観点から、風力発電は純国産のエネルギーとして将来的に大型電源としての活用が見込まれるものであると認識しており、本事業もこのような期待に応えるものとして、検討しているものとなります。
82	本事業実施想定区域周囲には多くの住居が存在し、騒音・低周波音による健康被害が起こることが予想される。低周波音・超低周波音にも適した測定方法・機器を用い、建設前の調査だけでなく、能登中風力発電事業と合わせ最大31基の風力発電基が立った際の複合的な影響について、調査・予測・評価を行うと共に稼働後にも調査を行うこと。	風力発電所を建設させていただく場合には、20年間にわたって事業を実施させていただくこととなります。そのため、事業者としましては、周辺の住民の方々に健康影響を及ぼすような事業の実施はできないものと考えています。 本事業の実施に際し様々な不安があらうかと存じますが、環境影響評価法による手続き等を通じて、皆様から環境の保全の見地からのご意見をいただき、ご理解をいただきながら、より良い事業計画を策定したいと考えております。また、他事業との累積的な影響につきましても、他事業の事業計画について入手可能な情報を踏まえながら適切に予測等を行い、影響の低減に努めて参る所存です。
動物・自然		
83	人間に問題があるものは、野生動物にとっても問題があるはず、能登で風力発電を考えるなら、風車が人間にも野生動物にとっても良い影響を与える建造物であるべき、世界農業遺産の役に立つ風車でなかったら、この事業は、里山を破壊するだけの凶器でしかない。	再生可能エネルギーの導入は温室効果ガスの排出量の削減に寄与するものであり、中でも風力発電は、国内の導入ポテンシャルが高く、将来的に大型電源としての活用が見込まれるものであると認識しています。 本事業の実施に際し様々な不安があらうかと存じますが、環境影響評価法による手続き等を通じて、皆様から環境の保全の見地からのご意見をいただき、ご理解をいただきながら、より良い事業計画を策定したいと考えております。
84	現在能登では、クマやイノシシが増えています。	獣害の発生の増減は、天候による餌の多寡や繁殖状

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	建設工事や風車の設置により、住処を迫われたイノシシやクマなどの生息域が狭まれば、より人間の生活圏に近づくことで、死傷事故の確率を増やすなど、不安があります。現在の生態系があってこそその自然環境です。 野生動物の住処をむやみに奪うことのないよう、建設場所を減らし、野生動物の住処を減らさない努力をしていただきたい。	況にも左右され、本事業との因果関係を証明することは非常に困難と想定されます。獣害の発生状況も把握しながら、何ができるか、地域の皆様ともよく相談していきたいと考えております。 環境影響評価法による手続き等を通じて、皆様から環境の保全の見地からのご意見をいただき、ご理解をいただきながら、動物や植物に対する影響についても可能な限り回避及び低減した、より良い事業計画を策定したいと考えております。
85	動物・植物・生態系に関しては定量的な手法を用いること。	動物、植物及び生態系の予測につきましては、その目的に応じて定量的な手法を用いるなど、適切に対応させていただきます。
86	調査に際しては対象区域周辺でのフィールドワークの経験豊富な有識者の意見を聴取するなど、可能な限り現地の状況に応じた評価を行うこと。また現地住民は事業予定地付近で渡り鳥を確認しているため渡りのルートの1つであろうことは予測される。また、事業地周辺には7種の猛禽類が生息していることが確認されている。事業地付近で近年絶滅危惧種のコウノトリが確認されており、地元でも大きく取り扱われている。 回避・低減のそれぞれの検討においては、事業計画や環境保全措置を複数案提示し、定量的に環境影響の減少度合を明示すること。 それでも残る影響に対しては、「環境影響は小さい」という表現で締めくくるのではなく、代償措置によりノーネットロス達成すること。	調査及び予測に際しましては、必要に応じて、適切な専門家等へのヒアリングを実施し、手続きを進めてまいります。 また、調査に際しましては、いただきました情報も踏まえ、適切に対応させていただきます。 環境保全措置につきましては、調査及び予測の結果を踏まえ、適切に検討させていただきます。
87	人間は人間の都合を優先するがあまり、動植物にどんな影響を与えているか、例えば調査、研究してもわかる事は無いでしょう。結果、影響がわからない事を問題なしと判定したり、判定しようとしたりして、事業を進めてしまう。だが確実に環境破壊の影響を与える事だけは確実に言えます。	ご意見をいただきました通り、事業を実施する上において、その影響を全くなくすることはできません。しかしながら、環境影響評価法による手続き等を通じて、皆様から環境の保全の見地からのご意見をいただき、ご理解をいただきながら、動物や植物に対する影響についても可能な限り回避及び低減した、より良い事業計画を策定したいと考えております。
88	事業対象地は蛍の生息地でもあります。川や池は蛍を愛でる人たちにとって「人と自然とのふれあいの活動の場」ですし、和倉温泉にとっては観光資源でもあります。蛍の生息状況についても、環境アセスメントの項目に加えてください。	本事業における現地調査においては、ホタル類も対象となります。現地調査等において、影響が及ぶと考えられる範囲においてホタル類の生息を理由とした人と自然との触れ合いの活動の場を確認した場合には、適切に予測を実施させていただきます。
89	計画地周辺は野鳥と関わりの深い地域です。 ハクチョウ類、カモ類、シギ類など約200種が飛来する田鶴浜野鳥公園のほか、コウノトリや、かつてのトキやクロツラヘラサギの記録などもあります。 風車の建設により、野鳥が飛来しなくなったり、環境の変化により野鳥の棲み処を奪うことにならないか心配です。	本事業の実施に際し様々なご不安があろうかと存じますが、環境影響評価法による手続き等を通じて、皆様から環境の保全の見地からのご意見をいただき、ご理解をいただきながら、鳥類に対する影響についても可能な限り回避及び低減した、より良い事業計画を策定したいと考えております。
90	発電所の設置予定地は希少な鳥類の繁殖地となっています。 手元に、風力発電導入拡大にともない鳥が風車に衝突する事故が顕在化しているという記事があります。 記事には鳥が風車に衝突する理由が書かれています。風車の羽根の動きが一定以上の速さになると網膜の処理が追いつかず背景が透けて見えるモーション・スミア現象が主な原因とされます。 そのため風車の羽根に色を塗って見やすくしたり鳥の飛行ルートをブロックしないような角度に風車を設置したりなどの取り組みが始まっているといえます。 欧州では、より根本的な対策もとられています。早い段階で土地利用計画の中で鳥の衝突が生じにくい場所を建設適地としています。	本事業の実施に際し様々なご不安があろうかと存じますが、環境影響評価法による手続き等を通じて、皆様から環境の保全の見地からのご意見をいただき、ご理解をいただきながら、鳥類に対する影響についても可能な限り回避及び低減した、より良い事業計画を策定したいと考えております。 環境保全措置につきましては、いただきました情報も踏まえ、検討をさせていただきます。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	とにかくも、現在計画されている場所は、希少な鳥類の繁殖地となっています。適地とはいえず、ぜひとも計画の見直しをお願いします。	
文化・景観		
91	再生可能エネルギーの推進は重要と思うが、どうして能登半島に集中して風車を建設するのか。世界農業遺産の指定を受けている「能登の里山里海」の景観が破滅するのではないかと心配である。能登に風車は不自然で違和感がある。 風車そのものも大きく威圧感をもって景観の上で快いとは思えません。景観が悪くなり、里山里海の景観が壊れます。	本事業の実施に際し様々なご不安があろうかと存じますが、環境影響評価法による手続き等を通じて、皆様から環境の保全の見地からのご意見をいただき、ご理解をいただきながら、より良い事業計画を策定したいと考えております。 景観については、その予測結果について、フォトモンタージュ等により皆様にお示しさせていただく予定です。 また、他事業との累積的な影響につきましても、他事業の事業計画について入手可能な情報を踏まえながら適切に予測等を行い、影響の低減に努めて参る所存です。
92	住民が威圧感を感じることがないよう配慮を行うこと。そのためにフォトモンタージュは配慮書に対する知事意見にもあるように、中景・近景のものも作成・公開すること。広角レンズなどにより、実際の見え方と印象が異なるフォトモンタージュにならないようにすること。	方法書に記載の通り、フォトモンタージュの作成は、既存の事例等に基づき適切に検討いたします。 なお、フォトモンタージュの画角については、実際の見え方と印象が異なることが無いレンズ焦点距離により、作成を行う予定です。
93	「景観についての調査、予測及び評価の手法」は、景観への影響を適切に評価できる内容になっていません。能登の景観を壊すことの影響を軽く見すぎているのでは？広い範囲に影響が及ぶものですので、寄せられた意見をもとに、大幅な修正と再提出をお願いします。	景観に係る調査地域につきましては、既存の事例等も参考に、対風力発電施設が「景観的に気にならない」（「景観対策ガイドライン（案）」（1981年、UHV送電特別委員会環境部会立地分科会））とされる視野角1度以上となる可能性のある範囲として、現在想定する風車高さ180mに対して風力発電機設置想定範囲から約10.4kmの範囲としております。
94	尾根に多数の巨大風車が建つことに対する、観光への影響、世界農業遺産としてのステイタスへの影響、住民の生活の質への影響なども評価対象として下さい。これらの項目については、事後評価をお願いします。	「観光への影響」「世界農業遺産としてのステイタスへの影響」および「住民の生活の質への影響」については環境影響評価の対象外とはなりますが、その他の各種許認可手続き等や、関係機関との協議等を通じて、適切に対応させていただきます。
95	40年も前の古い景観対策ガイドライン（案）に依拠されていますが、当時とは市民や社会の景観に関する価値観が大きく異なっていますので、不適切です。適切なガイドラインに依拠してください。	本ガイドラインは1981年に発行されたものとなりますが、風力発電事業の環境影響評価手続きにおいては広く用いられているものであり、不適切なガイドラインであるとの認識はありません。
96	景観への影響を一番適切に判断できるのは、事業会社でも環境コンサルでも景観審議会でもなく、住民です。少なくとも、フォトモンタージュなどを活用した住民アンケートを実施し、定性的・定量的なデータをもとにした評価を行ってください。	本事業の実施に際し様々なご不安があろうかと存じますが、環境影響評価法による手続き等を通じて、皆様から環境の保全の見地からのご意見をいただき、ご理解をいただきながら、より良い事業計画を策定したいと考えております。 景観については、その予測結果について、フォトモンタージュ等により皆様にお示しさせていただく予定です。
97	「予測対象時期」が「発電所の供用後（発電所の建物等が完成した時点）」というのが理解できません。「景観に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているか検討し」とありますが、建設後に検討するのであれば予測とは呼べないのではないのでしょうか。回避も低減もされていなくても、うやむやにし、「環境保全についての配慮が適正になされている」という評価を行うつもりなのではないのでしょうか。予測対象時期は建設予定地が決まった時点としてください。	環境影響評価手続きに基づく用語でわかり難い部分があるかと存じますが、「予測対象時期」とは、事業によるどの時点での影響を予測するかということを示したものであり、予測作業を行う時期を示したものではありません。 景観については風力発電機が建設された時点を対象として予測を行うこととなることから、「予測対象時期」は「発電所の供用後（発電所の建物等が完成した時点）」となります。 環境影響評価は事業計画の策定に向けて実施するものですので、この予測作業を行う時期は、風力発電機の建設予定位置に対する検討が進んできた時点であり、風力発電機の建設前となります。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
98	尾根を削って 180 メートルもの風車を建てれば、どのような措置をとっても、景観に影響が出ます。それを「影響は小さい」と強弁するのではなく、事業計画を白紙に戻すか、代償措置を取るかしてください。代償措置については、住民と協議しながら決定してください。	ご意見をいただきました通り、事業を実施する上において、その影響を全くなくすることはできません。しかしながら、環境影響評価法による手続き等を通じて、皆様から環境の保全の見地からのご意見をいただき、ご理解をいただきながら、景観に対する影響についても可能な限り回避及び低減した、より良い事業計画を策定したいと考えております。
99	評価以前の「前提条件」として、景観に関する条例に沿っているかどうかをチェックする項目を加えてください。尾根を削り、稜線を大幅に変え、高層物を建てるような開発はそもそも認められていないはずですので。	景観に関する条例に係る手続きにつきましても、関係機関等と協議の上、適切に進めてまいります。
100	自然景観資源からの景観のみでなく、日常生活内での景観の影響も評価項目に入れること。	本事業におきましては、方法書にも記載の通り、主要な眺望点として 8 地点からの景観のほか、日常的な視点場として周辺の 13 カ所の集落からの景観についても、調査及び予測を実施させていただく計画としております。
101	景観の調査地点が少なすぎます。対象地域は広く、見え方も多様です。影響を受ける集落の調査地点は、各集落で決めてもらうようにしてください。また、「不特定かつ多数の者が利用している眺望点」には、羽咋市の「妙成寺」、中能登町の「十劫坊」、西下交差点から吉田方面に向かう 116 号線（桜と蛍の名所）も加えてください。	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。いただきましたご意見も参考に、調査地点について検討をさせていただきます。
102	当地が「世界農業遺産」、「石川県歴史遺産」の地域であり、これの認定・認証に心血を注いできた経緯、またこれを基に観光・文化宣伝、誘客に県、市町で必死に取り組んでいることを承知の上での事業進出であるのか。 上記遺産の風土を期待して能登にやって来られる人たちが、この景観を見て唖然とされることは間違いありません。「花嫁のれん」号やのと鉄道の車窓からの眺めや、能登島大橋、ツインブリッジ、外浦の国道 245 号などからの眺めに、「こんな風景を求めて来たんじゃない。幻滅や！二度と来るか。」となつては、これまでの誘客の苦勞が水の泡です。 七尾城址、石動山。荒山砦跡（「榊形山」）、基石ヶ峰、雨の宮古墳群から、巨大な風車列を「21 世紀の風景なのね！」と素直に受け入れられるもののでしょうか。	「世界農業遺産」や「石川県歴史遺産」への影響につきましては、行政や関係機関とも協議の上、適切に対応させていただきます。 また、景観につきましては、フォトモンタージュ等により予測評価を行い、皆様にお示しさせていただく予定です。
103	和倉や輪島・奥能登の宿泊業にも、能登への失望から大きなダメージが来ることを深く懸念します。 能登島に風車を林立させる計画としたら、和倉温泉は真っ先に反対するでしょう。後背の山稜だったらかまわない？そうでしょうか。よく考えていただきたい。	本事業の実施に際し様々なご不安があろうかと存じますが、環境影響評価法による手続き等を通じて、皆様から環境の保全の見地からのご意見をいただき、ご理解をいただきながら、より良い事業計画を策定したいと考えております。 和倉温泉付近においては、能登島大橋を主要な眺望点とし、その影響について調査及び予測を行う計画としております。景観については、その予測結果について、フォトモンタージュ等により皆様にお示しさせていただく予定です。
104	「方法書」の景観影響調査方法の項で、調査範囲の線引きと調査ポイントの設定に疑義があります。調査範囲を縁で囲むのが素直な線引きと思いますが、石動山連峰の尾根に沿って引かれ、円が歪んでいるうえ、尾根上には基石ヶ峰以外にも荒山砦跡頂上、石動山展望台、城山展望台等が点在しています。いずれも能登半島・日本海を見渡せ、振り返れば立山連峰が目の前に迫る景観のポイントです。これらが境界線上ということで評価ポイントから除かれるとすると、それはまさに意図的と言わざるを得ない。	景観に係る調査地域につきましては、既存の事例等も参考に、対風力発電施設が「景観的に気にならない」（「景観対策ガイドライン（案）」（1981 年、UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会））とされる視野角 1 度以上となる可能性のある範囲として、現在想定する風車高さ 180m に対して風力発電機設置想定範囲から約 10.4km の範囲としております。 方法書に示した範囲は、上記方針に基づき図にお示した「風力発電機設置想定範囲」から 10.4km の範囲としており、意図的にご指摘の地点を外したものではありません。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	これらのポイントからの眺望を大事にしている中能登町の町民の気持ちを踏まえ、加えてください。	ありません。 なお、ご意見をいただきました「荒山磐跡頂上」「石動山展望台」「城山展望台」につきましても、再度、検討をさせていただきます。
105	赤蔵地区により文化財も多くあります。	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。 関係機関等とも協議の上、適切に対応させていただきます。
106	現在、国重要文化財である妙成寺は国宝化を目指しています。 妙成寺の向こう山頂に見える巨大な風車は、周囲の景観とは調和しかねる、よって国重要文化財妙成寺の価値の低下、観光地や住宅地としての価値の低下になります。 ひいては国宝化の障害になります。集落景観・田園景観の保全、市、町のシンボルとなる五重塔を望む眺望景観の保全を考えると、現在の設置場所には賛成できません。景観は、貴重な資源です。	妙成寺が国宝化を目指していることは、承知しております。本事業による国宝化への影響については、関係機関等にも確認の上、適切に対応させていただきます。
107	方法書代替説明会の資料にある妙成寺周辺のフォトモンタージュを見ると、妙成寺の五重塔より高い風車が複数そびえ、五重塔の存在感を薄めており、風車に威圧感を感じます。 写真は、1月時点のイメージ図ですのでわかりづらいですが、初夏の青々とした田、秋には黄金の稲穂たなびく田の向こうに見える妙成寺の田園風景はなくてはならないものです。その田園風景に近代的な人工物である風車が重なることは、歴史的風土を損ねるものです。 自然の景観に人工物である巨大な複数の風車が出現することは不自然であり、威圧感を与えます。夜間の航空障害灯の明かりもまた悪影響になると思われます。送電鉄塔など他の工作物と混在するような眺望も景観を損ねるものと考えます。 可視範囲に暮らす住民として、圧迫感により精神的ストレスを感じることをないように、妙成寺周辺複数の場所での実際にフォトモンタージュを作り十分な説明を求めます。 現状の眺望がどのようなものであるか、風車が設置された後、眺望はどうなるのか、妙成寺を可視できる範囲にあるすべての箇所でその風景が大きく損なわれることをないように、風車の設置場所、風車の大きさを再検討していただきたいです。	代替説明会にご参加いただき、ありがとうございます。 説明会においてもご説明させていただきました通り、当日お見せしたフォトモンタージュはあくまでもイメージ図です。 実際の風力発電機の機種や配置等につきましては、これから実施する調査及び予測の結果を踏まえて検討することとなり、またこの検討結果に基づくフォトモンタージュは、準備書において皆様にお示しすることとなります。 妙成寺周辺からの景観につきましても、調査地点に加え、予測を行いたいと考えております。
108	能登半島は世界初の「世界農業遺産」であり、石川県も数々の歴史遺産認定で、自然、風土、文化を守り、誘客に生かし、住民の住環境の維持を図ろうとしています。	能登地方は世界農業遺産に認定されていることの重要性は認識しており、能登地方における世界農業遺産と風力発電事業の共存について、関係機関と協議の上、事業を検討してまいります。
109	将来に渡って170基以上もの風車が建った景色、世界農業遺産として謳われている趣旨からはずれてしまう傾向があり、世界農業遺産を取り下げる事になるだろう。風車の維持、管理で、山に出入りする機会が増えて行けば、山の動物たちは、居心地悪く、風車の場所から離れ、人間の生活場所と動物の生活場所とのバランスが崩れ、動物が居なければ植物の生態系も変化する。バランス崩れた能登の里山は、いずれ人間の農業生産にも影響、一旦、生態形が崩れれば、農業は人工的な管理をし続けなくては行けない事になる。自然の力、森や山の力による農業はなくなる。	能登地方は世界農業遺産に認定されていることの重要性は認識しており、能登地方における世界農業遺産と風力発電事業の共存について、関係機関と協議の上、事業を検討してまいります。
110	将来、能登に住みたいと言う都会の人も居る。能登の自然が好きになってくれたからである。そんな能登に170基以上もの風車、それも巨大な風車、ここまで	能登地方は世界農業遺産に認定されていることの重要性は認識しており、能登地方における世界農業遺産と風力発電事業の共存について、関係機関と協議の

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	建てられた里山は、最早、自然の山ではなく、人工物で作られた山で、癒しにもならない。世界農業遺産、昔から大事にされてきた山でなく、手の入った破壊された山は、遺産としての価値はゼロである。世界農業遺産をぶち壊した風車でしかない。	上、事業を検討してまいります。

北陸中日新聞（令和3年1月14日 朝刊27面）

環境影響評価方法書の公表及び説明会の開催について（公告）
 環境影響評価法に基づき、（仮称）中能登ウインドファーム事業の環境影響評価方法書（以下、方法書）の公告・縦覧及び説明会の開催について、お知らせします。

■事業者の名称 電源開発株式会社
 代表者 代表取締役社長 渡部 肇史
 所在地 東京都中央区銀座六丁目15番1号

■対象事業の名称（対象事業の種類、発電設備出力）
 （仮称）中能登ウインドファーム事業
 （風力発電（陸上） 最大64、500キロワット）

■対象事業実施区域
 石川県七尾市、羽咋郡志賀町、鹿島郡中能登町
 石川県七尾市、羽咋市、羽咋郡志賀町、鹿島郡中能登町

■環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
 石川県七尾市、羽咋市、羽咋郡志賀町、鹿島郡中能登町

■方法書の縦覧
 縦覧場所 石川県庁 行政情報サービスセンター、
 七尾市役所 情報公開コーナー、
 田鶴浜コミュニティセンター（サンビーム日和ヶ丘）、
 羽咋市役所 環境安全課、羽咋市上田公民館、
 志賀町役場 環境安全課、中能登町役場 鳥屋庁舎
 縦覧期間 令和3年1月14日（木）～令和3年2月15日（月）
 縦覧時間 開庁時間に準ずる
 電子縦覧 <https://www.jp-power.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

■説明会の開催
 開催場所 ① 田鶴浜コミュニティセンター（サンビーム日和ヶ丘）（石川県七尾市垣吉町へ部24）
 開催日時 ① 令和3年1月23日（土）14時30分～16時30分
 開催場所 ② 上田公民館（石川県羽咋市柴垣町36-19-1）
 開催日時 ② 令和3年1月23日（土）19時30分～21時30分
 開催場所 ③ 志賀町文化ホール（石川県羽咋郡志賀町高浜町カー1）
 開催日時 ③ 令和3年1月24日（日）10時30分～12時30分
 開催場所 ④ ふるさと創修館（石川県鹿島郡中能登町一青二部19-1）
 開催日時 ④ 令和3年1月24日（日）15時30分～17時30分
 但し、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、予定を変更する場合、右記電子縦覧URLに掲載します。

■意見書の提出
 方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面（日本語）により提出することができます。
 提出方法 氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見及び意見の理由を記載し、左記まで郵送又は縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出下さい。
 提出期限 令和3年3月1日（月）※当日消印有効

■意見書の郵送先及びお問い合わせ先
 電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部
 風力事業部 事業推進室（陸上開発第1、陸上開発第2）
 〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号
 TEL 03-3546-19600 担当：島海、中井

北國新聞（令和3年1月14日 朝刊5面）

環境影響評価方法書の公表及び説明会の開催について（公告）
 環境影響評価法に基づき、（仮称）中能登ウインドファーム事業の環境影響評価方法書（以下、方法書）の公告・縦覧及び説明会の開催について、お知らせします。

■事業者の名称 電源開発株式会社
 代表者 代表取締役社長 渡部 肇史
 所在地 東京都中央区銀座六丁目15番1号

■対象事業の名称（対象事業の種類、発電設備出力）
 （仮称）中能登ウインドファーム事業
 （風力発電（陸上） 最大64、500キロワット）

■対象事業実施区域
 石川県七尾市、羽咋郡志賀町、鹿島郡中能登町
 石川県七尾市、羽咋市、羽咋郡志賀町、鹿島郡中能登町

■環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
 石川県七尾市、羽咋市、羽咋郡志賀町、鹿島郡中能登町

■方法書の縦覧
 縦覧場所 石川県庁 行政情報サービスセンター、
 七尾市役所 情報公開コーナー、
 田鶴浜コミュニティセンター（サンビーム日和ヶ丘）、
 羽咋市役所 環境安全課、羽咋市上田公民館、
 志賀町役場 環境安全課、中能登町役場 鳥屋庁舎
 縦覧期間 令和3年1月14日（木）～令和3年2月15日（月）
 縦覧時間 開庁時間に準ずる
 電子縦覧 <https://www.jp-power.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

■説明会の開催
 開催場所 ① 田鶴浜コミュニティセンター（サンビーム日和ヶ丘）（石川県七尾市垣吉町へ部24）
 開催日時 ① 令和3年1月23日（土）14時30分～16時30分
 開催場所 ② 上田公民館（石川県羽咋市柴垣町36-19-1）
 開催日時 ② 令和3年1月23日（土）19時30分～21時30分
 開催場所 ③ 志賀町文化ホール（石川県羽咋郡志賀町高浜町カー1）
 開催日時 ③ 令和3年1月24日（日）10時30分～12時30分
 開催場所 ④ ふるさと創修館（石川県鹿島郡中能登町一青二部19-1）
 開催日時 ④ 令和3年1月24日（日）15時30分～17時30分
 但し、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、予定を変更する場合、右記電子縦覧URLに掲載します。

■意見書の提出
 方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面（日本語）により提出することができます。
 提出方法 氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見及び意見の理由を記載し、左記まで郵送又は縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出下さい。
 提出期限 令和3年3月1日（月）※当日消印有効

■意見書の郵送先及びお問い合わせ先
 電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部
 風力事業部 事業推進室（陸上開発第1、陸上開発第2）
 〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号
 TEL 03-3546-19600 担当：島海、中井

北陸中日新聞（令和3年4月16日 朝刊）

環境影響評価方法書説明会の代替説明会の開催について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止しておりました（仮称）中能登ウインドファーム事業の環境影響評価方法書（以下、方法書）説明会の代替説明会を開催するとともに、再度図書の縦覧及び意見募集を実施することと致しましたのでお知らせいたします。

■事業者の名称 電源開発株式会社

代表者 代表取締役社長 渡部 肇史

所在地 東京都中央区銀座六丁目15番1号

■対象事業の名称（対象事業の種類、発電設備出力）

（仮称）中能登ウインドファーム事業

（風力発電（陸上）最大64,500キロワット）

■対象事業実施区域

石川県七尾市、羽咋郡志賀町、鹿島郡中能登町

■環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

石川県七尾市、羽咋市、羽咋郡志賀町、鹿島郡中能登町

■方法書の縦覧

縦覧場所 石川県庁行政情報サービスセンター、七尾市役所情報公開コーナー、田鶴浜コミュニティセンター（サンビーム日和ヶ丘）、羽咋市役所環境安全課、羽咋市上甘田公民館、志賀町役所環境安全課、中能登町役場鳥屋庁舎

縦覧期間 令和3年4月16日（金）～令和3年5月17日（月）

縦覧時間 開庁時間に準ずる。

電子縦覧 <https://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind-nakanoto.html>

■説明会の開催

開催場所 ① 田鶴浜コミュニティセンター（サンビーム日和ヶ丘）石川県七尾市垣吉町（部24）

開催日時 ① 令和3年4月23日（金）19時00分～20時30分

開催場所 ② 上甘田公民館（石川県羽咋市柴垣町36-19-1）

開催日時 ② 令和3年4月24日（土）10時00分～11時30分

開催場所 ③ 志賀町文化ホール（石川県羽咋郡志賀町高浜町カ1-1）

開催日時 ③ 令和3年4月24日（土）14時00分～15時30分

開催場所 ④ ふるさと創修館（石川県鹿島郡中能登町青（部）19-1）

開催日時 ④ 令和3年4月24日（土）19時00分～20時30分

■意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見ををお持ちの方は、書面（日本語）により提出することができます。

提出方法 氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からの意見及び意見の理由を記載し、左記まで郵送又は縦覧場所

設置された意見箱への投函により提出下さい。

提出期限 令和3年5月17日（月）※当日消印有効

■意見書の郵送先及びお問い合わせ先

電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部

風力事業部事業推進室（陸上開発第一、陸上開発第二）

〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号

TEL 03-3546-9600 担当：橋口、中井

北國新聞（令和3年4月16日 朝刊）

環境影響評価方法書説明会の代替説明会の開催について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止しておりました（仮称）中能登ウインドファーム事業の環境影響評価方法書（以下、方法書）説明会の代替説明会を開催するとともに、再度図書の縦覧及び意見募集を実施することと致しましたので、お知らせいたします。

■事業者の名称 電源開発株式会社

代表者 代表取締役社長 渡部 肇史

所在地 東京都中央区銀座六丁目15番1号

■対象事業の名称（対象事業の種類、発電設備出力）

（仮称）中能登ウインドファーム事業

（風力発電（陸上）最大64,500キロワット）

■対象事業実施区域

石川県七尾市、羽咋郡志賀町、鹿島郡中能登町

■環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

石川県七尾市、羽咋市、羽咋郡志賀町、鹿島郡中能登町

■方法書の縦覧

縦覧場所 石川県庁行政情報サービスセンター、七尾市役所情報公開コーナー、田鶴浜コミュニティセンター、羽咋市役所環境安全課、羽咋市上甘田公民館、志賀町役所環境安全課、中能登町役場鳥屋庁舎

縦覧期間 令和3年4月16日（金）～令和3年5月17日（月）

縦覧時間 開庁時間に準ずる。

電子縦覧 https://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind_nakanoto.html

■説明会の開催

開催場所 ① 田鶴浜コミュニティセンター（サンビーム日和ヶ丘）（石川県七尾市垣吉町（部24））

開催日時 ① 令和3年4月23日（金）19時00分～20時30分

開催場所 ② 上甘田公民館（石川県羽咋市柴垣町36-19-1）

開催日時 ② 令和3年4月24日（土）10時00分～11時30分

開催場所 ③ 志賀町文化ホール（石川県羽咋郡志賀町高浜町カ1-1）

開催日時 ③ 令和3年4月24日（土）14時00分～15時30分

開催場所 ④ ふるさと創修館（石川県鹿島郡中能登町青（部）19-1）

開催日時 ④ 令和3年4月24日（土）19時00分～20時30分

■意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見ををお持ちの方は、書面（日本語）により提出することができます。

提出方法 氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からの意見及び意見の理由を記載し、左記まで郵送又は縦覧場所

設置された意見箱への投函により提出下さい。

提出期限 令和3年5月17日（月）※当日消印有効

■意見書の郵送先及びお問い合わせ先

電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部

風力事業部事業推進室（陸上開発第一、陸上開発第二）

〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号

TEL 03-3546-9600 担当：橋口、中井

「(仮称)中能登ウインドファーム事業」環境影響評価方法書に係る 住民説明会の開催および縦覧・意見募集について

標記の事業につきまして、2021年1月より、環境アセスメントに基づく「環境影響評価方法書」の縦覧を実施いたしました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、法定の住民説明会については中止とさせていただきます。

この度、法定住民説明会の代替説明会を開催するとともに、再度図書の縦覧及び意見募集を実施することと致しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 住民説明会について

第1回 日時 2021年4月23日(金) 19:00～20:30 会場 七尾市 田鶴浜コミュニティセンター 研修室3

第2回 日時 2021年4月24日(土) 10:00～11:30 会場 羽咋市 上甘田公民館 集会室

第3回 日時 2021年4月24日(土) 14:00～15:30 会場 志賀町文化ホール 研修室32

第4回 日時 2021年4月24日(土) 19:00～20:30 会場 中能登町 ふるさと創修館 視聴覚室

説明会の内容 ① 事業計画の概要 ② 「環境影響評価方法書」の内容の説明 ③ 質疑応答

新型コロナウイルス感染症の感染予防及び拡散防止の対策を講じたうえで説明会を実施いたします。当日参加者には事前の検温をお願いします。体温が37度以上の場合や、風邪の症状等があり体調のすぐれない場合は参加をお控え願います。厚生労働省にて感染予防として推奨されている、手洗いや咳エチケットの徹底、マスクの着用、手指の消毒等をお願いいたします。また公的機関などにより感染を防止するための指導が入った際、またはそれに準じる状況変化があった際は、やむを得ず説明会を延期もしくは中止する可能性があります。

2. 方法書の縦覧について

縦覧期間 2021年4月16日(金)～2021年5月17日(月) 縦覧時間 縦覧場所の開庁・開館時間に準ずる

縦覧場所 ①石川県庁 行政情報サービスセンター、②七尾市役所 情報公開コーナー、③田鶴浜コミュニティセンター、
④羽咋市役所 環境安全課、⑤羽咋市上甘田公民館、⑥志賀町役場 環境安全課、⑦中能登町役場 鳥屋庁舎

電子縦覧 方法書は、ホームページでもご覧になれます。

https://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind_nakanoto.html

3. 意見書の提出について

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面（日本語）により提出することができます。

提出方法 氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見及び意見の理由を記載し、下記まで郵送又は縦覧場所に設置された意見箱への投函によりご提出下さい。

提出期限 2021年5月17日(月) ※当日消印有効

《意見書の郵送先 及び お問い合わせ先》

〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号
電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部 風力事業部 事業推進室（陸上開発第一・第二）
TEL.03-3546-9615（担当：橋口、中井）

2021年4月
電源開発株式会社 風力事業部

「(仮称)中能登ウインドファーム事業」環境影響評価方法書に係る 住民説明会の開催および縦覧・意見募集について

標記の事業につきまして、2021年1月より、環境アセスメントに基づく「環境影響評価方法書」の縦覧を実施いたしました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、法定の住民説明会については中止とさせていただいております。

この度、法定住民説明会の代替説明会を開催するとともに、再度図書の縦覧及び意見募集を実施することと致しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 住民説明会について

- 第1回 日時：2021年4月23日 金曜日 19:00～20:30
場所：七尾市 田鶴浜コミュニティセンター 研修室3
- 第2回 日時：2021年4月24日 土曜日 10:00～11:30
場所：羽咋市 上甘田公民館 集会室
- 第3回 日時：2021年4月24日 土曜日 14:00～15:30
場所：志賀町文化ホール 研修室32
- 第4回 日時：2021年4月24日 土曜日 19:00～20:30
場所：中能登町 ふるさと創修館 視聴覚室

説明会の内容：①事業計画の概要
②「環境影響評価方法書」の内容の説明
③質疑応答

2. 方法書の縦覧について

縦覧期間：2021年4月16日（金）～2021年5月17日（月）

縦覧時間：縦覧場所の開庁・開館時間に準ずる

縦覧場所：①石川県庁 行政情報サービスセンター、②七尾市役所 情報公開コーナー、③田鶴浜コミュニティセンター、④羽咋市役所 環境安全課、⑤羽咋市上甘田公民館、⑥志賀町役場 環境安全課、⑦中能登町役場 烏屋庁舎

電子縦覧：方法書は、ホームページでもご覧になれます。

https://www.jppower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind_nakanoto.html

3. 意見書の提出について

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面（日本語）により提出することができます。

提出方法：氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見及び意見の理由を記載し、下記まで郵送又は縦覧場所に設置された意見箱への投函によりご提出下さい。

提出期限：2021年5月17日（月）※当日消印有効

4. 意見書の郵送先及びお問い合わせ先

〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号

電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部 風力事業部 事業推進室（陸上開発第一・第二）

TEL 03-3546-9615（担当：橋口、中井）

以上

電源開発株式会社ホームページにおけるお知らせ



J-POWERグループ

お問い合わせ

JP | EN

企業情報

事業情報

株主・投資家の皆様

環境・社会への取り組み

採用情報

ニュース

知る・学ぶ・楽しむ

[環境・社会への取り組み](#) > [環境への取り組み](#) > [環境アセスメント](#) > [風力発電事業に係る環境影響評価手続き](#) > (仮称) 中能登ウイ

風力発電事業に係る環境影響評価手続き (仮称) 中能登ウインドファームにおける 風力発電事業

|(仮称) 中能登ウインドファーム事業 環境影響評価方法書(以下、「方法書」)

方法書及びこれを要約した書類(以下「要約書」)を環境影響評価法に基づき公表します。

方法書及び要約書は2021年2月15日まで閲覧が可能です。なお、印刷及びダウンロードはできません。

- 「(仮称) 中能登ウインドファーム事業 環境影響評価方法書」の届出及び縦覧について
(PDF:132KB) [📄](#)
- 表紙・目次 [📄](#)
- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [📄](#)
- 第2章 対象事業の目的及び内容 [📄](#)
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 [📄](#)
- 第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の結果 [📄](#)
- 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 [📄](#)
- 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 [📄](#)
- 第7章 その他環境省令で定める事項 [📄](#)
- 第8章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
[📄](#)
- 資料編 [📄](#)
- 要約書 [📄](#)
- ご意見記入用紙 (PDF:145KB) [📄](#)

|(仮称) 中能登ウインドファーム 計画段階環境配慮書(以下、「配慮書」)

配慮書の閲覧は2020年7月15日に終了しました。

| お問い合わせ先

電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室

TEL : 03-3546-9600 (平日9時~17時)



風力発電事業に係る環境影響評価手続き （仮称）中能登ウインドファームにおける 風力発電事業

（仮称）中能登ウインドファーム事業 環境影響評価方法書（以下、「方法書」）

方法書及びこれを要約した書類（以下「要約書」）を掲載します。

方法書及び要約書は2021年5月17日まで閲覧が可能です。なお、印刷及びダウンロードはできません。

- （仮称）中能登ウインドファーム事業 環境影響評価方法書の代替説明会の開催について
（PDF：130KB）

- 表紙・目次
- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第2章 対象事業の目的及び内容
- 第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況
- 第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の結果
- 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 第7章 その他環境省令で定める事項
- 第8章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- （仮称）中能登ウインドファーム事業 環境影響評価方法書【要約書】
- ご意見記入用紙（PDF：145KB）

（仮称）中能登ウインドファーム 計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」）

配慮書の閲覧は2020年7月15日に終了しました。

お問い合わせ先

電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室

TEL：03-3546-9600（平日9時～17時）

縦覧状況

石川県庁 行政情報サービスセンター 	七尾市役所 情報公開コーナー 
田鶴浜コミュニティセンター 	羽咋市役所 環境安全課 
羽咋市上甘田公民館 	志賀町役場 環境安全課 
中能登町役場 鳥屋庁舎 	

再縦覧状況

石川県庁 行政情報サービスセンター 	七尾市役所 情報公開コーナー 
田鶴浜コミュニティセンター 	羽咋市役所 環境安全課 
羽咋市上甘田公民館 	志賀町役場 環境安全課 
中能登町役場 鳥屋庁舎 	